

密輸出すべく運送業Aに託し發送したるも其の目的を遂げず、

第三、銃砲火薬類の製造若は販賣業を営む者又は其の輸出に付特に行政官廳の許可を受けたる者に非ざるBが昭和九年、月、日モーゼルピストルを神戸港より支那大連へ向け密輸出したる節同人の依頼に基き其の頃該事情知悉の上前示拳銃及實包を他より買求めて神戸市内に於て之を同人に讓渡し以て右密輸出を容易ならしめたるものなり。

適條、同法第八條、第十六條第一項。

◎銃砲火薬類取締法違反（其の三）

被告人甲は職務又は營業の爲にするに非ず且正當の事由なくして、昭和八年五月十一日午後六時より同日午後十一時頃迄の間神戸市、區、町附近道路に於て、自己所有に係る刃渡約五寸三分の七首一口（押第一〇〇號）を携帯したるものなり（昭七、九ノ二六）。

適條、同法第十二條、第十七條、同法施行規則第四十八條、刀劍匕首其の他之に類似の戎器携帯禁止に關する件（兵庫縣令）。

◎銃砲火薬類取締法同法施行規則並鐵道營業法違反（其の四）

被告人甲、乙は火薬類の讓渡に付法定の資格なく又特に行政官廳の許可を受けずして、

- 一、被告人甲、乙は共謀の上爆藥「ダイナマイト」を變裝し岐阜縣、郡、村字、番地A方に送付し同人に賣渡さんと企圖し昭和八年八月九日被告人乙に於て爆藥「ダイナマイト」三十貫（大箱五個）をピル箱二個に入れ普通貨物の如く變裝し陶器なりと詐稱し同縣、郡、町より鐵道便に託送し前記A宛に送付せしめ三、四日後に運送取扱者の手を経て同所にて右Aに代金千圓にて賣渡し、
- 二、被告人乙は前示犯意を繼續し密賣の目的にて同年同月二十五日爆藥「ダイナマイト」二十四貫（大箱四個）を柳行李二個に入れ普通貨物の如く變裝し鐵器なりと詐稱し同郡、町より鐵道便にて岐阜市に託送し來り同月二十八日馬車にて前記A方に運搬し同人に賣渡したるものなり（大一二、五ノ二二）。

適條、變裝託送運搬の點は銃砲火薬類取締法施行規則第三十七條第一項、第四十五條、鐵道營業法第三十條、讓渡の點は銃砲火薬類取締法第六條、第十九條、尙刑法第五十四條第一項前段。

◎銃砲火薬類取締法同法施行規則違反（其の五）

第一、被告人甲は火薬類の讓渡讓受に付成規の許可を受けざるに拘らず意思繼續して、

- 一、昭和八年二月頃兵庫縣、郡、町A方に於て同人より、、、銃用に非ざる鑛業用雷管四百五十個を買受け、
- 二、同年三月頃同所に於て同人より、、、前同種の雷管五百個を、、、買受け、
- 第二、火薬類の所持に付法定の資格なきに拘らず右火薬類を各讓受當時より神戸市、區、町、丁目、番地B方に藏匿して擅に所持したるものなり(大二三、二ノ一五)。

◎銃砲火薬類取締法、同法施行規則違反 (其の六)

- 被告人甲は火薬類の所持並讓渡に付何等の資格を有せず又何等の許可を受けざるものなるところ、
- 第一、昭和八年九月中旬神戸市、區、町、丁目、番地、館に於てダイナマイト三個緩燃導火線に裝置したる雷管三個を所持し
 - 第二、其當時前記の場所に於てAに前記の物件を無償にて讓渡したるものなり。
- 適條、同法第六條、第十九條、同法施行規則第二條。

◎銃砲火薬類取締法、同法施行規則違反幫助 (其の七)

- 第一、被告人甲は銃砲火薬類商なる處乙より拳銃及同實包の讓渡方の依頼を受け同人が銃砲火薬類の製造若は販賣の業を営む者又は特に行政官廳の許可を受けたる者に非ざるに拘らず、拳銃及同實包を支那方面に密輸出するものなることを知悉しながら之を承諾し昭和八年三月初旬頃より同年六月末頃迄の間二十一回に亘り拳銃合計千六百八十九挺同實包合計十八萬個を神戸市内其他に於て右乙に讓渡し以て乙等が左記第四記載の如く拳銃及同實包を支那大連其他に密輸出したる行爲を容易ならしめて之を幫助し
- 第二、.....
- 第三、被告人丙は銃砲火薬類商Aの代理主任なる處、
 - 一、犯意繼續して昭和八年三月頃豫て知合なる被告人丁の依頼に基き被告人甲が法定の資格なき者に對し拳銃實包の讓渡を爲すものなる事情を知悉しながら同年三、四月頃前後三回に亘りAの營業帳簿に同實包六萬個を被告人甲より讓受けたる如く假裝の記入を爲したる上其の買受證を同人に交付し、更に同年五月頃Aが拳銃及實包の販賣を中止するの止むなきに至るや豫て知合なる岡山縣、郡、町火薬類商Bに依頼し同年六月頃同人をして其の帳簿に拳銃の實包八萬個を四回に被告人甲より讓受けたるもの如く假裝の記入を爲さしめ同時に其の買受證を作成せしめて之を被告人甲に交付せしめ因て同被告人の前記實包の讓渡行爲を容易ならしめて之を幫助し、

二、行政官廳の許可を受けずして昭和七年十一月初旬頃より昭和八年六月末日頃迄の間前後數十回に亘り神戸市内其の他に於て拳銃合計一萬七千四百七十八挺同實包合計百九十一萬二千六百個を法定の資格なき被告人戊等に譲渡し以て銃砲火藥類販賣の營業を爲し、

第四、被告人己は銃砲火藥類商にあらず且行政官廳の許可なきものなる處前記乙と共謀の上拳銃及同實包を支那方面に密輸出せんことを企て昭和八年三月頃より同年六月頃迄の間前後十數回に亘り右乙が被告人甲より譲受けたる前記拳銃及實包の内拳銃合計五百挺實包合計八萬個を神戸市榮町、丁目、回漕店の手を経て神戸港より支那大連、天津、青島等に密輸出を爲し、

第五、.....

第六、被告人戊は行政官廳の許可なきに拘らず昭和八年三月頃より同年六月末頃迄の間前後六回に亘り神戸市内に於て被告人庚に對し拳銃合計二百二十四挺及同實包合計二萬九百個を譲渡し以て銃砲火藥類販賣の營業を爲し、

たるものなり(昭三、五ノ二四)。

適條、同法施行規則第四十二條、第四十五條、銃砲火藥類取締法第三條第一項、第十六條第一項。

◎銃砲火藥類取締法違反 (其の八)

被告人甲は商用の爲支那上海に赴きたる際同所に於てAより一挺に付金拾五圓宛の利益を授受することを事件として支那へ拳銃五十挺の密輸出を依頼せられ歸國の上B、C、Dの協力を求め更にEとも共謀して拳銃の密輸出を企て制規の資格なく又行政官廳の許可を受けざるに拘らず、神戸市内に於てEよりモーゼル式八連發拳銃五十挺を入手し當時長崎縣、郡、港に寄港碇泊中にして同所より上海に直航すべき汽船松浦丸に積載輸出することとしCに前記拳銃の積載を依頼したる結果同人に於て、港に赴き昭和八年二月二十三日午後十一時頃右松浦丸の船員なりしDと共に該拳銃の内三十四挺を同船に積込みたるも残十六挺は之を同港飲食店F方に残して未だ之が積載を爲さざる中事發覺し其の輸出を遂げざりしものなり(昭四、八ノ二九)。

適條、同法第八條、第十六條第一項第二項。

◎銃砲火藥類取締法違反 (其の九)

被告人甲は大正十五年二月十二日、地方裁判所に於て銃砲火藥類取締法並同法施行規則違反の罪に依り懲役△月に處せられ三年間右刑の執行を猶豫せられ更に同年十一月二十五日同裁判所に於て銃砲火藥類取締法施行規則違反の罪に依り懲役△月に處せられ昭和△年四月二十二日神戸區裁判所に於て再犯に依り前記初犯の刑の執行猶豫を取消され且昭和二年勅令第十二號に依り其の刑期を、日に變更せられ孰れも其の當時該刑の執行を受け終りたるものなる處、茲に復銃砲火藥類の製造若は販賣の業を營む者又は其の輸出に付特

に行政官廳の許可を受けたる者に非ずして犯意繼續の上、

第一、銃砲火藥類の製造若は販賣の業を営む者又は其の輸出に付特に行政官廳の許可を受けたる者に非ざる
Aと共謀し、

一、昭和三年十月二十六日頃ローヤル拳銃二十四挺實包二千四百發、

二、同年十二月十五、六日頃ローヤル拳銃三十六挺實包三千六百發、

三、……………中略、

を孰れも神戸港より支那大連へ向け送付して其の密輸出を遂げ、

第二、……………

第三、銃砲火藥類の製造若は販賣の業を営む者又は其の輸出に付特に行政官廳の許可を受けたる者に非ざる

Bと共謀の上昭和五年五月頃同人所有に係るモーゼル拳銃百三十挺實包一萬二千五百五十發を神戸港より支那大連へ向け密輸出すべく運送業Aに託して發送したるも其の目的を遂げず、

第四、銃砲火藥類の製造若は販賣の業を営む者又は其の輸出に付特に行政官廳の許可を受けたる者に非ざる

Cが、

一、昭和四年六月頃拳銃用實包一萬發

二、……………

三、……………中略

を孰れも神戸港より支那大連へ向け密輸出したる節同人の依頼に基き其の頃該事情を知悉の上前示拳銃及實包を他より買求めて神戸及大阪市内等に於て之を同人に讓渡し以て右密輸出を容易ならしめたるものなり。

適條、同法第十六條第一項第二項、第八條。

○イ、所持とは自己の爲にすると他人の爲にするとを問はず火藥類を自己の支配内に置くの義にして、必ずしも常に之を握持するの義に非ず而して其の所持の目的を問ふことなし(大六、一二ノ一一)。

ロ、所持の移轉を授受と謂ふ(大六、一二ノ六法決)。

ハ、所持は讓受行爲中に含まるることなし(大七、一〇ノ一四)、ピストルの交付を受けて之を所持すれば手段結果の一罪となることあり、尤もピストルに付ては授受等の取得行爲に對し規定あるも取得後の所持に關し完全なる規定なし(同法施行規則第四十條)。

ニ、所持と製造、變形、修繕との關係。製造中の所持は別罪を構成せざるも、製造完了後の所持は全く別罪なり(大一二、三ノ三〇)。

ホ、火藥類の所持に付きては施行規則第十八條各號の分に付ては特に犯罪を構成せず、何人も自由、に之を所持し得るが故に(大一二、六ノ一三聯判)注意すべし、然れども銃用に非ざる雷管に付ては其の數量の如何を問はずと反對なり(大一三年一二五頁)。

○イ、讓渡は所有者の爲す所有權移轉行爲に限らず、所有權を有せざるも現實に火藥類を領有する者が相手方と合意の

上相手方をして之を取寄せしむる目的を以て爲すところの事実上の處分行爲をも包含す(大一一五、七ノ三〇)、法第十二條は第六條に規定する讓渡讓受等の處分行爲に關しては其の適用なし。

ロ、讓渡と授受とは全然其の觀念を異にし、前者は相手方をしてピストルを取寄せしむる目的を以て爲す處分行爲を意味し、必ずしも目的物の現實の交付あることを必要とせざるに反し、後者は單にピストル等を現實に交付し又は交付を受くる行爲(引渡と受領のみ)を指稱するものあるのみならず讓渡と運搬又は携帶とは其の觀念を異にするこゝ多言を要せず(昭五、一一ノ一二判例、大八、三ノ二四回答)。

ハ、火藥類の授受の幫助、營業者の讓渡罪を幫助する非營業者の處分(昭五年八六三頁)營業者が他人の密輸出行爲を幫助したるときは本法第八條、第十六條第一項の從犯なり(昭七年一七〇九頁)。

○イ、匕首、鐔なき短刀、短刀とは刃渡九寸五分前後に作製せられ鐔ある刀を謂ふ。之に類似の武器とは刃渡三寸五分以上を有する片刃又は双刃の武器を指稱す。

匕首の携帯禁止違反罪に付ては其の禁止が安寧秩序を保持する爲必要ありや否を判示する要なし(昭七、九ノ二六)所謂正當の理由とは危険身邊に及ぶも警察の保護を受くるの遠なく防衛上必要なるとき、賣買授受其他特殊の旅行等に當り携帶を必要とするとき等を謂ふ。

ロ、小柄―脇差の鞘に添へて挿す小刀。

ハ、白鞘刀劍は變裝せる武器にあらず(大一二、三ノ三一法決)、後者は一見其の武器たることを一般に認識し得べからざる裝置を有するものを謂ふ(明四五、四ノ一二回答)。

仕込刀劍賣買の免許を受けたる古物商は施行規則第三十九條の許可を要せざるも第四十二條の營業者に該當するを

以て許可を受けざる者に之を讓渡するを得ず(大元、八ノ二〇回答)。

ニ、法第三條の銃砲中にはピストルを包含す(昭三年三九六頁)、銃砲の意義と其の種類(施行規則第一條)、火藥類の種類(同第二條、第二條の二、三)、同規第四十條の其他の武器中には日本刀を含む(昭四、七ノ二九回答)。

ホ、鐵砲とは理化學的作用を利用して彈丸を發射する性能を有する裝置を謂ふ、玩具用ピストルが非軍用銃として取扱を受くるには五間の距離に於て杉四分板(仕上二分五厘)に向ひ彈丸五發を發射し内一發にても右の板を貫通する威力あれば足ることとなり居り、苟も人畜を傷害し得る威力あれば犯罪を構成するに至るべし(昭九、七ノ二七警保局長通牒參照)、空氣銃も同様なり(大一一、一二ノ二八、大一一、四ノ一五回答)、消火ピストルは非軍用銃なり(警保局長)人畜を傷殺するに足る變裝空氣銃は仕込銃として取締るべし、毒瓦斯發射器はピストル同様に取扱ふべしとの内務省通牒あり(昭六年三月)。

在郷軍人が制規の服裝を爲さずしてピストルを携帶せる際には犯罪となる(警保局長)、市町村の經營する青年訓練所に於て銃用空包を製造する際には本法令の適用なし。

○イ、販賣とは不定多數人に物の所有權を有價にて移轉するを謂ふ(ハ參照)。

ロ、本法第十二條火藥類の授受運搬携帶に關する規定は同法第六條の讓渡又は讓受等の處分行爲に關しては其の適用なし(大一一五年)。

ハ、法第三條第一項の販賣の業を營むとは營利の目的を以て同種類の有價的讓渡行爲を反覆するを指稱するものにして、必ずしも不定多數に對し爲すことの意味あることを要せざるを以て、苟くも營利の目的を以て賣却の行爲を反覆したる以上は單に一人に賣却したるときと雖、猶販賣の業を營みたるものと謂ふを妨げず(昭三年五七四頁)。

之により生活の資料を捻出するが如きことを必要とするものに非ず(昭五、一二ノ一二)。

○イ、輸出は帝國の領域外の場所へ送付する目的を以て帝國外の領域内(例、内地より大連へ)に搬出する行為を謂ひ、國境を越れば完了す(大二三、四ノ九。昭五年一三頁)、海上に於ては帝國領土外に仕向けられたる船舶に目的物を積載することにより完成す(昭三年四二八頁)。

ロ、輸入とは外國貨物を陸揚して我が國內に運び入るゝ行為を指稱し、外國に輸送する目的を以て一時我國に陸揚するものをも包含す(警保局長)。

○携帯とは把持し懐中し其他直に使用し得べき状態(例、汽車に乗り棚に上げ置く如し)に置くを謂ひ所持の一態様なり、手提鞆に納め自己監督下に一時他人を役使して使用せしむると携帯となる(昭九、五ノ五)、規則第四條第二項の其他の戎器中には銃砲(拳銃、短銃、仕込銃を除く)を包含せず、渡來外國人の携帯するピストル類に付ては輸入許可證、携帯許可證なき限り犯罪を構成す(警保局長通牒)。

○ダイナマイトを他人を使用して費消したるときと雖、速に之を記載せざれば取締の目的を達する能はず(大一三年三五三頁)。

○法二十一條に所謂行政官廳の許可を受け銃砲火藥類に關する事業を行ふ者中には許可を受け工業、鑛業、漁業等を營むものを含む(大六、一一ノ三〇。大七、一一ノ三〇。大一一三尙昭九、四ノ二六)、廣く銃砲火藥類に關する取締に服すべき事業に付行政官廳の許可を受け取締上の責任を負擔する者を謂ひ、必ずしも其の事業の主體たることを要せず○同條に所謂從業者の意義(昭九、四ノ二六)。

○官公署と本法の適用—市町村に對しては本法を適用するの限にあらざれども之に準據せしむることを要す(警保局長)

○銃砲火藥類は之を差押へ競賣することを得(大三年法決)。

○爆發物取締規則は本法の爲其の效力を妨げらるゝことなし。

○刑法第九十五條 第一百七條第一項參照。

○銃砲火藥類取締法並同法施行細則違反

第一、被告組合は其の耕地の整理工事に使用する目的を以て昭和七年八月四日所轄警察署より火藥類讓受の許可を受け同日西宮市、町火藥商Aよりダイナマイト六百匁爆發用雷管八十五個導火線九十八尺を買受くる約束を爲し内ダイナマイト三百匁雷管導火線約半分宛を受取り即日之を組合の整理地域たる、村、の工事現場に於て岩石爆破用に費消したるに拘らず所轄警察署の指示による帳簿記載の法を講ぜずして之が收支を明にせず、

第二、右工事の従事者Bは同月八日頃前記Aより前叙の殘餘を受取り内ダイナマイト九本(凡そ百八匁)雷管三十五個導火線約二十尺を法定の貯藏所外なる前記、村の同人宅押入内に收納し置きたるものなり。

適條、第一は同法施行細則第三十條、第五十五條。

第二は銃砲火藥類取締法第二十一條、同法施行規則第二十七條、第四十五條。

◎銃砲火薬類取締法並同法施行規則違反

被告人甲は兵庫縣、郡、村字、谷所在の金銀鑛、金山の採掘權を有し昭和七年五月以來火薬類を使用して該金山の採掘事業を經營せる者なるところ、其の雇人なるAは被告人の爲に火薬類を使用して右金山採掘の爲に坑道擴張工事に従事同年六月二日より同月二十一日迄の間毎日其の使用残りとしてダイナマイトは九十六匁乃至五百七十匁火薬裝填の雷管は七個乃至六十八個存したるに其の間意思繼續して毎日其の右残存火薬類を法定火薬類貯藏所たる火薬庫又は倉庫或は假貯藏所に非ざる同金山第一坑道内に其の翌日迄貯藏し置きたるものなり(昭八、二一九)。

適條、同規則第二十七條、第二條、第四十五條、刑法第五十五條、銃砲火薬取締法第二十一條、第二十二條。

◎出版法違反(其の一)

被告人等はAと共謀して猥褻寫眞を出版せむことを企て被告人丙は昭和、年、月、日頃西宮市、町、番地自宅に於て婦女が、部を露出せる状態を撮影せる猥褻寫眞原版三枚(寫眞陰畫)を之に基き焼付に依り印刷せしむる目的を以て之を被告人甲に交付し被告人甲及乙は昭和、年、月、日頃より同年、月、日頃迄の間甲の兵庫縣、郡、町、番地自宅に於て右猥褻寫眞原版三枚及其の頃A及右兩人に於て撮影して作成

せる猥褻寫眞原版十數枚に基き焼付により發賣の目的を以て男女、接及婦女が、部を露出せる状態を寫せる猥褻寫眞(陽畫)約四百枚を作成印刷し被告人甲、乙及Aは同年、月上旬頃より同年、月下旬に至る迄の間兵庫縣、郡、町、番地及同縣、郡、町内に於て該寫眞の内約三十七枚をB外數名に頒布し以て之を出版したるものなり。

適條、同法第二十七條、第三十五條。

◎出版法違反(其の二)

被告人甲はAと共謀し昭和、年、月、日西宮市、町、番地に於て「全被[△]迫、民族同胞兄弟諸君!!」との題下に没落に瀕したる世界資本主義の一環部たる日本資本主義は必然的に其の規定せる過程的の渦中に合流しつゝあるのだ云々との意味の朝鮮文の檄文數百枚を印刷し某日之を大阪市内に於て^{△△}會所屬員等に交付し以て之を頒布し右文書の出版を爲したるに拘らず右出版に先だち發行の日より到達すべき日數を除き三日前に製本二部を添へ内務省に届出でざりしものなり。

◎出版法違反(其の三)

被告人甲、乙、丙は曩に内務大臣が安寧秩序を妨害するものと認め發賣頒布を禁止したる「^{△△}の歌」と題

する新體詩を秘密に印刷し廣く知人其他に配布せむことを共謀し乙、丙の兩名は昭和七年八月六日頃當時乙の止宿せる神戸市、區、町、丁目、番地A方二階に於て謄寫版を用ひ右「、の歌」と同一内容を有するもの百數十枚を印刷し其の届出を爲さざる儘甲の手に於て同年十月頃同市、區、町、丁目、番地B方にて同人に右印刷物一枚丙の手に於て同年秋頃同市、區、町、丁目、番地、社にてCに右印刷物二枚を交付し乙の手に於て昭和八年十一月頃同市、區、町、丁目、番地D方に於てE、Fに右印刷物各三、四枚を交付し尙同年六月頃兵庫縣、郡、村Gに右印刷物二枚を郵送し以て之が頒布を爲したるものなり(大一二、三ノ一六)。

適條、同法第二十八條第二項第一項、第十九條。

◎出版法違反(其の四)

被告人甲は昭和八年五月二十五日午後一時頃より同三時頃迄の間西宮市、町、番地A方に於てB、同人妻C、並D、同人妻E及氏名不詳の女子一名をして被告人の考案になりたる「若き血潮はくるふ」外三卷の筋書に基き被告人指揮の下に男女の、接其他猥褻なる姿態を實演せしめ其の監督の下にFをして之を活動寫眞フィルムに撮影せしめ之に別途に撮影したる被告人の考案に係る字幕を配し翌二十六日明石市、町、番地G方に於て其の現像を爲し以て風俗を壞亂する活動寫眞フィルム原版(昭和八年押第二十六號の二)

の著作を完成し次で之を焼付けて活動寫眞フィルム(押第、號の一)を製作して其の印刷を遂げ同年八月中頃神戸市内に於てKに依頼して他に賣却せむとし自ら其の發賣に従事し以て之が出版を遂げたるものなり(昭二、一〇ノ一八)。

◎出版法違反(其の五)

被告人甲は西宮市、町、番地に於て出版業を営むものなるところ昭和八年一月下旬頃豫て所持し居りたる歌麿、北齋のものキャビネ型春畫十二枚を原畫として銅版印刷春畫十二枚一組のもの、出版を企て他人をして銅版を作成せしめ三百組を印刷せしめて之を作成し内容見本及廣告印刷物を以て會員を募集し同年二月二十六日頃より三月一日頃迄の間靜岡市、町、番地A其他に一組貳圓五拾錢の約にて三十六組餘を送付して發賣したるものなり(昭七、七ノ四)。

適條、同法第二十七條、刑法第五十五條。

◎新聞紙法違反出版法違反(其の六)

被告人甲は

第一、Aが西宮市に於て月二回編輯發行する、大衆新聞なる新聞の經營に助力し居りしところ昭和九年五

月、日發行の同新聞第、號は「誰の爲に戦ふか」「草津節替歌」、階級の全勢力でファッションを撃滅しろ」と題する記事が安寧秩序を紊すものとして内務大臣より發賣頒布を禁止せられ被告人に於ても之を熟知するに拘らず同月、日午前十時頃同市、驛より鐵道小荷物として各新聞支局たる、市、町、番地B宛百五部兵庫縣、郡、町C宛五十部を夫々發送頒布し、

第二、「親愛なる職工の全、者諸君に訴ふ」なる題下に「打ち續く反動の嵐の爲めに諸君も御承知の通り發禁で二號、三號の兩紙共やられました吾々は出來得る限りの努力を以て發禁押收を避ける可く盡力してゐます、だが然し凡ての社會に行はれる一切の出來事を些たりとも嘘、偽りを以て報導する事を斷じて許されせんこれ程階級的、行爲はないからです」云々「吾々は如何なることがあらう共飽く迄全、階級の一切の利益擁護の爲め唯一の言論機關としての、大衆新聞を續刊する覺悟であります」云々と記載したる謄寫版刷の文書約二百五十枚を昭和八年五月三十日西宮市、町、鐵工所附近に於てDをして同鐵工所職工に配布せしめ以て該文書を發行したるに拘らず

- 一、右發行の日より到達すべき日數を除き三日前に製本二部を添へ内務省に其の届出を爲さず、
- 二、右發行に係る文書の末尾に發行者たる自己及印刷者の氏名、住所並印刷及發行の年月日を記載せざりしものなり(昭七、二二ノ一)。

適條、第一の所爲は新聞紙法第三十八條、第二十三條第一項に、第二の一の所爲は出版法第三條、第二十

二條に、第二の二の所爲は同法第二十四條に各該當す。

量刑、第一の犯罪に付罰金、圓、第二の一の犯罪に付罰金、圓、第二の二の犯罪に付罰金、圓。

○含密はセイミと讀み (Chemie)、化學と同義なり。炭酸紙を使用しての手寫は印刷に非ず(大ニ、一一ノ二五。大八、一〇ノ二七)。陽畫フィルム製の之と反對なり(昭二、一〇ノ一八)、本法第二十七條は春畫の印刷者を處罰せざれども他人が之を出版する情を知り印刷せば本法違反の幫助となる(大三年二〇二五頁)。

○出版の意義(第一條)。發行とは印刷したる文書圖畫を發賣又は頒布する行爲を謂ふ(昭七、八ノ一三)。第二十八條第二項の發賣者中に小賣を爲す者を含む(明四〇、五ノ三一回答)。電柱に貼付するも發行となる。販賣の目的を以て文書を印刷し之を他人に賣却せば唯一人に賣却したるときと雖尙發賣と云ひ得べし(明四一年五一六頁)、又發賣の状態に置きたる以上は購讀者に到達せざるも同様なり(大八年九五七頁)。

○製本は冊子なることを要せず、製作せられたる文書圖畫を謂ひ、一葉の圖畫をも包含す(昭二年四三六頁)。

○著作たるには文書等の内容が作成者の創意に出でたることを要せず、從て他人の文書等の模寫の如きも亦著作たることを失はず(昭七年一〇六三頁)。

○頒布(昭七、八ノ三。昭三、二ノ二五)とは、多數者に頒つるの意義にして多數の特定人に郵送するも頒布なり。一冊の文書を多數人に披見せしむるも之に該當せず(大一〇、一一ノ二九回答)。

○法二七條の風俗を壞亂する文書(昭七、八ノ六)なりや否は現時に於ける社會の普通觀念を標準として之を決すべし。翻譯なるも、或は性慾の弊害を除かんとする目的あるも、罪となる(大一二年一九三〇頁)。この文書も第三條を守る要あり(明四三年一〇六〇頁)。

○發禁出版物を發賣頒布の目的を以て單に所持するのみにては未だ罪とならず(明四五、二ノ五回答)。

○第九條の寫眞(大四、一一ノ二五)。引札(昭二、一一ノ一一。昭二、一二ノ二三)とは營業上の廣告の如く頒布の目的を以て單に購買、觀賞其の他需要供給の誘引となるべき事項を記述したる文書を謂ひ、或種の思想を發表宣傳する文書の如きを包含せず。

○第七條に依り記載すべき發行者の氏名は自然人を指す(明四四年五一頁。大ニ、一二ノ一九。昭二、一一ノ一一。昭四、四ノ三〇)。

○私行の意義は新聞紙法の夫れと同一なり(昭七年九〇七頁)。

○専ら學術統計等に關する記事を掲載する雜誌に限り新聞紙法に依らず本法に依る(第二條)。

○法第二十二條の列示方(大一〇年五四九頁。昭三、五ノ二二)。

○本法は昭和九年五月一部改正、同法施行規則と共に同年八月一日施行。

○本法違反には自首減輕、再犯加重、併合罪の適用なし(第四十四條)。出版犯には犯意を要せざるを原則とすと解すべし、尤も大四、五ノ七參照。

○公訴時効は一年なり。刑の時効に付ては特別規定なし。

○陪一〇九、陸刑法二九、少年法七四、豫約出版法、著作権法、出版規則、出版物取締規則及新聞紙法違反の項、尙明治五年布達、明治十五年内務省達、一枚摺略曆出版方、更に不法出版物處罰法案參照。

◎新聞紙法違反 (其の一)

被告人甲は、市、區、町、丁目、番地株式會社、、、新聞社の發行に係る、、、新聞の編輯人

なるところ、

第一、檢事より昭和九年、月八日、、、鐵道汽船株式會社に關する瀆職被疑事件に付、同年同月十一日勳章褒章位階に關する瀆職並詐欺事件に付及同年、月二十一日、鐵道株式會社に關する瀆職事件に付孰れも捜査中なるの故を以て右各犯罪事件に關する一切の事項を夫々新聞紙に掲載することを差止められたるに拘らず同年同月二十六日午後六時前記各差止命令の解除ありたるに先立ち同日發行の同新聞紙上に「、、鐵道事件北、に鳴響く」なる題號の下に「、、鐵道は、、中略、、、
「聖代の大不祥事勳章事件前、局總裁A氏の職權逆用」なる題號の下に、、、中略、、、
及「、鐵道事件要路の大官數十萬圓を提供す」との題號の下に、、、中略、、、
等の如く孰れも前示差止命令に抵觸する記事を掲載して發行し、

第二、昭和九年、月十四日檢事より、總督府に關するB等の瀆職並に詐欺事件は捜査中に付該犯罪事件に關する一切の事項を新聞紙に掲載することを差止められたるに拘らず同年十二月十四日付同社發行に係る同月十三日夕刊新聞紙上に「上奏裁可を仰いでCを起訴す」との題號の下に、、、中略、
との前記差止命令に抵觸する記事を掲載して發行したるものなり。

適條、同法第十九條、第三十六條。

科刑、第一の事實に付罰金、圓、第二の事實に付罰金、圓。

◎新聞紙法違反（其の二）

被告人甲は、市、區、町、丁目、番地に於て發行する旬刊新聞、日々新聞の發行人及編輯人にして同新聞は其の創刊の際法定事項を内務大臣に届出づるに當り時事に關する事項は之を掲載せざる旨届出であるに不拘らず、昭和九年、月十日發行の同新聞第二面に「戸數割賦課について」と題し「戸數割賦課法改正の爲に、、、中略、、、云々」と時事に關する事項を掲載して發行したるものなり。

適條、同法第三十一條、第四條。

量刑、發行人及編輯人として、各罰金、圓。

○明四二、一二ノ一刑事局長回答参照の要あり。此の場合には同法第十二條違反として第三十四條により發行人のみを罰すべきものにあらず。

◎新聞紙法違反（其の三）

被告人甲は、市、區、町、丁目、番地、、、新聞社に於て新聞紙法に依りて發行する新聞紙、、、新聞の發行兼編輯人なるところ、昭和九年、月二十四日同新聞社に於て同月二十五日付の夕刊を編輯するに際り時恰も、法案の衆議院に上程審議せられ國民は擧げて其の賛否を論じ是が爲多數の市民は縣會議事堂

附近に蟻集し形勢不穩なるときに際し同新聞第一、、號の第一頁に「民衆は自分自らを獲得しろ」と題し「(前略)群衆は昨日と異り、、、議會は初めて民衆のものとなるであらう」との旨安寧秩序を紊亂すべき事項を掲載發行したるものなり(大一二、三ノ一九)。

適條、同法第四十一條。

科刑、編輯人並發行人たる兩資格に於て各罰金、圓。

◎新聞紙法違反（其の四）

被告人甲は、市、區、町、丁目、番地、、、新聞社の編輯人なるところ、昭和九年、月十六日午前八時頃刺客Aが、人參政運動の爲上京したるBを東京市、區、町東京、、、ホテルの一室に於て殺害し逃亡するや、地方裁判所檢事Cは右殺人事件に付同日午前十一時五十五分同新聞紙の發行人に對し右殺害事件は豫審中なるに付審を請求し同裁判所檢事Dは同日午前十一時五十五分同新聞紙の發行人に對し右殺害事件は豫審中なるに付同事件に關しては該犯罪事件に關する一切の事項及右差止命令ありたる事項を新聞紙に掲載發行することを差止むる旨の差止通告書を發し同新聞紙發行人は即日右差止通告書を受領したるに拘らず該差止命令の解除前該被告事件の其の公判に付せらるる以前に於て、

一、同月二十三日發行の(翌二十三日附)、新聞夕刊の紙上に「引致された。人E某重大事件に大活動の

警視廳が端緒を得た」と題し「數日前から大活動を續けて居る警視廳では、、、されて居る」との記事を、

一、同月二十五日發行の同紙上に逃走中の某重大事件主犯長崎で逮捕二十四日午後一時高飛びせんとする利那、麥酒を飲んで警視廳の大歡喜」と題し「事件發生以來警視廳が、、、べしといふ云々」との記事を、
 三、同月二十六日發行の同紙上に「重大犯人の不敵な振舞犯罪後逃走した道筋取調後大軒で熟睡昨夜、出發」と題し「二十四日長崎で捕縛された某重大犯人は、、、云々」との記事並に「共犯者を否認二時間遅れたら永久に逮捕が出来ない處、警察部長談」と題し「犯人は取調に際して共犯者は一人も無い」と主張して居るそうであるが云々」との記事を
 登載したるものなり(大一二、六ノ八)。

適條、同法第十九條、第三十六條。

◎新聞紙法違反 (其の五)

被告人甲は昭和、年二月施行の衆議院議員選舉に際し議員候補者たるAが同議員選舉法違反事件に付、區裁判所に起訴せられ現に刑事被告人たることを知りながら日刊新聞、日日新報の編輯人兼發行人として自ら執筆して同年四月二十八日發行の同新聞第一號、、、夕刊紙上に所論A名義「今回の衆議院議員選舉に付

自分もB氏も共に候補者となりたる處Bは自分と連坐の選舉法違反行爲ありとし檢事局へ自首したる趣にて一應檢事局の取調を受けたるも自分としては彼Bの如き人格者と共犯的違反行爲あるべき筈なく心中何等疚しき點無之旨」の緊急廣告の次欄に「A候補者に対する違反問題Aは起訴さるるも敢然邁進する」と題し「同人は選舉違反事件に付起訴せられたりと雖人格高潔のAに對しては更に一層の同情集中し其の當選も殆ど確定的になりつゝあり」との記事を自ら執筆編輯し前記新聞紙上に右刑事被告人たるAを救護する事項を掲載したるものなり(大一二、一〇ノ一一)。

適條、同法第二十一條、第三十七條。

◎新聞紙法違反 (其の六)

被告人甲は、市、區、町、丁目、番地、、、日日新聞社發行に係る、日日新聞の編輯兼發行人なるところ、昭和、年五月十四日の同新聞夕刊第、、、號第一面下段の廣告欄に「學大家A最近著圖解△女及妻の△的生活」と題し「女の△體の構造作用と△慾とを露骨に説明せる最新刊。女の△體を女、妻、母の三種に區分すれど△體の何れかに如何なる變化がある爲か。……中略……女の△體を△部より、に至る迄殘る限なく寸斷して其の構造作用を露骨に解りよく解剖説明し又心理的には男の心付かぬ女の△慾及△的苦惱の機微を穿ちて妙を盡し且女子、器の圖解は鮮明にして詳細を極む。近來の珍書也。女子△△器圖解。△

女の乳房と臀部。△女の△淫性慾、結婚△夜は如何にすべきか、夫婦の△慾及△△の注意云々」なる風俗を
壞亂すべき廣告文を編輯掲載し以て其の頃之を各地に發賣頒布したるものなり(大二三、二ノ二三)。
適條、同法第四十一條。

◎新聞紙法違反 (其の七)

被告人甲は新聞、の發行人兼編輯人なる處、

第一、昭和、年十二月一日内務大臣に對する同日發行の右新聞紙の新印刷人は兵庫縣、郡、町Aなるに
拘らず被告人なる旨の不實の印刷人變更届書(證第三號)を管轄地方長官たる兵庫縣廳に差出し、
第二、右新聞紙の發行所は兵庫縣、市、町、社のみなるに拘らず前同日發行の同紙、第、號

(證第一號)に同所の外東京市、區、町及大阪市、區、町をも其の發行所なる旨の不實の掲載
(證第二號)を爲し

たるものなり(大一一、二ノ一〇)。

適條、同法第三十條、第五條。

◎新聞紙法違反 (其の八)

被告人甲は西宮市、町、番地(現在西宮市、町、番地と改稱)、運動社に於て新聞紙法に依り
發行せる雜誌、線の發行人兼編輯人にして、被告人乙は其の主幹として實際編輯を擔當したる者なると
ころ、昭和、年十二月七日發行特輯號と表記せる同雜誌第、卷第、號被告人乙の執筆に係る「、事件
の法廷鬭争と、裁判」と題し其の内容を一項乃至二十七項に細別したる論文中其の一項及三項に於て昭和
、年九月十三日付、控訴院に於ける懲戒裁判所の被告人乙に對する懲戒裁判開始決定書の全文及昭和八年
四月十二日付、控訴院檢察長、名義同被告人に對する懲戒裁判開始申立書の全文等其の性質上官署
の公にせざる文書を許可を得ずして掲載したるものなり(昭八、三ノ三〇)。
適條、同法第二十條、第三十六條、第九條第一號。

○新聞紙の意義(第一條)。號外と本法第三十條の適用(明四三、一一ノ一五回答)。

○本法に所謂臨時發行する著作物(昭二年四四九頁)。

○時事とは現時に於ける社會上の出來事を稱し、公知のものをも含む(大三年一五二〇頁。大二年一五頁。大四年
一〇四頁)。「之に該當するや否は記事の全體に亘り其の記述の目的としたる事項を標準として判定すべし、新聞紙の
目的とする所の特殊事項に附帶し之と密接なる關係あるときは假令其の事項が多少時事に渉るも本法第三十七條の違
反と云ふを得ず、尙昭三、九ノ一二回答参照。

○本法の印刷人は出版法の夫れと同意義なり、印刷依頼者は印刷人に非ず、蓋し實際印刷を擔當する者に非ざればなり、
印刷人たるには自ら印刷の機械的作業を行ふ要なし(大一年五一頁)。

○豫審の内容とは豫審繫屬以後に於ける豫審判事の職務執行に伴ふ一切の處分を包括指稱す(大六年一二九四頁。一五一頁。大二年四九四頁)、編輯人に於て豫審に繫屬せる事實を認識する要なし(大五、一二ノ二八回答及大七、一〇ノ八回答)。

○風俗を害する事項とは人をして一讀羞恥厭惡の情を惹起せしむべき記事を謂ふ(大四年二一三七頁)。

○朝憲を紊亂せんとする事項とは國家組織の大綱を破壊せんとする記事を指稱す(大一年六〇頁)。

○軍法會議の管轄に屬する犯罪事件に付檢察は差止を命ずることを得ず(大一一〇、二ノ一二回答)。

○法第二十條の文書とは之が掲載に關し當該官公署に許否の權能の有無を問はず法令に於て公にすることを禁止する一切の文書を汎稱す(大一一五、六ノ一八)、公表し得るものと解釋したればとて之は法の誤解にして犯意の成立に影響なきものなり(昭八、三ノ三〇)。

○第二十一條の犯罪人とは總て刑事上の罪を犯したる者を指稱す(大三年一六五五頁)。

○第四十五條の私行と新聞社長の行動(昭六年七一頁)。

私行とは公法的權利關係に於ける公生活の行動に對する觀念にして人の私生活に於ける行動を汎稱す(昭六、一二ノ七。同九、二ノ八。同九、三ノ八、尙濤川氏判例批評日本法律新聞第二號一〇頁參照)るが故に官吏の行爲と雖其の私生活に涉るものは私行なりと謂ふべし(大六年二七五頁)。

○安寧秩序を紊すべき事項なりや否を定むる標準に付大一年二〇五頁。七七三頁參照。この事項に該當するや否は之を客觀的に觀察して判斷すべき法律上の問題にして事實の問題にあらず(昭九、九ノ一〇)。朝憲紊亂に付大九、五ノ二八。大九、一〇ノ二二。大二三、二ノ六參照。

○差止は其の事項を具體的に指示し如何なる事件に付差止ありたるやに付被差止者たる發行人又は其の代理人に知らしむるを要す(明四三年八三六頁。明四四年一三七三頁)、この告知を受けたる以上は差止は直に效力を生じ延て編輯人に及ぶべきものとす(大一年四九四頁)、此時の犯罪主體は編輯人なり(明四二、七ノ二三回答)。

○新聞紙に依り名譽を毀損したるとき責任者は編輯人にあらず刑法に依り定まる(大七年一五三頁)。

○數資格有る者の罪數(大五年、大七年六八二頁)、之を一罪として單一刑を科すべきものにあらず、各別箇の犯罪とし其の刑を併科すべし(大三年一六五五頁)。

○本法第九條違反には犯意を要せず(大一一、六ノ二四。大九、七ノ一四。大八、一ノ二九)發行人、編輯人は別に責任者ある場合に於ても亦其の新聞記事に付絕對的に責任あり。

○編輯擔當者の意義(大四、六ノ二八回答)。單に原稿を起草せし記者を含まず。

○本法違反にも連續犯、牽連犯、累犯、共犯の適用あるも併合罪の適用なし(第四十四條)。

○出版法違反の項參照。

◎商標法違反 (其の一)

被告人甲は蓄音機部分品商を營む者なるところ、昭和八年、月、日頃より昭和、年、月中に至る間神戸市、區、町、丁目、番地の營業所に於て亞米利加合衆國法人コロンビヤフオノグラフィコンパニーインコーポレテッド日本特許局に於て(Columbia)なる文字より成る商標の登録を受け之を専用して販賣せる蓄音機の

響函(サウンドボックス)に模し響函二百個を製造し之に(Columbia)なる文字より成る前記商標を使用し之を神戸市、區、町、丁目、番地A外數名に販賣したるものなり。
適條、同法第三十四條第一號。

◎商標法違反(其の二)

第一、被告人甲は昭和六、七年頃より同九年五月三十日頃迄の間に數回に亘りA方に株式會社、舎製造の商品に附すべき同舎の登録商標の原版の存するを聞知し同舎の商品と同一若は類似の商品に使用せしむる目的を以て右A方に注文して同社の登録商標三百餘枚を製作せしめて之を偽造し、

第二、昭和八年十二月頃より同九年六月中旬頃迄の間に數回に亘り西宮市、町、番地被告人工場に於て右、舎製造に係る電動機に類似する電動機五十二臺を製作して之に同舎のものと同なる登録商標を附し大阪市、區、町、番地△△電機商會に販賣したるものなり(大一三、四ノ一)。
適條、同法第三十四條第一號前段。

◎文書偽造行使商標法違反(其の三)

被告人兩名は清酒△△の登録商標を偽造し他の清酒販賣に之を使用して不正の利益を獲得せんことを企て共謀の上昭和八年二月二十九日行使の目的を以て擅に情を知らざる西宮市、町、番地印刷業Aをして其の居宅に於て兵庫縣、郡、Bの署名を冒用して瓶内の清酒はBの醸造に係る△△なる旨記載せる右B名義の清酒瓶貼用の肩張書及同人の有する明治、年七月二十八日登録第、號登録商標△△各一萬枚宛を印刷せしめて夫々之が偽造を遂げ、同年六月初旬より九月初旬に至る間被告人Cの居宅に於て清酒一升瓶詰千五本に右偽造肩張書並商標を貼用し、之にあらざる他の清酒を詰込み其の頃數十回に亘り之を同市、町、番地酒商D外數名に夫々賣却し以て前記偽造の肩張書並商標を行使したるものにして、右偽造文書行使は犯意繼續に出でたるものなり(昭二、五ノ二〇)。

◎詐欺及商標法違反(其の四)

被告人甲は藥種商乙は藥劑師なるところ、右兩名は豫て東京市、區、町、丁目、株式會社が明治、年、月、日登録大正、年十二月、日更新登録を各經て商標登録第○○○號を以て現に商標權を有する



なる登録商標を付し發賣中に係るタカチアスターゼ錠が賣行良好なところより之が偽品を製作販賣して不法の利益を得むことを企て共謀の上右商標が登録に係るものなることを知り乍ら、昭和八年十月頃より同年十一月頃迄の間に擅に同錠の偽品の紙箱に使用する目的を以て情を知らざる名古屋市、區、町、丁目、番地印刷業A方に於て同會社が現にタカチアスターゼ錠百錠入摺詰の紙箱として使用發賣中の前示登録商標其の他の印刷しある紙箱並に右摺詰の摺張用レッテル封印紙に模して之と同一の登録商標及その他の記載ある同一寸法の紙箱並にレッテル封印紙約二萬組位を印刷せしめ其の頃該品の交付を受けて右商標を偽造し次て同月中旬頃より昭和九年二月初旬頃迄の間に東京府、郡、町、番地被告人乙方外二箇所に於て右タカチアスターゼを以てタカチアスターゼ錠と同一寸法に作成したる錠劑を摺詰し之に摺詰用レッテル封印紙を貼付し且前示偽造に係る商標の印刷しある紙箱中に收め以て右タカチアスターゼ錠百錠入摺詰の偽品計百二打位を製作したる上更に各自分擔して右販賣を爲すこととし右偽品を恰も真正なるタカチアスターゼ錠なるが如く装ひ昭和八年十一月上旬頃より同年十二月十六日頃迄の間三回に亘り被告人甲單獨又は被告人等兩名に於て大阪市、區、町、番地Bに右内六十五打位を代金計五百六拾壹圓六拾錢位にて被告人乙に於て同年十一月二十一日頃より昭和九年二月二日頃迄の間四回位に東京府、郡、町、番地Cに右内計三百二十一箇位を貳百貳拾五圓六拾錢位にて昭和九年二月七日頃同郡、町、番地Dに右内五打位を參拾九圓位にて孰れも購入方を申入れ因て同人等をして該品が真正なるタカチアスターゼ錠なりと誤信

せしめ該品と引換に代金名義の下に同人等所有に係る前示各金圓を交付せしめて之を騙取したるものにして右被告人等の詐欺の所爲は夫々犯意繼續に係るものとす(昭八、二一ノ一五)。

適條、登録商標偽造の點は商標法第三十四條第三號、刑法第六十條、偽造商標を同一の商品に使用し其の商品を販賣したる點は商標法第三十四條第一號、刑法第六十條、詐欺の點は刑法第二百四十六條第一項、第六十條、第五十四條に各該當す。

○商標權は特許權と同じく無體財産權なり、而して商標とは營業に係る商品に專用せらるゝ特別顯著なる文字、圖形若は記號又は其の結合を謂ふ。

○同一商品の意義—總ての點に於て同一なることを要せず取引上の通念に従ふべし(大五、一一ノ一七)、主要成分に於て相異せざれば可なり。

○イ、類似商標の意義—主要部分が類似し混同誤認され易きものを含む(大五、一〇ノ一六。大元年一〇月)。物の類似の識別は構造等に付具體的説明を要せず、唯單に其の物體の概念を得るのみを以て足る(大七年)。商標の類似なりや否を定むる標準は所謂隔離的觀察を以てすべし(大九、一〇ノ二九)。

ロ、其の實例

A、うどんや風藥と風藥うどんの友(昭七、一〇ノ二四)。B、業平八橋と業平印の争(大一一、一二ノ一八)。

○商品の混同とは其の出所の混同を生ぜしむることを意味し之を生ぜしむる虞ありや否は商標以外諸般の事情を考察して之を判定すべし(民大一五、五ノ一四)。

- 他人の登録商標を附したる容器の利用(大二〇、一ノ二二)。
商標が一時的に掩蔽せられ居る時と雖犯罪を構成す。
- 登録したる商標権を有する者は無効審決の確定に依り之が取消さるゝ迄は商標権者として商標専用権を有すが故に他人の商標と混同せらるゝも其の行使を妨げらるゝことなし(昭四、二ノ二一。昭七、一〇ノ二四)、之れ所謂「先決問題の審理」に關する實例の一なり。
- 商標偽造と偽造商標の販売とは連続犯に非ず、刑法第五十四條第一項後段なり(昭七、六ノ六)。
- 文書偽造罪と商標偽造罪とは併合罪なり(昭二年)。
- 商標を偽造して薬品を販賣すれば其の薬品の効力が眞物と差異なくとも(昭八、二ノ一五)詐欺罪となる。商標法第三十四條第一號違反の所爲とは一行爲數法なり。
- 本法及同法施行規則は標章及團體標章に適用又は準用あり。

◎實用新案法違反

被告人甲は昭和七年十一月頃より昭和八年一月二十一日頃迄の間西宮市、町、番地自宅に於て大阪市、區、通、丁目Aの登録實用新案に係る、電池と同一の電池二、三千個を製作し其の頃之を神戸市内其の他に於て販賣したるものなり。
適條、同法第二十七條第一項第二號。

- 實用新案權も特許權と同様無體財產權にして、この兩者には密接なる關係存し、本法中には特許法の條文を多數準用せり。
- 實用新案の新規の意義(法第三條)。
- 一つの新案權が他の新案權と接觸するや否を鑑別する標準は、效果同一又は類似なりやに依らず其の外形的構造同一なりや又は類似なるやに依るべし(大九、三ノ三一)、尙特許法及商標法違反の項參照。
- 登録を受けたる以上假令其の考案が公知公用のものに係る場合に於ても該登録を無効とする旨の審判確定せざる以上は當然其の效力を失ふものに非ず(大六、四ノ二三)。商標法特許法違反の註參照。
- 第二十七條違反の罪は親告罪なり。

◎市街地建築物法並同法施行規則違反(其の一)

被告人甲は昭和八年、月中頃より同年、月末頃迄の間の二回に亘り大阪市、區、町、丁目、番地上に木造瓦葺、戸建平家一棟建坪、坪及木造瓦葺二階建家屋一棟建坪、坪を新築したるが同所は建築線に接せざるにより豫め行政官廳に建築線の指定を求めたる上地方長官の建築認可を受くるに非ざれば右新築を爲し得べからざる場合なるに拘らず斯る手續を経ずして擅に右新築を爲したるものにして、被告人の右各行爲は犯意繼續に係るものとす。

適條、同法第八條、第十九條、同法施行規則第三百三十二條、大阪府令市街地建築物法施行細則第十六條、

◎市街地建築物法、同法施行規則違反（其の二）

被告人甲は西宮市、町、番地の居宅呉服類營業所の所在地は甲種防火地區内にして且商業區域内に屬し其の建築物には耐火構造物を使用すべく又地方廳の認可を受くべきものなるに拘らず昭和八年七月二十五日より右認可を得ずして自宅裏手の建物一部を取除き之に木造石綿板葺二階建家屋を増築したるものなり。適條、同規則第一百九條、第四百四十三條第二號、市街地建築物法第十九條。

◎市街地建築物法並同法施行規則違反（其の三）

被告人甲は地方長官の認可を受くことなくして昭和八年八月末頃より同年十二月末頃迄の間に甲種防火地區内に在る建築物たる神戸市、區、町、丁目、番地上の被告人所有に係る木造瓦葺二階建一棟十九坪七合の内十四坪に付、

一、第一階南側壁體柱九本中五本新材に取替へ、中間仕切柱は縁側の柱二本を除き全部新材に取替へ、第二階は南側壁體柱六本中三本を新材とし中間仕切柱は全部新材に取替へ、

二、胴差一本新材と取替へ一本は古材を利用し二階梁は十本中三本を新材と取替へ三本は古材なるも仕口は

新なり、

三、小屋組は南側妻梁を新材と取替へ小屋梁四本中二本を他の古材を以て利用し母屋に本棟木一本は古材を利用する工事を爲し、結局舊建物の柱六本床張全部二階梁の手及軒桁を使用したる外他は新材料を用ひ其の工事施行上二階は全部取毀ちて改めて工事を爲したる程度の工作を加へ以て擅に改築し、

尙右改築に係る建物を屋根外壁を耐火構造と爲さず又其の軒を不燃材料を以て構成せざりしものなり（昭六、八ノ三七）。

適條、地方長官の認可を受くことなくして改築を爲したる所爲は同法施行規則第四百四十三條第一項、市街地建築物法第十九條に、外壁を耐火構造と爲さざりし所爲は同法施行規則第一百九條に、屋根を耐火構造と爲さざりし所爲は同規則第二百二十二條、市街地建築物法第十九條に、軒を不燃材料を以て構成せざりし所爲は同法施行規則第二百二十條、市街地建築物法第十九條に各該當するところ、以上は一箇の行爲にして數箇の罪名に觸る。

○改築とは從來存したる建築物を取毀ちて更に建築する事若は之に準ずる建築を指す、故に建築物の一部を一新し其の結果に於て舊建築物を取毀ち更に建築を爲したると相異らざるが如き場合も含む。

○大修繕、大變更、不燃材料、耐火構造等用語の意義（施行規則第一條）。

○本法適用區域。其の範圍に付注意する要あり。

○本法に所謂道路の意義に付ては第二十六條及道路法違反の項參照。

○本法は昭和九年四月一日一部改正同十年二月一日施行、同施行令も一部改正せられ同日施行。
尙施行規則も昭和九年十二月二十六日一部改正す、大正九年勅令第五百四十號は廢止。

◎砂防指定地取締規則違反

被告人甲は昭和八年三月二十日砂防指定地なる兵庫縣武庫郡、村、山一ノ三九及一ノ四二より十五間以内の田圃畦に火入を爲したるものなり。

適條、大正十一年兵庫縣令第三十七號砂防指定地取締規則第二條第一項第五號、第四條。

○砂防工事とは砂防設備（主務大臣の指定する土地に於て治水上砂防の爲施設するもの）の爲に施行する作業を謂ひ（砂防法第一條）、砂防指定地とは右大臣より指定したる土地を指稱す（第一條）。

◎狩獵法違反（其の一）

被告人甲は狩獵免許なきに拘らずA所有の獵銃を同人より借受け來り之を使用し昭和九年十二月一日兵庫縣、郡、村、山林内に於て鳩に對し發砲し以て狩獵行爲を爲したるものなり。

適條、同法第三條、第二十一條第一號、獵銃沒收。

◎狩獵法違反（其の二）

被告人甲は甲種狩獵免許なくして昭和九年二月一日午後三時頃兵庫縣、郡、村、長良橋附近に二個の馳捕壓、鼠を裝置し以て馳捕獲の方法を講じたるものなり。

適條、同法第三條、第二十一條第一項第一號。

◎狩獵法違反（其の三）

被告人等は各乙種狩獵免許を受け居るものにして、昭和八年十月十五日午前五時より午前五時三十分迄の間即ち同日出前（下記の地に於ける同日の日出は午前六時一分十八秒頃）兵庫縣、郡、村、内沼地に於て鴨捕獲の爲銃獵を爲したるものなり（大一一、六ノ二四）。

◎狩獵法違反（其の四）

被告人甲は乙種狩獵免狀を有するものなる處、昭和八年四月十一日午後三時頃兵庫縣、郡、町、警察署南側より同町公園に通ずる町道に沿ひ其の南側桑畑内より町道を隔て、其の北側麥畑内に居る雀を捕獲する目的を以て獵銃を發砲し、散弾をして右町道の中空を通過せしめ以て公道に於て狩獵を爲したるものなり（大一一、九ノ一九）。

適條、同法第十一條第三號、第二十一條。

◎狩獵法違反（其の五）

被告人甲は昭和八年四月十五日、山口縣知事が大正九年十月五日同縣告示第四五五號を以て狩獵法第十條に依る銃獵禁止區域として設定したる同縣、郡、村字、及、附近の海面に於て銃器を使用し鴨二羽を捕獲したるものなり（大一一、一一ノ二八）。

適條、同法第二十二條第三號、第十條。

◎狩獵法違反（其の六）

被告人甲は昭和九年十一月六日高知縣、郡、村、部落の、の、神社附近なる同神社境外地に於て狩獵禁止期間内に拘らず鼯鼠（俗稱もま）三匹を捕獲したるものなり（大一一、四ノ一五）。

適條、同法第五條第五項、同法施行規則第二條第二項、狩獵法第二十二條第一號。

◎狩獵法、同施行規則違反（其の七）

被告人甲は狩獵免許を受け居るものなるも狸の狩獵期間（毎年十二月一日より翌年二月末日迄）外なる昭和八年十一月二十三日兵庫縣、郡、村大字、附近畔の柿木に狸の登り居るを認め之を捕獲するの目的を以て裝彈したる獵銃を之に擬し以て狩獵行爲を爲したるものなり（大一一、六ノ三）。

適條、同法第五條、同法施行規則第二條、狩獵法第二十二條。

○狩獵鳥獸の種類（同法施行規則第一條、第一條ノ二、第二條）。

○獵具の種類（同法施行規則第四條）。

獵具を明示する要あるが故に金網の箱を使用して牠いたちを狩獵したりとの犯罪の表示は不可なり。

○狩獵たるには鳥獸を捕獲したることを要せず（明四五、三ノ三）法決参照（銃器等所定の獵具を使用し鳥獸捕獲の方法を行ひたる事實あれば足る、故に彈丸を込めたる銃を携帯して鳥獸を追跡し、或は之を搜索する爲山野を徘徊すれば足る（大九、一〇ノ七）。

裝彈したる銃を擬すれば既に捕獲行爲の着手ありと云ふべし（大一一、六ノ三）、山野に至る爲公道を歩み居りし程度にては不可なり。

○公道に於ける狩獵は狩獵者又は鳥等が公道上にある場合のみに限らず（大八、五ノ二一）。

○第十一條違反は現實に拿捕するに至りて初めて罪と爲る（大一一、一二ノ一九四答及昭九、一ノ二六法決）、之れ捕獲と狩獵とは用語上確然たる區別存すればなり。

○日出と夜明、日入と日暮との間には夫々區別あり、而して日出、日没は曆によるべし（大五、三ノ二七）、事實上日光の明暗に依る區別は極めて曖昧たるを免がれざればなり（大一一、六ノ二四）、尤も道路取締令違反に關し之と反對の列例あり（大一一、一〇ノ二七）、尙刑事訴訟法第五十五條の日の出入に付、學說岐る。

○事實の不知と違法の認識。

イ、捕獲を禁ぜられたるもまを斯る禁制なき他の動物なりと觀念するは明に事實に關する錯誤にして此の觀念に基くもまの捕獲は犯意なき行爲なること勿論なれども、鼯鼠ともまは同一の物なるに拘らず單に其の同一なることを知

らすもまは之を捕獲するも罪と爲らずと信じて捕獲したるに過ぎざる場合に於ては、事實の認識に欠缺なく唯行爲の違法なることを知らざるに止まる(大二三、四ノ二五)。

ロ、狸と貉との犯意(大一四、六ノ九)、貉を狸と思ひ捕れば罪とならず。

○法第二一條第二項は第三者たる権利者の意思に依らずして所持を取得したる物の如きは之を犯罪の用に供せられたればとて没收するの法意なりと解するを得ず(大一一、一二ノ六)、尤も本條項は刑法第十九條の特別規定にして、此場合には必ず没收すべきものとす(大九、一二ノ四回答)。

○法第二十二條第三號違反は銃獵禁止區域なることを認識して銃獵を爲すを要せず其の區域内にて銃獵するに因り成立す(大一一、一二ノ二八。尙大四、一二ノ二七判例及昭六、一ノ一六回答参照)。

○資格に關し虚偽の申告を爲し免許を受けたる罪と刑法第五十七條第二項との關係に付ては大四年四九三頁参照。

◎自動車取締令違反 (其の一)

被告人甲は昭和九年五月一日神戸市、區、町、丁目、電車停留所より神戸港棧橋迄車輛検査に合格せざる兵第〇〇號自動車に乘客を乗せ運轉使用したるものなり。

適條、同令第八十條、第二十四條。

◎自動車取締令違反 (其の二)

第一、被告人甲は自動車運轉者なるところ、昭和十年一月十五日京都市上京區、町に於て被告人乙が自動車運轉の免許なきことを知悉しながら自動車を運轉すべき旨を教唆し、

第二、被告人乙は自動車運轉の免許なきに拘らず、右教唆に應じ前記日時場所に於て京第〇〇號自動車を運轉し

たるものなり。

適條、被告人乙に對し自動車取締令第三十七條第一項、第八十條、被告人甲に對し同上及刑法第六十一條。

◎自動車取締令違反 (其の三)

第一、被告人甲は「ロードローラークレイダー」と稱する特殊自動車運轉者なるところ、昭和八年十二月五日神戸市、區、通より同市、町、丁目迄の道路に於て自ら右自動車以外の兵第、號クライスラー式自動車を運轉し、

第二、被告人乙は同日運轉免許なくして同市、區、町、丁目、番地先道路に於て自ら右クライスラー式自動車を運轉し

たるものなり。

○特殊自動車の種類に關し、昭和八年内務省告示第三五〇號參照。

二一〇

◎自動車取締令違反（其の四）

被告人甲は自動車に依る乗客の運搬を營業とする西宮市、町、タクシー株式会社従業員なるところ、昭和九年六月五日同會社所有のビウイク兵第△〇〇號の乗用自動車に運轉者Aと共に其の助手として乗組み西宮市、町より神戸市、區、町迄乗客を運搬したる歸途該自動車を西宮市なる前記會社の事務所迄運轉する途中、自動車運轉の免許を有せざるに拘らず同日午前十時頃兵庫縣武庫郡、村より西宮市停車場前通迄の阪神國道筋を運轉者Aに代り自ら該自動車を運轉したるものなり。（表示方冗漫）
適條、同令第八十條、第三十七條第一項。

◎自動車取締令施行細則（警視廳令）違反

被告人甲は自動車運轉者にして、昭和八年十一月二十九日東京市、區、町通二丁目、番地先道路に於て規定の泥除を備へずして貨物自動車を運轉進行したるものなり（昭九、九ノ六）。
適條、同施行細則第十條、第五十二條。

○自動車は普通自動車なりや特殊自動車なりや其の種類を明白にすべし（第二條）。

- 自動車の運轉免許（昭二年一七七頁）。苟も自動車を運轉せむとする者は之を業とすると否とを問はず總て免許を要す故に運轉免許なき者が自動車を運轉するに於ては縱し該運轉が練習の目的を以て交通稀疎なる道路上に於て爲されたる場合と雖其の制裁を免るゝを得ざるや言を俟たず（道路取締令第二十四條參照）、尤も一般交通及他人の生命身體と相關せざる場所状態に於ける運轉の如きは固より本令の規定する範圍に屬せず（昭二年一八一頁、昭四年六七八頁）、而して一般公衆の乗用に供する自動車を運轉するには尙就業免許を受けざるべからず（第七十三條）。
- 第八十一條の罪は自動車を運轉する者に故意過失ありたると否とを問ふことなく成立す。
- 被疑者の適格問題に關し新規定（昭和八年十一月一日實施）は
 - イ、自動車の使用主を罰する規定と然らざるものとを區別し、
 - ロ、使用主が未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人、
 - ハ、使用主が法人なるときは使用主に適用すべき罰則に限り法人の代表者に適用することゝなせり、從つて會社の従業員たる助手が無免許運轉を會社の爲に爲したる場合と雖舊規定と異り助手が被告人となり刑責を負ふものとす。
- 自動車運輸事業の意義（自動車交通事業法第一條）。
- 細則に所謂備ふとは何時にても之を取付け得べき用意を以て携帯するの意味なり（昭九、九ノ六）。
- 自動車取締令施行規則、自動車運輸事業以外の自動車に依る運送事業規則施行細則、自動車交通事業法令施行其他に關する件（孰れも府縣令）參照。

◎自動車運輸事業以外の自動車に依る運送事業規則違反

二一一

被告人甲は運送業者なるところ、昭和九年十一月一日より同年十二月二日迄の間神戸市、區、町、丁目、番地に營業所を定め同地所在の地方長官の免許を受けずして貨物自動車一臺（兵第△△〇〇號）を使用し以て自動車運輸事業以外の貨物自動車に依る運送事業を営みたるものなり。
適條、同規則第十三條第一號、第一條。

◎質屋取締法違反（其の一）

被告人甲は神戸市、區、町、番地に於て質屋を営むものなるところ、昭和、年、月、日右店舗に於て住所不詳自稱Aより「トンビ」一着を、圓にて質に取りたるものなり。
適條、同法第四條、第二十三條。

◎質屋取締法違反（其の二）

被告人甲は西宮市、町、番地に於て質屋營業を爲し居る者なる處昭和七年五月頃より昭和八年十二月迄の間兵庫縣西宮警察署より交付したる贓物品觸書二十通に對し其の都度到着の年月日の記入を爲さざりしものなり。
適條、同法第十四條、第二十三條。

○質屋とは質物を擔保に取りて金錢の貸付を爲す營業者なり（民三四二條參照）。

○第五條第二項違反の事實を表示するには必ず質札及通帳を交付せざりし事を明示すべし（大五、六ノ二六）。

○質札受領の辭退と法第二十三條との關係（大十四年六〇二頁）、自發的に質札を要せざる旨の意思を表示したるときは之を交付せざるも第二十三條の制裁なし（大一二、六ノ三〇）。

○入質期限經過後贓品たること發覺したるも未だ流質の手續を爲さざる以前なるときは法第十六條により之を徵收することを得べし（大四、七ノ五法務局長回答）。

○本法違反には併合罪の適用なく、罰金は二圓以上なり。

○未成年者が後見人により營業を爲す時には後見人を營業者として處罰すべし（大六、七ノ二六回答）。

○質屋取締法及同規則施行規則（府縣令）參照。

◎酒造税法違反

被告人甲は政府の免許を受けずして昭和八年七月頃西宮市、町、番地の自宅に於て濁酒（酒精分二十三度以下）五斗を製造したるものなり。
適條、同法第二條、第二十二條。

○酒類の種類（第一條）と其の意義（第一條の二乃至六、所謂濁酒と酒母醪及麴取締法の醪とは同質物なり（明三八、五ノ五回答））葡萄酒。果實酒の意義（酒精第三條ノ二、三）。

○無免許にて数種の酒類を製造すれば同時に同一場所にて敢行する場合に於ても各種類毎に一罪となる(明四〇、二ノ一六法決。明三七年判例)。

○酒類製造者(第三十二條)中には無免許のものをも包含す(明三九年)、尤も製造販賣を業とせざる者の雇人が違反を爲したるときは本條に該當せざるが故に現實に違反行爲を爲したる者を處罰すべきものとす(明三七年)。

○製造所を二ヶ所に設け無免許にて酒類を製造すれば二罪となる、犯意を繼續して爲すも一罪にあらず(明三九年)。

○本法は酒精分20°を以て税額を定むる單位と爲し之を下るときは度数の差は税額に影響なし(明三七年)。

○刑法第三十八條第二項、第四十五條、第五十六條、第九十五條刑事訴訟法第三十七條參照。

○無免許酒類の製造は參拾圓以上の罰金刑なり(第二十二條)、第二十七條違反も同様。

○密造酒賣却代金は沒收することを得ず蓋し犯罪に因り直接に得たる物に非ざればなり(明四二、七ノ三法決)。

○古例に依る神社に於ける酒造(第三十六條)。

○營業主體が従業者の違反行爲に付責任を負ふ場合は後者死亡するも前者に對する公訴權は消滅せず(昭四、二ノ一五法決)。

○酒母醪及麴取締法と酒精及酒精含有飲料税法との關係。

イ、醱酵液を濾過せずして其の儘飲用に供したるもの又は供する目的を以て製造したるものに對しては、酒精含有飲料税法の取扱を爲すこと。

ロ、醱酵液を濾過の上飲用に供する目的を以て製造したる醪を其儘現存せるものは酒母醪及麴取締法を適用すること。

ハ、濾過の上飲用に供する目的を以て製造したる醪の内一部を濾過し、一部を殘存せるものは酒精及酒精含有飲料税法

並に酒母醪及麴取締法を適用し、刑法第五十四條に依り重きにより處斷すること(ハの點に付明三八、一〇ノ二二法決、明四二、二ノ二七回答、尙明四四、三ノ一六回答參照の要あり)。

◎酒精及酒精含有飲料税法違反 (其の一)

被告人甲は免許を受けずして昭和八年、月、日頃神戸市、區、町A方に於て飯米約三升麥麴約一升二合水約四升を原料とし朝鮮濁酒と稱する酒精分二十四度未滿の酒精含有飲料約四升一合を製造したるものなり
適條、同法第五條、第十五條。

◎酒精及酒精含有飲料税法違反 (其の二)

被告人甲は政府の免許を受けずして昭和八年八月二十五日頃神戸市、區、町、丁目、番地の住所に於て四斗樽一個を容器と爲し著しく腐敗せる清酒二斗に華氏百三十度乃至百四十度の熱を加へ、之に静岡縣、市A製造に係る清酒風味付功能散約一匁並に清酒酸消散約八匁清酒曇取約一合(以上證第四號乃至第六號と同一物件なり)を混和し其の上澄を酌み取り以て含有酒精分二十四度未滿なる酒精含有飲料約一斗を製造したるものなり(大一一、一ノ二六)。
適條、同法第十五條。

◎酒精及酒精含有飲料税法違反（其の三）

被告人甲は免許を受けずして昭和八年十月二十二日兵庫縣、郡、町大字、番地酒類製造販賣業A方に於てAより買受けたる清酒四十八石餘に酒精分四十度の燒酎一石三斗五升柿澁七升餛飩粉七升を混和し含有酒精の容量二十四度未滿の酒精含有飲料合計四十九石五斗五升九合を製造したるものなり（大一二、一二二ノ二〇）。

適條、法律に照すに、被告人の判示所爲は同法第五條に違反し、第十五條に依り造石税の五倍に相當する罰金に處し其の製造に係る酒精含有飲料は全部之を沒收すべきものにして、造石税は同第二條により一石に付原容料百分中純酒精の容量一個毎に壹圓八拾錢の割合なるも四拾貳圓の割合を下ることを得ざるを以て之を四拾貳圓とし、結局被告人を罰金、、、圓、、、錢、厘に處し、差押に係る酒精含有飲料四十九石五斗四升三合は之を沒收す。

◎酒精及酒精含有飲料税法違反（其の四）

被告人甲は政府の免許を受けずして昭和八年十月五日兵庫縣、郡、村大字、の居宅に於て被告人所有に係る火落酒（約三十八石四斗餘）に重碳酸ナトリウム白鷺脱色劑、柿澁、餛飩粉等と共に食鹽約二升を混和して其の酒力を増加し、酒精容量二十三度未滿なる酒精含有飲料三十八石四斗を製造したるものなり（昭六、

一ノ二九）。

適條、同法第十五條、第二條。

- 自家飲用の爲燒酎、味淋、水を混和し「直し酒」と爲せば本法違反となる（第四條、明三六、四ノ一一法決參照）。
- 清酒の保存行爲例へば藥劑を加へて酸味又は混濁を除去するが如きは罪とならず（昭六年六三頁）。
- 第二十三條の製造者、販賣者中には無免許にて斯業に従事する者を含む（明三八年一三一頁）。
- 純酒精の容量幾箇と云ふのと酒精分何度と云ふのとは元來同一義なり（明三七年一三七九頁）。
- 如何に低度なるも苟も酒精分を含有する以上は必ず之に造石税を課すべし（明三七年）。
- 所謂酒精含有飲料製造の實例（明三七年一一二九頁、大一一一年一二頁、大一一三年二三頁、八四五頁、昭六年二七頁）之を製造したる以上は其の飲用に適すと否とを論ぜず罪と爲る。
- 第十五條及第十七條違反に對しては參拾圓未滿の科刑を爲すことを得ず。
- 清酒製造者が清酒製造販賣の業務を雇人に一任せし場合に於て右雇人が無免許にて其の製造清酒に他物を混和し酒精含有飲料を製造したるときは雇主が其の情を知らざる限り雇人のみに刑責あり（明四一、八ノ五回答）。
- 工業用酒精、酒類其の他酒精含有飲料戻税法、同法施行規則參照。

◎酒母醪及麴取締法違反

被告人甲は犯意繼續の上免許を受けずして昭和八年、月、日西宮市、町、番地自宅に於て麴、篩、珓瑯

鍋等を使用し飯米一斗朝鮮麴七斗五升を原料として朝鮮醪約三斗三升を製造したる外同年、月、日及同月、日の二回に亘り同所に於て前同様の醪三斗七升を製造したるものなり。

適條、同法第九條刑法第五十五條。

○無免許にて酒母等を製造するときは參拾圓以上の罰金刑を科せられ、減刑、併合罪等の適用なし。

○酒造税法の酒母と酒母醪及麴取締法の酒母とは同一意義を有す、麴と酒母を混和すれば混和物にして單なる酒母にあらずと解すべし(大九、七ノ八回答)。

◎人工甘味質取締規則違反

被告人甲は昭和八年五月十日神戸市、區、町、丁目、番地A方に於て同人に對し「サツカリン」を加味したる生鯛及鰯の卵の花漬時價拾圓相當のものを販賣したるものなり。

適條、同規則第二條第二項、第七條。

○營業者法人なるときは、罰則を其の代表者に適用すべきものなり。

○人工甘味質とは甘精(サツカリン)其他之に類する化學的製品にして含水炭素に非ざるものを謂ふ。

◎齒科醫師法違反(其の一)

被告人甲は昭和八年五月一日より同年十月五日迄の間數回に亘り西宮市、町、番地其の他に於て齒科醫

師の免許なくしてA外數名に對し義齒を施し之が報酬を受け以て齒科醫業を爲したるものなり。
適條、同法第十一條。

◎齒科醫師法違反(其の二)

被告人甲は昭和、年三月二十四日文部大臣指定東京齒科醫師專門學校を卒業し同年七月三十日頃内務大臣に對し齒科醫師免許の申請を爲したるも齒科醫師登録及免許證下附以前西宮市、町、番地に於てA外數名に對し金冠を施し以て齒科醫業を爲したるものなり(大二三、一一ノ六)。
適條、同法第十一條第一項。

○齒科醫業たるには營利の目的を要せざること醫業、産婆の業務と同様なり(大四、七ノ一〇)。

○齒牙の抜除、金冠、金際齒の嵌入(大五、九ノ三〇)、義齒の嵌入は本法に觸る(大八、一一ノ三。大一〇、一二ノ二二。大三、四ノ四)。義齒等一定の入齒細工職とは區別すべし(大五、四ノ四)。

○免許は一個の行政處分にして意思表示ありて始めて成立し其の效力を生ずるものとす、此の免許は免許證を下附すること又は免許證下附の認證たるべき齒科醫籍の登録に依りても其の表示ありたることを證明せらる故に免許證下附ありし事實又は醫籍に登録せられたる事實あるに非ざれば免許ありしものと認むることを得ず(大一三年)。

○齒科醫師は普通の醫業を爲し得ず、而して醫師が齒科醫業中技術に關する行爲を爲すには内務大臣の許可を要す(第十一條ノ二第二項)。

○無免許齒科醫業者の犯行を幫助する醫師の責任(大四、七ノ一)。

○經歷に關する廣告の例(大五、一一ノ一四。大一二、四ノ三)。

○齒科醫師會は公法人に非ず。

○捜査に當りては齒科醫師たる名稱を僭稱したるや否をも取調ぶる要あり(第十一條第二項參照)。

◎獸醫師法違反

被告人甲は兵庫縣、郡、村に於て開業せる獸醫師なる處昭和八年十一月二十七日同縣、郡、村居住のAより同人所有の病馬の診察を求められ同日午後二時半頃同人方に赴きたるも直に同人が豫て同郡畜産組合に對し滯納し居れる藥價金拾四圓七拾錢を被告人の兄Bに於て之が徴金の責務ありたる關係上督促し同人が適當の時間に支拂ふべき旨を以て診療を哀願するも應ぜず即時全額の支拂を爲さざるに於ては診療を爲さざるべき旨を告げたるにより止むなくAは獸醫師は被告人一人に非ずと應へ以て診療を受くることを斷念するに至り因て被告人は右病馬の診療を爲さずして同人方を辭去したるものなり(昭四、八ノ一)。

適條、獸醫師法第六條第一項、第十四條。

○獸醫師法に所謂家畜の種類に付、昭和二年勅令第七十四號參照。

◎鍼術灸術營業取締規則違反 (其の一)

被告人甲は鍼術營業者なるところ昭和八年十月月上旬より同年十一月月上旬迄の間西宮市、町、番地被告人自宅營業所に於て門燈に胃腸子宮専門の六字を朱書して之を掲揚し置き以て其の業務上技能に關する廣告を爲したるものなり(昭二、八ノ二二三)。

適條、同規則第六條、第十三條。

◎鍼術灸術營業取締規則違反 (其の二)

被告人甲は灸術營業の免許鑑札を受けずして、昭和八年六月十三日より同月二十九日迄の間に神戸市、區、町、番地の被告人宅及兵庫縣、郡、村字、A宅外一箇所に於てB外數人に灸術即ち人體の皮膚に直接に摺り味噌を塗布し又は紙片に摺り味噌を塗りたるものを皮膚に當て該味噌に艾を點し之を灼きて人體に溫熱を與ふる方法の味噌灸と稱する灸術を施して報酬を受け以て灸術營業を爲したるものなり(昭四、三ノ一五)。

適條、同規則第十二條。

○灸術の定義イ、直接又は間接に艾を皮膚に點し之を灼き因て皮膚に火傷を生ぜしめ若は單に身體に溫熱を與へて疾病を治療するの術を指稱す(昭四年。大七、二ノ六)。ロ、灸術とは病氣に應じ一定の經穴又は皮膚の一定點に灼灸す

べき部位を指示し又は其の部位に艾を點じて焦灼する施術を謂ふ(衛生局長回答)。

○非灸術の實例、水灸、墨灸、弘法灸、温灸術、紅療法、油灸。

○艾を販賣する者が之を購求する者の求に應じ艾等を附着せしむべき部位を示しやれば本則の灸術營業となる(六七、二ノ六)。

○本則の營業者は瀉血の方法による鍼術を爲すことを得ず(六一、三ノ一七、昭二、五ノ一〇回答及第七條)。

○この營業者は鍼砭又は灼灸を施すを禁忌すべきや否を檢する程度に於てのみ患者の診察を爲し得るに過ぎず進んで外科的手術を施し又は投藥すれば醫行爲となる(醫師法違反の項参照)。

○本法の營業者が電氣を用ひたる場合には第七條、第十二條違反となる(昭二、五ノ一〇回答)。

◎史蹟名勝天然紀念物保存法違反、占有離脱物横領

被告人甲はAと共謀して兵庫縣、郡、村、番地所在の古墳を發掘して勾玉鏡其の他の古器物を得んことを企て、先づ昭和八年、月八日頃古墳(一反四畝二十六步)を含む同番地原野一反五畝九步を其の所有者BよりA名義にて代金四百圓を以て買取りたる上、史蹟名勝天然紀念物保存法に依り地方長官たる兵庫縣知事に於て昭和六年三月十日史蹟として假指定を爲したる該古墳を地方長官の許可を受けず又之を發掘する權限なくして同八年十月十四日より同月十七日迄の間に其の後圓部頂上並其の南側等長さ約八間幅約二間其の他の箇所之を剝離し其の土地を深さ數尺掘り取り其の場に埋藏し在りたる埴輪と稱する土器並木棺を露

出するに至らしめ以て該史蹟たる古墳の現状を變更したる上所有者不明の占有離脱物たる右埴輪と稱する古器物の部分品及破片を領得し以て横領したるものなり。

適條、同法第六條、第三條、刑法第二百五十四條、第六十條。

◎兒童虐待防止法違反

被告人甲は戸々に就き又は道路に於て遊藝を行ふを業務とする者にして、昭和九年五月十六日及同月十七日の二日に亘り兵庫縣、郡、村大字、に於て戸々に就き又は道路に於て遊藝を爲すに當り十四歳未満なるAを使用したるものなり。

適條、同法第七條、第十條、同法施行規則(兵庫縣令)第十八條、昭和八年八月內務省令第二十一號。

○所謂兒童とは十四歳未満の者を謂ひ、之を使用する者は其の年齢を知らざるの故を以て處罰を免がるゝことを得ず、但し過失なかりし場合は此の限に在らず。

◎寺院及佛堂參拜觀覽料並寄附金募集に關する取締方違反

被告人甲は京都府、郡、番地、宗、寺院、寺の住職として同寺一切の事務を處理し居る者なるところ地方長官の許可を受けずして昭和八年十一月三日より昭和九年一月下旬頃に至る迄の間同寺内に同

寺の本堂改築其の他の爲寄附金を募集する旨揭示し右期間内に合計参百参拾五圓の寄附を受けたるものなり
(昭七、一一ノ二八)。

適條、同取締方第三條、第八條、明治四十一年勅令第二百十七號、刑法施行前に公布したる命令に關する
件、刑法施行法第十九條、第二十條。

○寺院が賽錢箱の備付を爲すが如きは舊來の慣例上違法行爲にあらず。

◎重要輸出品取締規則違反

被告人甲は神戸市、區、町、丁目、番地に於て帽子並同帽體の直輸出商を営み居る者なる處フェルト
帽子及同帽體は重要輸出品にして商工大臣の定むる検査標準に依り行ふ検査に合格したるものに非ざれば營
利の目的を以て之を輸出することを得ず且該検査は商工大臣の許可を受けたる日本帽子工業組合聯合會に於
て之を行ふものなるに拘らず之を知り乍ら右検査を免脱し不法に輸出せんことを企て昭和九年五月二十九日
滿洲國奉天、、、製帽商會宛無検査のフェルト帽體八百打に對し無效の合格證貼付しあるを悪用し神戸
税關に輸出申告を爲し輸出せんとしたるも右聯合會所屬検査員に發見せられ之が輸出を遂げざりしものなり
適條、同規則第三條、第一條、第二條。

○昭和三年七月本令施行と同時に燐寸、眞田、セルロイド製品、人造眞珠、硝子製品、莫大小製品、鉛筆、綿織物等の

輸出品に關する取締規則は廢止せられたり、其の詳細に付ては本令の附則第二項參照。

○第一條第十五號は昭和九年四月一日施行

○本令一部改正、昭和九年七月十五日より施行。

○重要物産同業組合法、重要産業の統制に關する法律參照。

◎常習特殊竊盜常習累犯竊盜 (其の一)

被告人甲は大正十三年十一月二十九日姫路區裁判所に於て竊盜罪により懲役十月に同十四年十二月二十五日
伊丹區裁判所に於て同罪により懲役二年に昭和三年六月十一日大津區裁判所に於て同罪により懲役三年六月
に各處せられ何れも其の當時夫々右刑の執行を了り居たるものなる處常習として、

一、昭和七年二月二十二日午前三時頃、市、煙草小賣並雜貨商A方表硝子戸を俗稱ヤットコ(證第三號)

を以て開き同所より屋内に侵入し店の間にありたる錢箱中より同人所有の現金約九拾錢を、

二、……………(中略)……………

三、同年五月二日午前二時過頃屋内に侵入して竊盜を爲さんとし、市、B方隣家印刷業C方窓硝子障子
を開きたるに鐵格子の設備ありたるにより屋内に侵入すること能はず其儘鐵格子の間より手を差入れ屋内
にありたる財布四、五個を、

夜間他人の住居に侵入し竊盗する方法により竊取したるものなり。

適條、同法律第二條、第三條、刑法第五十四條第一項前段。

◎常習特殊竊盜常習累犯竊盜 (其の二)

被告人甲は特殊常習竊盜者なる處、

一、昭和六年九月十九日午後七時頃大阪市、區、町A方に侵入し同人所有の女羅紗コート等五點價格四拾八圓位のもの

二、同年十月十一日午後八時頃同市、區、町B方表入口の施錠を外し屋内に侵入し同人所有の衣類九點價格六拾參圓位のもの

三、……………(中略)……………

一〇、同月十七日午後九時三十分頃、市、町C方裏口より侵入し同人所有の衣類十一點價格貳百八拾參圓位のもの

を各竊取したるものなり。

被告人は昭和五年三月三十一日神戸區裁判所に於て竊盜罪により懲役一年に處せられ、當時右刑の執行を終りたり(昭七、五ノ一二)。

適條、同法律第二條前段、刑法第五十六條、第五十七條、第十四條。

○常習特殊竊盜及常習累犯竊盜は行爲の數如何に關せず單純の一罪(慣行犯)なり、連續犯にあらず(昭七年)。而して前者に關する捜査に當りては犯人に於て兇器(暴力行爲等處罰に關する法律違反の項參照)携帯、現場に於ける共同犯行、夜間の侵入、門戶牆壁の踰越損壞侵入、鎖鑰の開披侵入の點を注意すべし。

○第二條第四號違反には刑法第三百十條を適用すべからず(昭七、三ノ一八)。

○盜犯等の防止及處分に關する法律第二條違反に對し常習特殊竊盜なる罪名を使用するが如く、刑法犯に就ても罪名を簡單に表示する爲、例へば第九十二條違反を變死者密葬被告事件と名付け居れり。其の詳細に關しては刑事統計年表記載規程參照の要あり。

◎宿泊届其の他の件違反

被告人甲は宿屋營業者なるところ、昭和九年七月二十七日夜に於ける投宿客西宮市、町藝妓置屋業A方抱藝妓B當二十五年の投宿届を爲すに當り同人の職業は藝妓なることを知りながら其の投宿届出には農業と記載し同夜十二時過ぎ頃、警察署、巡查駐在所に提出し以て不正の届出を爲したるものなり。

適用法令、明治三十二年内務省令第三十二號宿泊届其の他の件第十一條第一項後段、第一條、兵庫縣宿屋營業取締規則第三十四條第二項。

◎娼妓取締規則違反

被告人甲は京都市、區、町に於てA名義を以て貸座敷業を営み居るものなるところ、昭和八年四月二十五日Bより抱娼妓牛若事Cに宛てたる封緘葉書一通を受信人たるCに交付せず以て娼妓の通信の自由を妨害したるものなり。

適條、同規則第十二條、第十三條第二號。

◎縛網禁止の件違反(兵庫縣令)

被告人甲は昭和九年五月三日午後三時頃、縛網禁止區域なる兵庫縣、郡、町、燈台の西南二十七、八町位の箇所にて、漁夫約七十名を使用し、縛網一條、小船七隻、發動機船二隻を以て、縛網を使用し鯛五尾時價七圓を捕獲したるものなり。

適條、明治三十七年兵庫縣令第三十五號縛網禁止の件。

◎支那に於ける阿片及麻醉劑取締令違反

被告人甲は所轄帝國領事官の許可を受けずして昭和八年三月中旬頃青島、旅館に宿泊中、Aより禁制藥品たる「ヘロイン」を大連より次の船便にて密送する故買取り呉れとの依頼を受けて之を承諾し數量に付ては

別段の約束なかりしも値段は濟南の相場より五拾圓減のこととしAに於て青島の「、、、」商會B宛届くべき旨の約定を爲したる上Aの依頼を受けたるCをして汽船大連丸にて鹽酸ヘロイン三ポンドを大連より運び、同月二十九日之を青島に陸揚せしめ以て其の輸入を遂げたるものなり(昭五、一ノ三〇)。

適條、同令第二十三條第二號、第三條、第十三條第一項。

○關東州は帝國の領土に非ずと雖刑法の適用上に於ては、之は帝國内にも非ず、又帝國外にも非ざる特殊の地域なり。

尙日本臣民に對する關係に限り刑法の適用上、之以外の中華民國全土は帝國内と同視すべき關係にあり(昭三、二ノ二五關東廳高等法院判決。及大十二年一七七頁)。

○本令は南滿洲鐵道附屬地を除き帝國領事館が裁判權を行使することを得る地方に限り施行力あり(附則)。

○阿片法違反の項及刑法阿片煙に關する罪參照。

◎水利組合法違反

被告人甲は昭和八年、月、日行はれたる大阪府、郡、川、川南岸水害豫防組合會議員選舉に際し大阪府、郡、村大字、より立候補したる者、被告人乙、丙、丁は同候補者の選舉運動を爲したる者、被告人戊、己、庚、辛は右選舉の有権者なるところ、

第一、被告人甲は當選を得る目的を以て同月二十四日大阪府、郡、村大字、自宅に於て被告人乙、丙に對し有権者買収費として各金拾圓を供與し、

第二、被告人乙は、

イ、同日同所に於て被告人甲より前記第一の趣旨を諒して金拾圓の供與を受け、

ロ、同日及翌二十五日同村内に於て候補者甲に當選を得しむる目的を以て被告人戊、己、庚及同選舉有権者Aに對し同人に投票を爲すことの報酬として各金貳拾圓宛を供與し、

第三、中略、、、

第六、被告人辛は同月二十四日同村内に於て被告人丙、丁より第四の趣旨を諒して金貳圓の供與を受けたるものにして、被告人甲、乙、丙、丁の各所爲は孰れも犯意繼續に係るものとす。

適條、水利組合法第十八條第五項、衆議院議員選舉法第一百十二條第一號、第三百三十七條第二項。

○水利組合法は公法人にして(第二條參照)、之には普通水利組合と水害豫防組合の二種あり(第四條)。

○衆議院議員選舉に關する罰則參照。

「せ」部

◎船舶法違反

被告人甲は機帆船、丸(六三噸九)の所有者なるところ、昭和九年一月二十六日午後四時頃神戸市兵庫運河、工場岸壁に繫留中なりし右、丸の船首左舷に、其の船名を標示し居らざりしものなり。
適條、同法第二十七條、第七條、同法施行細則第四十四條第一項第一號。

○船長に代りて其の職務を行ふ場合に付ては本法第二十五條、商法第五百六十條、領事館職務規則第八條等參照。

○船舶所有者とは現實に船舶の上に所有權を有する者を謂ひ、所有者として登録せられたることを要せず(大七、六ノ三)

○本法は總噸數二十噸未満の船舶其の他の小舟には其の適用なし(第二十條)。

○本法に所謂日本船舶の範圍(第一條)、日本臣民と外國人との共有船は之に屬せず(昭二、一二ノ二四關東判例、商法第五百五十五條、大九、九ノ二五判決、尙臺灣船籍規則、朝鮮及關東州の船舶令等參照)。

○船舶(汽船、帆船)の種類と意義(施行細則第一條、第二條)。商船(商法第五百三十八條)及び非商船を謂ひ(船第三十五條)軍艦を含まず、而して軍艦とは海軍將校の指揮の下に海軍々規に服する船員乗組みの公用に供せらるゝ船舶なり。尙外國貿易船に付ては關稅法第二十三條參照。

- 被告人の資格に關し第二十八條、第三十條、第三十一條參照(船舶所有者の代りに其の法定代理人、船舶管理人又は法人の代表者若くは清算人を罰する旨の規定存す)。
- 本法中或種の犯罪には共犯規定の適用なし(第二十九條)。
- 船鑑札規則參照。尙本法に類似する法規中に航空法あり、航空機とは人の搭乗し得る氣球、風、航空船及飛行機を謂ひ、航空には水上滑走を包含せり(同法第一條參照)。

◎船舶安全法違反

被告人甲は遠洋區域を航行する汽船、丸(二四七〇噸)の船長なるところ、昭和九年四月二十日午前十一時頃本船に最大搭載人員三十六名より十名を超えて搭載し神戸港第一區内に碇泊し居りたるものなり。
適條、同法第十八條第四號。

○本法の大部分は同法施行令、施行規則等之に關聯する多數の法規と共に昭和九年三月一日より施行せられ、船舶検査法は同日廢止せられしも、尙之に關し本法第三十一條第三十五條、第三十六條參照の要あり。

○外國船舶検査規則參照。

◎船舶安全法施行規則違反

被告人甲はA所有に係る汽船、丸(四九噸〇六)乗組船長なるところ、昭和九年三月二十八日午後三時頃神

戸港内辨天濱繫留中、船舶検査證書を同船内の見易き場所に掲示し居らざりしものなり。
適條、同規則第三百三十二條、第八十七條第一項。

◎船舶職員法違反（其の一）

被告人甲は海技免狀を有せざるに拘らず昭和九年、月、日、縣、郡、港に於て總噸數五七噸四四、沿海航路限定の發動機付帆船、丸に機關長として乗込み、昭和十年、月、日迄新居濱、多度津、宇品、八幡、枝光、若松、大阪等の諸港間を航海したるものなり。
適條、同法第二條、第八條。

◎船舶職員法違反（其の二）

被告人甲は沿海航路限定の發動機付帆船、丸（總噸數六一噸八八）の所有者なるところ、右、丸は昭和十年、月、日、縣、港を發して航行し同年、月、日大阪市、川に到りたるに拘らず、其の間制規の機關長を乗組ましめざりしものなり。
適條、同法第四條、第八條。

◎船舶職員法違反（其の三）

被告人甲は三等機關士の海技免狀を有する者なる處、昭和九年、月、日頃兵庫縣、郡、町、番地の自宅に於てAの依頼により同人が被告人名義の海技免狀を利用し神戸市、區、町、丁目、番地B所有の發動機付帆船、丸に機關士として乗船するの情を知りながら同人に右免狀を貸與し同人をして其の頃之を行使せしめたるものなり。

適條、同法第八條第二項。

○船舶職員の名稱（第一條第二項）、海技免狀を有せずして船舶職員の行爲を爲したる者に對し第八條第三項の適用ありと解す（回答）。

○海技免狀の種類（第三條）。

○法第八條に所謂船舶所有者たるには現實に該船舶上に所有權を有すれば足る、船舶登記簿に其の所有者として登録せられたることを要せず、又現實に其の船に對し事實上の支配力を有すると否とを問はず（大七、六ノ三。尙大十二年一〇〇一頁判例參照）。

○第八條違反者には併合罪の適用なし。

○被告人の適格に關する第八條、第九條參照。

○船法施行細則は昭和九年二月一部改正。

○船舶職員法準用の件（勅令）刑法第二條刑法施行法第二十六條參照。

◎船舶職員法施行細則違反

被告人甲は神戸市、區、町、番地株式會社A所有の機帆船第二〇〇丸(總噸數五六噸)の船長にして同船に乘組み之を昭和九年十月一日午後一時頃神戸港葦合灣に繋留中右船舶の機關の公稱馬力の算定書を船内に備置かざりしものなり。

適條、同細則第十三條第一項、第三十四條。

◎船員法違反

被告人甲は沿海航路帆船、丸(總噸數二十六噸餘)の船長なるところ、昭和十年一月、日より同年二月、日迄の間正當の事由なくして右船に航海日誌、海員名簿及屬具目錄を備付けずして神戸、間を航海したるものなり。

適條、同法第四十九條第一號。

○本法に所謂船員とは船長及海員(船長以外の一切の乗組員)を謂ひ、船長に適用すべき罰則は之に代りて其の職務を行ふ者にも亦適用あり(第七十四條及商法第五百五十八條以下、海員懲戒法、船舶職員法、船員最低年齢法、船員職業紹介法参照) 醫員、給仕人も乗組員中に包含す(第二條、細則第二十六條)。水先人は船員に屬せず。

○船員法適用の範圍(第一條)、港灣のみを航行する船舶には其の適用なし。

○脱船とは海員が其の職務より全然離脱する目的を以て乗込船舶を去る行為を指稱し(六一、三ノ四)、之と去船とは

區別せざるべからず(第三十六條、第五十五條、第六十四條)。

○法第七十三條と刑法第二百二十九條、第二百一十一條との關係に付ては昭和五年六二七頁を參照すべし、前者は船員が著しく其の職務を怠りたる場合のみに適用あるに過ぎず。

○同法七十二條の「黨與」とは一人の海員が他の一人又は夫れ以上の海員と一定の目的を以て通謀し合同結束するの謂にして、必ずしも多衆を團結するの要なし(六一、一〇ノ二〇。陸刑六十一條、六十三條、六十五條、海刑六十一條、六十三條、六十五條、七十四條)、黨與は結社たることあり、團體たることもあり得べし、而してストライキが權利行使の程度を超え違法性を具備するに至らば本條違反となることもあるべし。

◎船員最低年齢法違反 (其の一)

被告人甲は發動機付帆船、丸(總噸數六〇噸二四)の所有者及船長なるところ昭和十年、月、日其の當時十五歳の甲(大正、年三月一日生)を船員として雇入れ乗船せしむるに付同人に對する醫師の健康證明書を受け其の證明書の有効期間は一年にして昭和、年、月、日以後同人に關する醫師の健康證明書を有せざりしに拘らず昭和、年、月、日兵庫縣、郡、、、上流南岸に繋留し發覺に至る迄同人を船員として使用し居たるものなり。

適條、同法第三條、第七條。

◎船員最低年齢法違反（其の二）

被告人甲は補助機関付帆船第二、九（三百五十二噸餘）の船長なるところ、昭和八年七月十三日及同年十月三日の二回に亘り廣島縣、港外一箇所に於て十八歳未満のA外一名を船員に雇入れながら孰れも其の頃其の本籍氏名及生年月日を記載したる名簿を船舶内に備付せざりしものなり。

適條、同法第四條、第八條。

○本法適用の範圍（第一條）、沿海航路以上の航路を航行する船舶の船員に適用せらるゝを原則とす。同法施行令第一條、第三條の除外例参照。

○本法は被告人の適格に關し次の規定あり注意すべし（第七條、第九條）。

イ、第二條等違反には船舶所有者又は船長を處罰す。

ロ、船舶共有の場合には船舶所有者に關する規定を船舶管理人に、

ハ、船舶貸賃借のときには船舶賃借人に適用す。

○罰則は公務所に對し其の適用なし（第十條）。

◎船員職業紹介法違反

被告人甲は昭和八年、月、日頃當時大阪市、區、町、銀行前の、川に繋留中の沿海航路汽船、九船長Aの依頼に依りBを同船の水夫として紹介を爲し以て前記Aより之が謝禮として金壹圓を受取りたるものなり。

のなり。

適條、同法第八條第一項第二號。

○本法は沿海航路以上の航路を航行する船舶に乘組むべき船員の職業紹介に適用するを原則とす（第一條）。

○職業紹介とは就職の媒介及求人又は求職の告知を謂ふ。管海官廳に付ては同法施行規則第二條参照。

◎清涼飲料水營業取締規則違反

被告會社は神戸市、區、町、番地に於て清涼飲料水の製造並販賣を營業とする合資會社なるところ同會社支配人Aは昭和八年五月一日其の製造に係る「ニツキ水」數百本の容器を製造年月日を記載せざる票紙を以て封緘し其の頃之を同市、區、町Bに販賣したるものなり。

適條、同規則第六條第一項、第十三條。

○清涼飲料水及其の營業者の意義（第一條）。

○犯意を要す（大九、五ノ四）るも未必の故意あれば足る（昭九、二ノ一三）、而して法人は自己自らの故意に基かざるの故を以て其の處罰を免かるゝことを得ず。

○アイスケーキは所謂清涼飲料水と認め難し（内務省回答）。

○御用商人が清涼飲料水を製造し海軍航空隊酒保内のみにて販賣するときと雖本則の適用あり。

○此の種違反行為に付ては嚴重なる取締を爲すべきは當然なるも、罪狀極めて輕微なるものに付ては戒告其の方法

により將來違反ならしむることに努力すべきものにして、法規の勵行を檢舉と刑罰のみに據らんとするは必ずしも適當の處置と謂ふを得ず。

◎清涼飲料税法違反

被告人甲は神戸市、區、町、丁目、番地製造工場に於て清涼飲料水の製造業を營む者なる處昭和八年一月初旬頃より同年三月一日迄の間右製造場に於て製造したる第二種清涼飲料水合計六十四石五斗一升七合を同所より移出し之を其の頃京都府、郡、村、番地A等に引渡したるに拘らず備付の製品受拂簿に其の旨の記載を爲さず恰かも之が製造及移出の事實無きものの如く裝ひ以て同年一月迄の移出二十二石九合に對する清涼飲料税を遁脱し且同年二月以後の移出合計四十三石五斗八合に對する清涼飲料税の遁脱を計りたるものなり。

適條、同法第十五條、第二條。

○清涼飲料の定義(第一條)、自家用の分には本法の適用なし(第十三條)。

◎請願令違反

被告人甲は大正、年、月頃皇室中心主義を綱領とせる大日本、、、聯盟なる無産者の團體を組織し自ら其の幹部となり爾來被告人乙の後援の下に右團體の爲活動し居りたるものなるところ大正、年、月頃丙

及丁に關する、問題世上に喧傳せらるるや甲は痛く當時の内閣の措置を憤慨し居る中偶々同年十一月下旬頃豫て親交ありし戊より政府の秕政を

攝政宮殿下に對し奉り直願することを聞くや忽ち之に賛同し兩名共謀の上戊は實行の任を甲は之に要する運動費等調達を夫々引受け同月二十五日甲は東京市内、新聞社樓上に於て乙に面會の上右計劃を告げ其の賛同を得即時同所に於て同人より運動費として金百圓を收受し同時に別に金百五拾圓を同月二十九日頃供與ありたき旨申入れ其の承諾を得たる上右收受したる金員の一部を以て戊が直願に際し著用すべき衣類等を調達して之を戊に交付し一方戊は東京市、區旅館、館其の他に於て前掲、問題及之と同様當時世上に喧傳せられたる、遊廓移轉問題に對する政府の處置を攻撃せる直訴狀の案文を作り右、館に於て甲の一覽に供し同人の意見に従ひ字句の修正を加へたる後之を淨書し同月二十八日

攝政宮殿下が皇族會議御臨席の爲宮城に御參内の御道筋に於て直願を爲さむと欲し右二十九日朝前掲直訴狀を懷にし赤坂東宮御所正門附近に到り機を覗ひ午前十時十六分頃攝政宮殿下の御召自動車が右正門外に出るや戊は直訴狀を右手に持ち御願と叫びつゝ御道筋に出て直願を爲さむとしたるものなり(昭四、一〇ノ二八)。

適條、同令第十六條。

二四二

○請願とは國務に關する事項に付き、天皇、議院、官廳、自治團體の機關に對し臣民が其の願望を陳述するを謂ふ、憲法第三十條、議院法第六十二條以下、新聞紙法第二十條參照。

○直願を爲さむとしたる者(昭四、一〇ノ二八)。不法請願たる直願は爾等の安靜を紊り皇室の尊嚴を冒瀆する虞あるが故に之を取締るものなり(昭九、一一ノ一七)。

○本令の罰則は他の法規に別段の罰則ある場合の外は其の適用あり(刑事局長回答)。

○假出獄の請願は裁判に關與する事項に屬せず(刑事局決議)、刑の執行延期の哀願、權利者以外の者より保釋、釋放等を求むることは之に屬す、蓋し本令第十一條第二號は裁判の獨立を保護する趣旨に出でたるものなればなり(大六年、大七年法務局長回答參照)。

○行幸御途中直訴建言禁止諭達方(明九年太政官達)參照。

◎精神病者監護法違反 (其の一)

被告人甲は精神病者Aの監護義務者なるところ昭和九年、月、日豫て大阪府、郡、町大阪、病院に監置治療を受けしめ居たる右Aを退院せしめ監置を廢したるに拘らず七日内に地方長官に其の旨届出を爲さざりしものなり。

適條、同法第五條、第二十條。

◎精神病者監護法違反 (其の二)

被告人甲は兵庫縣、郡、町、番地A女(當三十四年)の精神病者監護義務者(戸主)なる同人父Bと相謀り、兵庫縣知事の許可を得ずして右A女を同縣、郡、村、精神病院に監置せむと企て昭和八年九月十一日右A女方に赴き西宮警察署より召喚ありたるにより共に出頭することとすべしと詐りてA女を欺き同人を右精神病院に連行きたる上前記知事の認可を受けずして同病院長Cの手に依り右A女を精神病者として同日以降同年十一月三日迄の間同病院に繼續監置したるものなり(大二三、二一ノ一五)。

○精神病者監護義務者の範圍と其の順位(第一條)。

○精神病院の設置(精神病院法)。

○刑法第三十五條、監獄法第四十三條參照。

◎瀬戸内海漁業取締規則違反

被告人甲は昭和九年三月十四日瀬戸内海なる神戸市須磨區妙法寺川尻南約二海里の沖合に於て發動機付漁船により文鎮漕漁業を爲し「コチ」魚二百匹を漁獲したるものなり。

適條、同規則第七條第一項、第二條。

○瀬戸内海に於ける漁業網に關する地方名稱に付ての府縣告示參照(第五條)。

二四三

○瀬戸内海の範圍(第一條第二項)。

○機船底曳網漁業取締規則(第一條ノ二)、漁業法第三十四條、漁業法施行規則第五十條照參。

「た」部

◎煙草專賣法違反(其の一)

被告人甲は昭和九年、月初旬頃西宮市、町公設市場前外一箇所に於て政府の許可を受けたることなくしてセルロイド製煙草製造専用の器具一本及同巻紙一冊金貳拾錢の割合にて計四十五組を合計金九圓にて販賣し尙器具十五本及同巻紙六十二冊を藏置したるものなり。

適條、同法第三十六條、第六十條、第六十一條。

◎煙草專賣法違反(其の二)

被告人兩名は昭和八年七月十八日Aと共謀の上神戸港第三突堤繫留米國船、、、、、號乗組給仕Bなる者が上海より購入し來りたる外國製卷煙草三十五罐、一罐五十本入を該船中にて參拾五圓にて買受け政府の許可を受けずして密輸入を圖りたるものなり。

適條、同法第四十一條第一項。

○第二條の輸入は外國貨物を我が領土に陸揚するを以て完了す(回答)。

○所謂販賣とは不定多業に對し賣却する意思を以て爲す賣渡行爲を汎稱し、營利なると常業なるとを問はず、この意思あれば現實には一人のみに賣渡したる場合をも包含す(回答)。購買組合員に賣渡すことも亦販賣となる(大八、一二ノ一六)、特定人に對し單純なる賣渡行爲を爲せば其の相手の多少を問はず販賣と云ふを得ず。

○煙草苗を育成し之を情を知れる他人に交付し耕作の上其の成熟物を受領せば兩人は第三條違反となる(大八年法決)、第五十六條は無許可耕作者に適用なし。

○元賣捌人が煙草を消費者に販賣し、煙草小賣人が其の同業者に之を販賣するは違反となる(明四四、六ノ一五。明四三、九ノ九)、尙定價外の販賣行爲を以て他人の無指定販賣行爲を幫助せば、第二十三條、第四十九條、刑法第五十四條の適用あり(法決)。

○イ、煙草消費者とは自己の需用に供する爲煙草を買受くる者のみならず轉賣により利得する目的を以て買入るものをも包含す(明四一、五ノ八)。

○、第四十八條の消費は製造の方法に依らずして消費したる場合のみに限ると解釋すべし、而して同第五十八條は自用の爲に製造したる場合を含み其の犯人が煙草の耕作者なると否とを區別せず(明三八、二ノ四法決)。

○煙草代用品とは煙草と同一の目的を以て同一の用途に供せらるべき物を汎稱し其の物が煙草と同一の成分殊にニコチン素を有することを要件とせず(大五、一〇ノ二六)、松葉原料のオゾンパイプの如きは點火を避くべしと其の用法書に記載し置くと雖其の一例なり(回答)。

○窃取したる葉卷煙草を他に讓渡したるときは窃盜罪の外に本法違反となる(明四三、一〇ノ二五)も、牽連犯にあらず。煙草耕作者の家族が之を賣却したる際には第六十五條の適用なく單に第四十八條違反となる(通牒)。

○賣捌人が政府の封緘を施したる製造煙草の包装を開披若は改装して其の一部を販賣し一部を所持したる場合には開披は法第二十四條、第五十條、販賣は第三十四條、第五十七條を適用すべく、賣捌人以外の者なるときは販賣のみに付第三十四條、第五十七條、第四十九條、刑法第五十四條を適用すべきものなり(法決)。

○追徴の範圍に付大元、一二ノ五。明四三、九ノ九參照。尙追徴及沒收に付ては大一一、四ノ二二の瀆職事件聯合部列決と同様に取扱ふべし(回答)。

○違反者には累犯加重、併合罪の適用なし。

○同法施行細則、煙草賣捌規則(昭和九年九月及十二月一部改正)朝鮮煙草專賣令違反參照。

◎代書人規則違反

被告人甲は所轄地方裁判所長の認可を受けざるに拘らず西宮市、町、番地住居に於て、

一、昭和十年四月四日西宮市、町Aの依頼を受け神戸區裁判所に提出すべき債務者Bに對する有體動産假差押申請書一通、

二、同年五月一日同市、町Cの依頼を受け同裁判所に提出すべき債務者Dに對する支拂命令申請書一通、
三、……………中略……………

四、同年六月十六日同市、町Eの依頼を受け同裁判所に提出すべき債務者Fに對する支拂命令請求書一通を各代書し以て司法書士業を爲したるものなり(昭九、三ノ一六)。

適條、同規則第十七條、司法書士法第四條。

二四八

○司法書士の意義(司法書士法第一條、本法は昭和十年四月二日一部改正但し未施行)。

○代書人規則に所謂代書人中には司法書士を包含せず故に後者に非ざる代書人が司法書士の爲す書士の業を爲せば規則第十七條違反となる(大一〇、四ノ三〇法決)。

○司法書士は其の業務上登記申請代理人となり自己の名義を以て書類を作成することを得ず(本則第九條司法書士法第九條、第十一條及大一二、四ノ二一法決)。

◎臺灣酒類專賣令違反

被告人甲は政府の許可を受けずして昭和八年五月一日汽船、丸に積載運送したるH印人參規那鐵葡萄酒十打を臺灣臺北州基隆港に陸揚し以て移入したるものなり。

「ち」部

◎治安維持法違反 (其の一)

被告人甲は高等小學校一學年終了後、學校を経て……ソヴィエト、ロシアモスクワ所在、……大學に學び卒業後……居りたるが昭和三年十月末頃國際共產黨執行委員Aより歸朝後は日本共產黨及日本共產青年同盟の擴大強化の爲に努力すべき旨激勵せられて之を承諾しB等と相前後して歸國したる者なること

る、
日本共產黨が國際共產黨の一支部として又日本共產青年同盟が國際共產青年同盟の一支部として孰れも我。制を廢止し私有財産制を撤廢し無産階級の獨裁を階段として共產主義社會を建設することを目的とする秘密結社なるの情を知りながら犯意を繼續して、

第一、昭和九年、月中旬頃西宮市、町△△病院附近街路に於て日本共產青年同盟中央委員Cより同同盟に加入して活動すべき旨の勧誘を受くるや即時之を承諾して同同盟に加入し同年四月末頃右Cより同同盟の神戸地方に於ける組織の準備を爲すべき旨の指令を受け爾來同地方に於て同同盟の爲に活動し、

第二、昭和九年九月初旬頃神戸市内に於て當時日本共產黨神戸地方組織責任者たりし變名Dより同盟に加入

し同黨の神戸地方に於ける組織に努力すべき旨の勧誘を受けるや即時之を承諾して同黨に加入し同黨の神戸第、地區責任者となり其の後神戸地方委員会委員となり諸般の活動を爲し以て同盟並に同黨の目的遂行の爲にする行爲を爲したるものなり(昭七、七ノ七)。

適條、同法第一條第一項後段、第一條第二項、刑法第五十四條第一項前段、第十條、第五十五條。

◎治安維持法違反 (其の二)

日本共産黨はモスコに本部を有する國際共産黨の日本支部にして暴力革命に依り我國存立の大本たる君主國體を變革し無産階級獨裁の政權を樹立し依て以て私有財産制度を否認し共産主義社會を建設せんことを目的とする秘密結社なるところ、

被告人甲は第、第、學校を経て大正、年東京、大學法學部政治科に入學し、會に加入して社會科學の研究に従事し漸次共産主義を信奉するに至り爾來、作家として其の意向を展べ全日本無産者藝術聯盟所謂ナツプ所屬の日本、第、第、同盟に順次加盟し尙右在學中大正、年三月所謂、學聯事件に連座して治安維持法違反の罪に依り起訴せられ昭和五年、月、日大阪控訴院に於て禁錮三年に處せられ之に對し上告し昭和六年、月、日上告棄却の結果右裁判確定し昭和六年、月以降其の刑の執行を受け了りたるものなるがより先昭和四年、月中當時ナツプ方面に於ける同黨の活動資金調達の責任者たりしAより同黨活動資

金の醸出方を依頼せられ同黨が前示の如き目的を有する結社なることを知りながら之を承諾し其の頃より翌昭和五年一月頃迄の間 後五回に兵庫縣、第、番地なる同被告人の當時の居宅に於て右Aに合計金百圓同年、月初より翌昭和六年一月末頃迄の間前後五回に前同村、番地なる同被告人の當時の居宅に於て同じくナツプ方面の集金責任者たるB(昭和五年、月中旬より右Aに代る)或はCに合計貳百圓總計參百圓を夫々交付して同黨に活動資金の供與を爲し、

以て同黨の目的遂行の爲にする行爲を爲したるものなり(昭九、一〇ノ九)。

適條、同法第一條第一項後段、同條第二項、刑法第五十四條第一項前段、第十條。

○本法に所謂國體の意義。

我帝國は萬世一系の天皇君臨し統治權を總攬し給ふことを以て其の國體と爲す(昭四、五ノ三一)、我皇室は萬世不易一ありて二なく古今の別なし(明四四年一七一頁。憲法第一條、第四條)。

○結社の目的遂行の爲にする行爲とは第一條所定の結社の存在を知り其の結社を支持し之が擴大強化を圖る等結社の目的遂行に資すべき一切の行爲を謂ひ(昭五年七八八頁。昭六年二三九頁)、此の行爲はその本質上包括性並繼續性を有す(昭六、一一ノ二六)。

○私有財産制度の否認(昭四、四ノ三〇、憲法第二十七條、民法第二百六條以下參照)。

○結社並秘密結社の意義に付ては「治警」の註及大一三、一〇ノ一〇大判、佐々木博士行政法各論第三五五頁等參照。

○實行に關する協議(昭五、二ノ二一、昭四、五ノ二一)。利益供與(昭九、一一ノ一)。

○治安警察法、暴力行爲等處罰に關する法律、及不法團結等處罰に關する法律案参照。

○本法に關する改正案は第六十五議會に提出せられしも審議未了となれり。

○治安警察法違反（其の一）

被告人甲は日本、同盟、會會長被告人乙は同會本部主事兼會計なるところ昭和九年十一月五日大阪市、區、町、丁目、番地六號、教會内に同會第十一年大會を開催したる際全國より來會せる代議員約百名其の他傍聽人の入場せる會場に於て被告人乙は昭和、年四月以降昭和、年七月迄の間に、爭議に關し檢舉收監せられたる會員八十餘名の氏名を報告したるに代議員Aは同會より八十餘名の犠牲者に對し感謝狀を送り度旨の動議を提出し當時議長席に在りたる被告人甲は之を議場に諮りたるに被告人乙は滿場の多衆と共に賛同の意を表して右動議を可決したり茲に於て被告人甲はBに感謝狀は如何に起草すべきかと問ひBは議長指名の起草委員に一任すべき旨申出でたるより被告人甲は更に之を議場に諮りたるに異議なく可決したるを以て被告人甲はC外二名を起草委員に指名したる處暫くしてCは議場に於て「日本、同盟、會第十一年大會は資本主義制度の根本に大斧鉞を加へんとする階級闘争の陣頭に立ち遂に牢獄に繋かれたる諸君の御活動に對し滿腔の敬意を表す昭和九年十一月五日日本、同盟、會十一周年大會」としたる感謝狀案を朗讀したるに被告人甲被告人乙は滿場の多衆と共に該案文を承認し而して被告人乙は本會議出席者中多數の犠牲

者あるを以て此の際議長は降壇し出席犠牲者を登壇せしめ是等の者に對し感謝狀を朗讀して敬意を表し各犠牲者に感謝狀を發送するに代へ度き旨の動議を提出し被告人甲は更に之を議場に諮りたるに一同之に賛成したるより被告人甲は議長席を退き當時出席せる所謂犠牲者なる刑事被告人A、D、E、G等を右會場内壇上に整列せしめ被告人甲は同會を代表して其の者等の面前に於て前示C等の起草に係る感謝狀を朗讀し以て被告人甲、被告人乙は前示集會に於て前掲刑事被告人を賞恤する議論を爲したるものなり（大一一、一〇ノ四）
適條、治安警察法第九條。

○治安警察法違反（其の二）

被告人等は兵庫縣、郡、村に於て小作農業を營み居るものなるところ昭和九年秋頃同縣にて施行の米穀生産検査嚴重となり小作人の負擔加重せることを理由とし同郡、町、農民協會が地主に對し小作米四斗依一俵に付獎勵補給米として三升づつを地主より小作人へ給與すべきものなることを主唱し賛同したる、町、村等の小作人が地主に右補給米の要求を交渉したる例に倣ひ、村に於てはAを會長とせる、村小作會を組織し同年十二月二十七日同會副會長B外數名は同村地主會長Cを訪問し同人と會見の末遂に小作會の要求を容れしめたるが其の際、警察署長D外數名の警察官吏立會ひ居たりも約三、四百名の小作人はC邸外三、四箇所に於て焚火を爲し喊聲を揚げ或は屢監視巡查の警戒線を突破して同家に押寄する等事態容易

ならざりしのみならず右D署長は、村小作人一同が翌二十八日同村、小學校に集合の土地主E、G方に押寄せ尙順次地價五千圓以上を有する地主二十三名にも同様の方法にて減額要求を爲すべき計畫あることを探知したるより、村小作會長及同副會長に對し多衆地主宅へ押寄せ脅威的に小作料減額要求を爲すは治安を紊すものなりとし爾後は十名以下の委員を派し穩かに交渉すべき旨嚴に之が警告を爲したり、然るに翌二十八日、村小作人約四百五十名は同村、小學校に辨當持參の上集合し副會長Bは交渉委員を選びE、Gの兩地主へ各數名を派遣すべく他の小作人は右小學校に留まり交渉の狀況報告を受くべきことに爲したるが其の趣旨全部の集會人には徹底せず却て集會人中には交渉委員と共に地主を訪問せんと主張し或は交渉委員のみにては緩慢の嫌ありと説くものありて到底委員のみの交渉に甘すべくもあらず、若し地主に於て右要求に付即答を爲さざるに於ては小學校に留まるべき多數の小作人等は前日同様の脅威手段に出づるやも測り難き状態なりしを以て同日午前十時五十分頃前示委員等が減額要求の爲各地地主宅へ出發する前D署長は該、小學校屋内運動場の集會は安寧秩序を紊すものとして之が解散を命じたるところ該運動場に集會し居たる

- 一、被告人乙は右解散命令あるや昂奮せる口調にて安寧秩序を紊す理由を質問し、
- 二、被告人丙は昂奮してやれやれと連呼し警察官吏に向つて押寄せ、
- 三、被告人丁は酒氣を帯び場内を駆廻りて群衆を煽動し、
- 四、被告人戊、己、庚、辛は何れも喊聲を發して群衆中に押合を爲し或は警察官吏に向つて押寄せ

たるものにして、何れも解散命令ありたることを知りながら仍退散せざりしものなり(大二三、六ノ一〇)。

適條、同法第八條、第二十三條。

◎治安警察法違反 (其の三)

被告人甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬は從來神戸市に於て、組合に加入し労働運動に従事し來りたる者なる處被告人乙及Aは、的労働組合が資本主義を顛覆し、社會を建設する爲に萬國労働大衆を組織すること資本主義制度及ブルジョア國家を顛覆する爲に、的階級闘争社會革命の原理無産階級の獨裁革命的大衆運動を廣く煽動し宣傳すること等を目的として萬國の、的労働團體を聯合して労働組合赤色國際同盟一名「労働組合赤色インターナショナル」なる名稱の下に永久的なる國際團體設立の舉あるを知り被告人甲、丁、戊と協議の上神戸市に於て該組合の規約に基き其の同盟に加入し得べき、的労働團體を組織せんことを期し之を組織するには先づ各種労働者に對し、的意識を宣傳する必要ありとし當時労働運動に従事せる者の中最も意思の鞏固なりと認むる本件被告人十一名及前記Aの十二名を選択して其の趣旨を研究し之を宣傳するを目的とする團體を組織せんと企て同人等の發意に基き被告人乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬はA及相被告人癸と共に昭和九年八月頃の夜同市、區、町、丁目なる癸、乙等の住家に會合し豫てAの手により謄寫版に附し準備し置きたる労働組合インターナショナル規約一部宛を分配し協議の上該規約に

基き各種労働組合員に對し、的意識の宣傳を目的とする〇、Hと稱する秘密の結社を組織し被告人甲は右會合に出席せざりしも初より被告人乙等と共に其の結社組織を企畫し結社成立と同時に其の一員となりたるものなり(大二三、一〇ノ一〇)。

適條、同法第二十八條。

◎治安警察法違反 (其の四)

被告人甲は、労働組合地方、議會の爭議部長にして明石市、町所在、織機株式會社及同會社勤務の職工間の労働爭議に關し職工側を援助せんが爲明石市に來れる者なる處昭和九年六月十六日午前九時三十分頃右職工等の爭議團體が大阪市所在、労働組合中部、議會其の他の應援者を迎へ明石郡、村、地内に集合し次て右團員及應援者百數十名が隊伍を整へ組合旗を押立て労働歌を高唱しつゝ明石市街に向つて示威運動を爲すに至りたる際常に其の隊伍の先頭に立ちて之が指揮を爲し居たるが右、運動隊が右織機株式會社前其の他に於て安寧秩序を害するが如き行動に出でたるより當時之が警戒の任に當り居たる兵庫縣巡查部長巡查Aは安寧秩序を保持する爲緊急の必要ありと認め同日午前十一時三十分頃同市、町、合名會社前外一箇所に於て解散の命令を發したるに被告人は右會社前に於ける第二回目の解散命令は之を聞知したるに拘らず該命令に背きて仍退散せざりしものなり(大五、七ノ六)。

適條、同法第八條、第二十三條第一項。

◎治安警察法違反 (其の五)

被告人甲は姫路市、町、所在基督教會の牧師にして宗教教師なる處昭和八年七月十五日同市、に事務所を有する社會、黨兵庫縣第一支部なる政事上の結社に入社し爾來昭和九年三月二十一日迄引續き右政社に加入したるものなり(昭四、一二ノ八)。

適條、同法第五條第一項策三號、第二十二條。

◎治安警察法違反 (其の六)

被告人甲は昭和八年五月十六日西宮市、劇場に於て當時、地方裁判所豫審判事の豫審終結決定に依り同裁判所の公判に繫屬せるA外數名の爆發物取締罰則違反被告事件に付批判演說會を開催し多衆集會の席上に於て、の、の、部落、等に於ける噂話の本體に付明瞭なる一の事實を發見したりとて被告人の一人が獅子身中の蟲として、又は無産階級の運動に對する魔手に利用せられ此度の事件を作る端緒を與へたることを確かめたる旨を演へ第、聯隊對、問題に付て憲兵隊が或官廳の長を取調べたりとの噂話あり被告人と同様憲兵隊も事實に裏面あることを考へたるならん此度の事件の真相を疑ふものは縣の警察部にもあ

り裁判所間にもあるとの噂あり、、事件の眞の姿は噂として傳へられて居ると思ふ旨を説き、、ものが陰謀を企て手榴彈短銃を所持し約千名を糾合し大舉して第、、聯隊を襲ひ爆彈を投ずる旨の事實は誤なる旨を述べ被告人Aを救護するの論議を爲したるものなり(昭二、四ノ二六)。

適條、同法第九條第二項、第二十四條。

○結社とは特定の多數人が一定の共同目的の爲に合意に依り成立する繼續的團體を謂ふ、其の目的が政治にありや否を問はず、機關、社則、暗號作成等を必要とせず。

○秘密結社とは其の社員間に於て其の存在、組織及目的等其の團體に關する事項を秘して國家に知らしめざることを約するものを指稱す(大二三、一〇ノ一〇)。

○集會とは共同目的の爲に多數人が一時的に同一場所に會合するを謂ひ、其の目的の政治に關すると否とを問ふことなし(大一一、一〇ノ四)。

○賞恤とは賞揚憐恤の義にして、現に物質的補助を與ふると將た精神的慰安を與ふるに止まるとを問はず。犯罪人とは汎く確定判決に因り刑の言渡を受けたるものを謂ひ、其の者の死亡したると刑の執行を終了したると否とを問ふことなし、又犯罪の内容を指摘する要なし(明四四、一一、二七。大一一、一〇、四)。

○救護とは庇護するを謂ふ(明四三年十二月。大八年二月。大九年四月大判尙昭五年通牒)。

○第五條第三項の諸宗教教師中には基督教の牧師及傳道師を包含す(回答及陪審法第十四條參照)。

○第八條の司法警察官中には巡查をも含む(大一一、七ノ六)。

○治警第十七條は廢止せられたり。

○公訴時効は六箇月なり(第三十二條)。

◎著作権法違反 (其の一)

被告人甲は書籍商なるところ、昭和八年七月頃より昭和九年一月頃迄の間當時京都市、區、町、、番地被告人居宅其の他に於てAが著作権を有する、、、、書を各千部位偽作し其の頃之を京都市内に於て發賣したるものなり。

適條、同法第三十七條。

◎著作権法違反 (其の二)

被告人甲は西宮市、町、、番地に於て出版業並書籍商を營み居る者なるところ昭和六年八月以降大阪市、區、町、丁目、番地Aと兵書の共同出版並販賣契約を締結しAは兵書の著作並販賣等を被告人は之が印刷並販賣等を各分擔し相共に兵書類の出版に従事し居りたるが漸く兩者間に其の販賣上に付意思の疎通を缺くに至り昭和九年二月頃右契約は解除せられたり、茲に於て被告人は右Aの著作に係り同人に於て其の著作権を有する兵書等の偽作を爲し利益を専らにせんことを企て犯意繼續の上前記被告人居宅に於て、

第一、昭和七年九月五日右Aの著作に係り同人に於て著作権を有する「改訂。兵。」の奥附に發行兼編輯者大阪市、區、町、番地Aとあるを編輯者軍事學、會と變更し、

第二、同年十月五日右同様Aが著作権を有する「△△會話」の奥附に編輯發行兼印刷者大阪市、區、町、番地Aとあるを編輯兼發行者姫路市、町、番地B印刷者同市、町、番地Cと變更し、

第三、同年十二月十日右同様Aに於て著作権を有する「最新カード式、教練教育、」の題號を「、教練助教、」と改め且其の奥附に編輯發行兼印刷者大阪市、區、町、丁目、番地Aとあるを編輯者軍事學、會發行兼印刷者明石市、町、番地Dと變更し

て孰れも之を出版し以て前記各著作物を擅に複製偽作したるものなり(昭七、七ノ九)。

適條、同法第三十七條、刑法第五十五條。

- 著述とは文字を以て文書たる形式を表現するを謂ひ、作者の創意に出でたることを要せず(昭七年)。
- 複製とは原著作物と其の趣旨彼此同一なる程度のものを作製するを謂ひ、全然同一なるもの、複製のみを指稱するにあらず(明三七年八四八頁。大三年一三六〇頁)。
- 偽作(著作権侵害)とは著作者の許諾なくして其の著作物を複製することを謂ひ、利益を得る目的あることを要せず(昭七年一〇七八頁)。
- 著作権の範圍(第一條)。翻譯權、興業權をも包含す。
- レコードの著作権に付ては同法第三十二條ノ三に於て之を解決せり。文作作品と共に新聞雜誌等に掲載せられたる挿

繪集は本文の著作権を侵害するを通例とす、其の詳細に關し、民商法雜誌昭和十年三月號藤本氏の論說參照。

- 著作権の取得は登録、出版、公示の有無によることなし、著作あれば直に著作権發生す(明四十年二六三頁)。
- 本法違反の大半は親告罪(第四十四條と刑法第四十二條第二項)にして公訴の時効は二年にて完成す(第四十五條)。
- 昭和九年五月一部改正但し未施行。本文は現行法に據れり。
- 不法出版物處罰法案は第六十五議會に提案せらるゝに到らざりき。

◎畜牛結核病豫防法違反 (其の一)

被告人甲は、府、郡、村、番地に牧舎を設け牛乳搾取業を営む者なる處昭和九年一月十七日及十八日の二回に亘り、府衛生課員検査の結果同検査員より被告人所有に係る前記牧場に於ける乳牛一頭が輕結核病と決定され之を隔離すべき旨指揮を受けたるに拘らず同月末日迄之が隔離をなさざりしものなり。

適條、同法第五條、第十七條。

◎畜牛結核病豫防法並同法施行規則違反 (其の二)

第一、被告人甲は兵庫縣、郡、町、番地牛乳搾取業乙所有牧場の管理人なりしところ其の牧場に於ける乳用牛に對し施行せらるべき畜牛結核病検査に付昭和七年六月十日付を以て兵庫縣知事より其の檢

査期日の初日より遡り四十五日以内たる昭和七年、月上旬獣醫師Aをして其の乳用牛六頭に對し「ツベルクリン」の皮下注射を爲さしめ、

第二、被告人丙は同縣、郡、町、番地所在牛乳搾取業B所有牧場の管理者なるところ昭和八年八月中共の牧場に於ける乳用牛二十四頭に對し獣醫師Kをして「ツベルクリン」の應用を行はしめたる結果其の内四頭の結核病に罹りたる又は其の疑あるものを發見したるに拘らず當時其の管理者として直に所定の届出を爲さず、

第三、被告人丁は獣醫師なるところ、

一、昭和七年六月十日兵庫縣知事より同縣明石郡一圓に對する畜牛結核病検査の期日を同年九月一日より昭和八年三月二十五日迄と告示せられ昭和八年六月十一日同縣武庫郡一圓の右検査期日を同年九月一日より昭和九年三月三十一日迄と告示せられたることを知りたるに拘らず昭和八年一月二十二日には同縣明石郡、町、番地牛乳搾取業C方に於て同年九月三十日頃には同縣武庫郡、町、番地牛乳搾取業M方に於て孰れも前掲各検査期日の初日より遡り四十五日以内なることを知り乍ら同人等の依囑に基き同人等所有の乳用牛各六頭に對し「ツベルクリン」の皮下注射を爲し

二、其の結果右M方に於て結核病に罹り又は其の疑あるもの二頭を發見したるに拘はず當時獸醫として直に所定の届出を爲さず、

第四、被告人戊は同縣、郡、町、番地に牧場を經營し牛乳搾取業を營むものなるところ、

一、昭和八年十月中其の牧場に於ける乳用牛二十頭に對し獣醫師Kをして「ツベルクリン」の應用を爲さしめたる結果結核病に罹りたる又は其の疑あるものを發見したるに拘らず其の當時所有者として直に所定の届出を爲さず、

二、獣醫師にも非ず兵庫縣知事の許可を受けざるに拘らず同年十二月十四日其の牧場に於ける乳用牛三十頭に對し皮下注射に依る「ツベルクリン」の應用を爲したるものにして、

被告人丁の第三の一の各所爲は繼續の意思に出でたるものとす(昭五、五ノ一九)。

適條、同法第四條、第十八條、同法施行規則第二十四條第一項、第三十三條、第二十四條第二項。

○畜牛結核病豫防法違反教唆 (其の三)

被告人甲は昭和七年二月二十八日及同年三月一日兵庫縣、郡、町、番地牛乳搾取業A方に於て同年十月二日及同月三日同縣、郡、町、番地牛乳搾取業B方に於て孰れも畜牛結核病検査の施行せらるゝを知るや各其の當時同人等方に解熱劑「フェナセチン」を持參し各同人等に對し検査員より「ツベルクリン」の皮下注射を受けたる乳用牛に之を服用せしむるに於ては熱の下降を來し爲に結核罹病牛と診定せらるゝ處なき旨申向け同劑十五包宛を同人等に交付し以て各同人等を教唆し同人等をして之を畜牛に服用せしめ以て

畜牛結核病検査の妨害を爲さしめたるものなり(昭五、六ノ二六)。

適條、刑法第六十一條第一項、畜牛結核病豫防法第十七條。

○畜牛の種類と其の範圍(本法第十六條ノ二、施行規則第一條)。

○法第四條の届出義務。或る義務者が他の義務者に於て届出を爲すべしと信じたりとするも之が爲に自己の義務違背の責を免がるゝを得ず(昭五年)、尤も其の内の一人が届出を爲せば他の者は義務を免がるべし。

○法第十七條に所謂検査の妨害とは検査に支障を生ぜしむべき行爲を謂ふものにして苟も一般的に検査を誤らしむるの虞ある行爲は假令具體的に検査を誤らしめ又は之を誤らしむる虞あるに至らざるも尙之に該當す。

○結核病の疑ある畜牛を検査員の指揮に従ひ一度隔離したるも其の後其の疑なきものと認め検査員の許可を受けずして他の牛と混飼すれば第五條第十七條違反となる(大五、六ノ三法決及同法施行規則第十二條參照)。

○同施第二十四條第一項の検査期日とは第四條に依り告示又は指定せらるゝ検査期日を謂ふ、第五條により特定せられたる日時は之に該當せず(昭五年)。

○地方競馬規則違反

被告人甲は昭和八年五月一日明石郡、町に開催せられたる地方競馬規則に依る競馬場に於て、優勝馬投票は競馬一競走に付一人一票を超えて之を爲すことを得ざるに拘らず、第五回競走に際し第一號馬に對し一人にて優勝馬投票十三票を爲したるものなり。

適條、同規則第二十六條第六號、第十八條第一項。

○本則は祭典等に際し専ら娛樂の爲にする競馬に付ては之を適用せず。

○優勝馬投票券の性質、之は全然流通性を缺き有價證券たるの特質を具備するものにあらず(昭九、三ノ三一)。

○單勝式及複勝式優勝馬投票を行ふ場合に於ては競馬一競走に付一人各一票に限る。

○競馬法參照。

○茶業組合規則違反

被告人甲は神戸市、區、町、番地に於て製茶の販賣業を營み兵庫縣茶業組合の組合員にして組合の費用を負擔する義務ある者なるところ昭和九年五月二日より同年十月九日迄の間に再三同市、番地同組合支部より督促を受けながら昭和八年度分組合費金拾五圓同支部經費金拾圓の納付を爲さざるものなり。擬律、同規則第十一條、第四十條。

○茶業者の意義(第一條)。茶業組合は私法人なり。

○茶業取締に関する件(省令)參照。

○朝鮮煙草專賣令違反

被告人甲は昭和八年一月十三日安東縣に於て外國製紙卷煙草スリーキャツスル十本入五箱を買入れ翌十四日

政府の命令及許可を受けずして之を朝鮮京城に輸入したるものなり。

適條、同令第二十三條、第三十條。

○この違反の料金は拾圓を下ることを得ず。

○煙草專賣法參照。

○朝鮮又は臺灣より移出したる物品の内地又は樺太に於ける取締に關する法律違反

被告人甲はA外二名が共謀の上朝鮮燒酎甕入九十五個(一甕約一斗四升五合入總石數十三石七斗七升五合)を密に内地に移入し朝鮮出港税を遁脱したる際、右Aの依頼に依り被告人操縦の帆船△△丸に積載せられたる該朝鮮燒酎を其の遁脱品なるの情を知悉しながら、昭和八年七月十八日朝鮮釜山牧の島より佐賀縣呼子港迄運搬したるものなり。

適條、同法律第二條大正九年八月朝鮮出港税令第一條第一號。

「ウ」部

◎通貨及證券模造取締法違反 (其の一)

被告人甲は兵庫縣、郡、町、番地に於て玩具商を営むものなるところ、昭和八年六月中、郡、村A方等に於て豫て被告人が名古屋市、區、町、玩具商Bより仕入れたる日本銀行の百圓兌換券に紛はしき外觀を有する玩具紙幣千五百枚を右A外數名に販賣したるものなり(大一一五、六ノ五)。

◎通貨及證券模造取締法違反 (其の二)

被告人甲は神戸市、區、通、丁目、番屋敷合名會社、、、洋服店の店員にして廣告及販賣の業務を擔當し居るものなるところ、昭和四年十一月二十日頃同店舗に於て店主と冬物の賣出を爲すに付御大典記念として帝國政府發行の四分利公債證書壹百圓券を抽籤の方法に依り顧客に提供せむことを協議したる際、被告人は一般の注目を惹く爲右公債證書に擬したる廣告物を印刷して之を神戸市内に配達せらるる新聞紙に挿入し以て同市内に配布せむことを發案し、Aは之に賛成し其の廣告方一切を被告人に任せたるにより、被告人は該證券の人物肖像を自ら別紙に書き之を右證券の肖像部分の上に貼布し同月二十三日頃事情を明して同

市榮町、丁目、番屋敷、製版所Bに依頼し之が寫真銅版(證第四號)寫真原版(證第二號)四分利公債證書寫真(證第三號)を作成せしめ、更に同月二十五日同市、區、通、丁目、番屋敷石版印刷業、堂C方に前示銅版及被告人が考案したる廣告文の原稿を持参し右Cに對し前記銅版に基き證券の菊花御紋章を櫻花に金額を金二百圓に其の他の文字は全部右廣告文の原稿の如く變更し尙大きさも多少縮少したるもの十萬枚を石版刷にて印刷方を依頼し、同人をして翌二十六日右營業所に於て前記證券に紛らはしき外觀を有するもの約四萬五千枚(證第五、六號)を石版に印刷せしめ依て之を製造したるものなり(昭四、七ノ一七)。

○模造とは刑法の偽造と認め得べからざるものにして貨幣等に紛はしき外觀を有するものを謂ふ。

○紛はしき外觀—普通の智識を有する者と雖其の鑑別を誤るが如きものたることを必要とせず、色彩、形狀等に於て眞物を模擬すれば足る(大一五年。大一二、四ノ一二)。模擬の範圍は表裏全體に亘ることを要せず、眞物と區別するに多少の困難を感ずる程度に於て眞物に近似することを要せず(昭四、七ノ一七)。

○帝國政府發行の公債證書を模擬したるものなる以上は、假令其の形式、様式、色彩等に多少の差異あり且利札の添付なく裏面は全然眞物と相違する場合と雖、本法に所謂國債證券に紛はしき外觀を有するものに該當す(昭四年)。

○製造とは機械力を用ひ多數を製作する場合のみならず、毛筆等を用ひ單に一枚を描出したる場合をも包含す(大一一、一一ノ三)。

○刑法第二條、同法施行法第二十六條、刑法第四百十八條及紙幣類似證券取締法參照。

〔七〕部

◎電信法違反 (其の一)

被告人甲は昭和九年一月五日大阪市、區、町、丁目、番地上に設置し在る大阪中央電話局管理に係る公衆電話室に於て其の電話機を取外し以て電話による通信を障害すべき行爲を爲したるものなり。
適條、同法第三十七條。

◎電信法違反詐欺 (其の二)

被告人甲は兵庫縣、郡、町、郵便局長勤務中同郡、村Aなる虚無の人名を使用し恰も實在せる同人より同局に對し正當に電信爲替振出の請求ありたる如く装ひ虚偽の電報通信を爲して郵便官署を欺き爲替證書を他地に於ける右Aに宛て配達せしめ之を騙取し金員を受領せんと企て、昭和八年六月二十二日同局より中繼局たる同縣△郵便局に對し自ら電話を以て右Aより、
一、岐阜市、町B方A宛金貳萬圓、
二、大阪市、區、町C方A宛金五萬圓、

三、神戸市、區、町D方A宛金四萬圓、

の各電信爲替振出の請求ありたる旨の虚偽の局報を發し、情を知らざる△△郵便局員をして一は岐阜郵便局、二は大阪中島郵便局、三は神戸郵便局に對し電信に依り各虚偽の爲替局報を發せしめ、因て岐阜郵便局員を欺き即日金五百圓の爲替證書四十通を發行し前記B方に配達せしめ以て之を騙取したるも、大阪中島郵便局及神戸郵便局に於ては其の爲替發行に着手したるも未だ其の配達を爲さざる前事發覺したる爲騙取の目的を遂げざりしものなり(大一二、四ノ五)。

適條、電信法第三十三條第二項、刑法第二百四十六條第一項、第二百五十條、第五十四條第一項後段。

◎電信法違反(其の三)

被告人甲は昭和九年四月八日Aをして其の雇主たる兵庫縣、郡、町、飲食店Aより前借金の借増を爲さしめ之を利得せんことを目的として、郡、町、郵便局に於て同局通信事務員をしてAに宛て「母危篤スグコイ」なる虚偽の電報を發せしめたるものなり(大二三、四ノ一九)。

適條、同法第三十三條第一項。

◎電信法違反詐欺(其の四)

被告人甲は昭和七年六月頃被告人乙より同人所有に係る西宮市、町△△所在土地を擔保として金借方の周旋を依頼せられ同人振出金額五千圓の約束手形の割引等にて、商會員Aの手を経て同商會より金九千圓を借受け居りしが同年九月九日頃神戸市、區、町、屋旅館に於てAを経て同商會主Bに對して今回乙は大分縣、郡、村。銀行に右△△の土地を擔保とし金七萬圓の借款交渉中なるにより同借款成立の上は前記借金と共に返済すべきに付更に金八千圓を貸與せられ度き旨申入れ該借款成立の事實を装はんが爲同月十二日頃神戸市より福岡市、郵便局に向け被告人甲名義の電報頼信紙を託送し同郵便局員をして同旅館内被告人甲宛「約束の登記し金七萬圓渡す。銀行」とある虚偽の電報を發せしめ翌十三日同旅館に於て該電報送達紙を同商會經營者Bに示し斯る電報ありたるに依り右借款の成立確實なるを以て金八千圓を貸與せられたき旨申欺き同人をして右借款の成立を誤信せしめAの手を経て同月十三日大阪市に於て金壹千圓同月十五日別府市に於て金七千圓を孰れもBより受取り騙取したるものなり(昭五、五ノ一七)。

適條、同法第三十三條第一項、刑法第二百四十六條第一項。

◎電信法違反竊盜(其の五)

被告人甲は昭和九年八月二十三日午前二時頃兵庫縣、郡、村、に於て大阪逓信局保管に係る西宮市内電話線鳴尾乙ノ二南十、號東、號間の架設線四條(價格貳圓貳拾五錢相當のもの)を切斷竊取し以て電話に

依る通信を障碍したるものなり。

○電信法違反（其の六）

被告人甲は昭和九年一月五日より昭和九年二月二十八日迄の間前後二十二回に亘り孰れも神戸郵便局に於て實父Aの爲其の取引先なる滿洲國、B商店外十數名に宛て電報二十二通を發信するに當り發信人たるAの名を本文中に記載する時は有料字數に算入せられ料金を課せらるゝを以て殊更に正當受信人を肩書とし發信人を受信人とし恰も受信人が肩書人方に在宅するものゝ如く裝ひ正當受信人に發信人名を通報し得る如くなして發信しAをして不法に電信に關する料金を免れしめたるものなり。
右の事實は犯意繼續に係るものとす。

適條、同法第三十二條第一項、刑法第五十五條。

- 電信—電信機器による通信—電報と同一義にして電話による通信を含まず（大一五、三ノ二〇）。本法は無線電信法と同じく電信と電話とを截然區別せり、尙電話には、イ公衆通信用、ロ官廳用、ハ軍用、ニ私設電話等の種類ありて、各之に關する法規存し、電信法はイの電話以外の電話には其の適用なきを原則とす（第四十三條參照）。
- 虚偽の電報とは其の内容が虚偽なることを謂ふ（大二、二ノ二一。大一、九ノ二九）、故に文書偽造罪との關係に注意すべし。

○虚偽通信罪（法第三十三條）は被害並に通信事項の大小輕重を問はず（大一三年）、又名宛人の他人なると自己なるとを

問はず（昭五年）、又同條の利益及損害に付ては何等の制限なきにより財産上のものに限らるゝことなし（大九、六ノ七。昭二、一ノ二七）。名宛人に到達せざるも電報を發すれば直に犯罪成立す（大四、九ノ二七。大六、八ノ一一）而して詐欺と刑法第五十四條の關係を生ずることあり。

○法第三十一條の通信の秘密を侵すとは漏泄と同一義にあらず、この場合を包含することは勿論なるも漏泄の目的あるを要せざると共に他面秘密を侵す積極的行爲を必要とす、取扱上自然に了知するも未だ犯罪を構成せず。而して本罪は親告罪なり。憲法第二十六條の信書中には電話の通信を包含せず、尙刑法第三百三十三條、無線電信法第十條、第二十條、第二十二條ノ二郵便法第四十四條參照。

○管掌とは管理司掌即ち經營の意にして專掌を指さず（簡易生命保險法第一條、第二條參照）。

○法第三十六條の取扱拒絕罪又は取扱遅延罪の成立には通信阻害の目的を必要とせざれども過失犯をも處罰する意味にあらず。

○頼信紙の末端に記載する發信人の氏名は通信文の一部にあらず。

○電報に關する學說に付ては法律評論第四卷及第十二卷刑法の部參照。

○電話加入權とは電話加入者が電話機を使用し隨意に他人と通話を爲すことを電話官署に對し請求し得る債權なり（民大七、四ノ一三參照）、電話加入者原簿は寄留簿、公判調書と同じく公正證書原本にあらず、馬籍簿、土地臺帳（大一年八二八頁）家屋臺帳、鐵道抵當原簿、信託原簿、著作権登錄簿、立本登記簿の如きは公正證書の原本なり。
○電報規則は無線電報規則、私設電信規則と共に昭八年十二月改正。

◎傳染病豫防法違反

被告人甲は醫師なるところ昭和九年五月二十九日神戸市、區、町△△看護婦會内看護婦A當二十五年を往診し疑似赤痢と診斷し乍ら制規の期間内に所定の届出を爲さざりしものなり。

適條、同法第三十條、明治三十三年兵庫縣令第五十一號。

○本法第三條に依り醫師の作成する届書は診斷書にあらず、診斷書とは醫師が診察の結果に關する判断を表示して人の健康上の状態を證明する爲に作成する文書を指稱す(大六年)。

○第四條第二項に依り届出義務を有する者は一定の住家に於て事實上主長たる地位に在る者にして、何人が之に當るやは事實關係の如何により定むべし(明四三、一一、一七法決)。

○醫師過つて傳染病患者を傳染病疑似症患者と診斷するときは其の届出を爲さざるも法三十條の犯罪を構成せず(大六四ノ二一)。

○交通遮斷とは通常自他の交通自由なるべき場所に對し特に或る期間一定の區域を劃して其の交通を禁止する場合を指稱す、故に第三十一條の罪は第八條及第十九條第二號に依る遮斷を犯したるときのみ成立す、隔離病舎へ吏員の許可なくして濫に出入するも本罪とならず「警」第二條第二十五號違反となることあり(法決)。

○傳染病研究所痘苗血清等販賣規則は昭八年十二月改正。

◎電氣事業法違反 (其の一)

被告人甲は大阪市、區、町、丁目、番地所在、鐵工場に見習職工として勤務中のものなる處、昭和八年一月五日同鐵工場の大阪電力株式會社架設に係る半馬力電動機「スキャッチ」に同會社の承諾なきに拘らず約四十尺の電線の一端を挿入し他端を同工場前を流るゝ、川に持ち行き其の水中に放電せしめ以て濫に電氣工作物の施設を變更したるものなり。

適條、同法第三十四條。

◎電氣事業法違反 (其の二)

被告人等は孰れも昭和六年十月頃より、電氣株式會社より電氣の供給を受け居りたるものなる處、同會社が被告人等居村に電燈架設工事をなすに當り被告人等が同會社に對して供給せる人夫賃電柱敷地料及該工事により被りたる損害賠償の支拂方の交渉を同會社に對して爲したるも同會社に於て右要求を容れざりしを以て被告人等は昭和九年一月二十七日居村△△に他の需用者と共に會合し電氣需用拒絶及器具取外しの決議をなし翌日孰れも電氣事業者なる右會社の承諾を得ることなくして各自宅に設置しありたる電線より「ソケット」を取外し以て電氣工作物の施設を變更したるものなり(大一一五、二ノ二四)。

適條、同法第三十四條。

◎電氣事業法違反（其の三）

二七六

、市に於ける電燈電力の需用者は同市を配電區域とする合資會社、電燈所との間に電燈電力の料金に付紛議を重ね同市電氣契約履行同盟なる爭議團體を組織し居り被告人兩名は何れも之に加入し居りたるものなるところ、

第一、被告人甲は、電燈所が昭和七年八月二十五日前記同盟員なる同市乙外二十一戸に對し電燈及電力料の不拂を理由として電燈線に付ては引込線遮斷器の可熔片を各切斷し更に内、製糸工場、分工場外四戸に對し電動力線に付て引込線碍子型開閉器の可熔片を各切斷して送電を停止したる處電氣事業者、電燈所の承諾を得ずして濫に昭和七年八月二十八日、二十九日の二日間に亘り右切斷箇所を夫々接続して電氣工作物の施設を各變更し、

第二、イ、被告人甲は、電燈所に於て前記の如く不法に斷線を接続されたる爲同年九月二十一日再び右乙外二十一戸に對し電燈線に付て引込線の付根より約一尺宛切斷して送電を停止したるところ、電氣事業者、電燈所の承諾を得ずして濫に同月二十一日右切斷箇所を夫々接続して電氣工作物の施設を各變更し、

ロ、被告人乙は被告人甲が第二のイ記載の如く乙外二十一戸の電燈引込線の切斷箇所を接続するに當り電氣事業者、電燈所の承諾を得ざる情を知りながら其の都度接続に要する電燈線を供與し以て被告人甲

の電氣工作物施設變更を各幫助し、

第三、被告人甲は、電燈所に於て前同様不法に斷線を接続されたる爲同年九月二十一日、製糸工場、分工場外四戸の電動力線に對し各其の電柱上の變壓器に於ける「ダルマスイッチ」を外して送電を停止したる處電氣事業者、電燈所の承諾を得ずして濫に同月二十一日より同月二十六日の間に右五戸中四戸の前記各電動力線變壓器に不足したる「ダルマスイッチ」を夫々挿入補充し以て電氣工作物の施設を各變更し

たるものなり（昭八、七ノ七）。

◎詐欺同幫助電氣事業法違反同幫助（其の四）

被告人甲は豫て電氣器具の製造販賣を業と爲し居るものなるところ、

第一、電氣事業者が消費電氣量を計量する爲各消費者方に設置し居れる電氣計量器に取付け其の指針を逆廻轉せしめて不法に電氣料金の支拂を免れしむるに足る器具を製作販賣せんことを企て昭和七年三月頃より昭和八年八月頃に至る間前後二十數回に亘り大阪市、區、通、丁目、番地A外二十數箇所に於て同人外二十數名に對し夫々注文に應じて各使用の目的を知り乍ら其の製作に係る右器具を使用方法的の上賣却し同人等をして各自犯意繼續の上其の間屢々電氣事業者たる大阪市、電鐵株式會社、

、電氣株式會社及、電燈株式會社等の承諾を得ずして濫に同人等方に設置しある電氣計量器に之を取付け該電氣工作物の施設を變更し因て右計量器の指針を逆廻轉せしめたる後其の情を秘して之を大阪市電氣局又は右諸會社の檢針員に示し該指針が眞正なる消費量を表示するもの、如く誤信せしめて合計五萬數千キロワットに對する料金合計貳千數百圓の支拂を免れ財産上不法の利益を得るに至らしめ以て同人等の右電氣事業法違反並詐欺の各所爲を幫助し、

第二、昭和七年十一月頃より昭和八年六月頃に至る間犯意を繼續して前後二十數回に亘り大阪市、區、通、丁目、番地なる當時の自宅に於て濫に電氣事業者たる、電鐵株式會社の承諾を得ずして其の設置に係る電氣計量器に該計量器の指針を逆廻轉せしむるに足る自己製作の逆廻轉用コード(證第一號)を取付けて右電氣工作物の施設を變更し以て其の都度右計量器の指針を逆廻轉せしめたる後其の情を秘して之を前記會社の檢針員に示し前同様誤信せしめ因て合計約四百キロワットに對する料金合計約拾六圓の支拂を免れ以て財産上不法の利益を得たるものなり。

適條、電氣事業法違反幫助の點は刑法第六十二條第一項、電氣事業法第三十四條、刑法第五十五條、詐欺幫助の點は刑法第六十二條第一項、第二百四十六條第二項、第五十五條、電氣事業法違反の點は同事業法第三十四條、刑法第五十五條、詐欺の點は刑法第二百四十六條第二項、第五十五條。

○本法は立法の趣旨瓦斯事業法と同様なるが故に、之を研究せば裨益すること一層多かるべし。

○電氣は電子にして其の移動を電流と謂ふ。

○電氣事業の定義(第一條)、この事業たるには自ら電氣を發生することを要件とせず。

○電氣工作物。

イ、電氣工作物の意義Ⅱ電氣事業の用に供する爲施設する水路、貯水地、器具機械、電線路、其の他の工作物を謂ふ(第二條)。

ロ、其の實例。電柱、屋内引込線、ソケット(大一五、二ノ二四)。

ハ、其の施設變更とは模様替(例、移轉、取外し、増設、大六、一ノ四)を謂ひ、電球、プラグ(目玉)の取替、スタンド用コードの接合を包含することなし、蓋し其の取替等に關し彼我の物件を損壞せず又技術上の智識を要することなければなり。尤も工作物自體を變更せざるときと雖之と密接せる他の工作物を變更し延いて前者に變更を與ふるが如き場合は模様替となる。

○A、架空送電線の竊盜は本法違反と竊盜、刑法第五十四條第一項前段に當り、電信線るときは電信法第三十七條違反及竊盜となる。

B、工作物を變更して盜電するときは、本法第十九條違反と竊盜、刑法第五十四條第一項後段となる(大一〇、一〇ノ一四)、之れ本法第十九條は盜用を犯罪の構成要件とせざるが故なり。

○イ、電氣供給契約の性質に付ては議論あれども請負契約と解すべし。

ロ、市營電車と乗客との法律關係は一の旅客運送契約にして、私法の適用を受く。

- 従業者が本法に違反せる場合には電氣事業者のみ處罰せられ従業者には刑罰責任なく、尙事業者が法人なるときは取締役の如き法人の業務を執行する役員に罰則を適用す(瓦斯事業法第二十七條参照)
- 公共團體が電氣事業を經營する場合には明文なきも之に對し本法罰則の適用なしと解するを妥當とす、此點につき地方鐵道法第三十八條、第四十條、鐵道法第十四條、工場法第二十五條、軌道法第二十八條、第三十條を参照すべし、蓋し刑罰は國家が私人に對し科する制裁にして公共團體は國家に準ずべきものなればなり。
- 電氣事業は公共の利害に重大なる關係あるにより近時違反者を嚴罰する爲電氣犯罪處罰法制定の要ありとの聲あり。
- 電氣工作物規程、自家用電氣工作物施設規則、特別高壓電線取締規則及刑法第一百十八條参照。

◎ 汽車往來危險發生鐵道營業法違反

被告人甲は昭和八年八月三十日賣掛代金集金の爲兵庫縣、郡吉野村に至り同村乙方に於て晝食に際しビール一本を飲みたる後同郡、村大字西田に赴かんが爲縣道を通りて吉野村字、附近に至りたる際近路する目的を以て妄に、△△鐵道株式會社の敷設せる鐵道線路内に立入り同線路を通行すること約七、八丁にして同日午後一時四十分頃同縣、基點吉野に向ひ約四哩十九鎖の地點に達するや汽車往來に危險を生ずべきことを認識し乍ら西田に向ひ同地點右側軌道上に長さ四寸幅二寸厚さ一寸五分大の硬質石塊(證第一號)を軌道の方向に従ひ縦に載せ置き因て同線路を通過すべき汽車の往來に危險を生ぜしめたるものなり(昭三、一二ノ一五)。

適條、鐵道營業法第三十七條、刑法第二百二十五條第一項。

- 鐵道と軌道とは線路を道路上に敷設するや否の外形に依り區別するを例とすれども、精確なる標準とは云ひ難し。
- 列車とは停車場外の本線路を進行するの目的を以て仕立てたる車輛又は車輛列を謂ひ、蒸氣列車、電氣列車は勿論單行の電車、機關車、汽動車をも包含す(國有鐵道運轉規程第二條)。
- 停車場とは驛、操車場及信號場を謂ひ、信號所を含まず、驛とは停車場、營業所、案内所及棧橋待合所を含め指稱することあり。
- 車掌は鐵道係員なるも給仕は然らず(大八、二ノ一三。大七、一一ノ二七)。
- 鐵道地内とは鐵道用地と同一義に非ず、從つて鐵道係員の舍宅を含まず。
- 乗車券とは乗車券引換證及旅行券を除く乗車券、乗船券及乗車船券を謂ひ、其の性質は刑法に所謂有價證券(流通性あるを要せず)に該當し(大三、一一ノ一九。大五、一一ノ八。昭九、三ノ三一)、改銜により單純なる證據證券に變ずるものにあらず、而して之は運送契約に因りて生じたる乗車請求權を表彰するものなり。
- 法第二十五條は過失犯をも處罰する法意なり(大七、六ノ一一)。
- 法第二十九條の無貨乗車の罪は第三十條違反の罪と同じく親告罪なり。
- 有效の乗車券なきに拘らず之を所持するもの、如く裝ひ係員を欺罔して乗車し運賃の支拂を免れたるときは詐欺罪となり、本法第二十九條第一號の罪は成立せず(大七、六ノ一一。大一二、二ノ一五)。尙犯行後割増運賃を支拂へばとて之に依り違反行爲に對する刑事責任を免除せらるることなし。
- 地方鐵道法、同法施行規則、軌道法、同法施行規則参照。

◎蹄鐵工免許規則違反

被告人甲は農林大臣の免許を受けずして、昭和九年五月一日より同年十二月十九日迄の間京都市、區、町、番地に於て蹄鐵工を開業しA外數十名の依頼に應じ蹄鐵を製し又は蹄を剪り報酬を受け以て蹄鐵工の營業を爲したるものなり。

適條、同規則第一條、第九條。

○蹄鐵工の意義(第一條第二項)。

◎遞信省徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則違反 (其の一)

被告人甲は昭和九年五月五日其の經營に係る西宮市、町活動寫眞常設、館に上映すべき映畫「忠臣蔵」の宣傳を爲すに該り、郵便電信官署に於て使用する通信日附印に紛はしき印影を有する電報送達紙類の印刷物(檢領第一號)約六千枚を遞信大臣の許可を受けずして同市内に頒布したるものなり(大一一、一〇ノ一二)。

適條、同規則第二條、第四條第二項。

○「通信日附印に紛はしき印影」とは當該官署に於て使用する日附印と外觀上混同誤認せらるゝ虞ある印影を謂ふ(大一一、一〇ノ一三及通信日附印の形式に關する件「告示」參照)。

○有價證券及印章偽造の罪、通貨及證券模造取締法參照。

◎遞信省徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則違反 (其の二)

被告人甲は遞信大臣の許可を受けずして使用済の帝國政府發行に係る現行郵便切手に紛はしき外觀を有する圖標紙を廣告用燐寸二千個に貼用して昭和九年八月上旬京都市上京區、町、番地自己經營の洋酒店舗に於て内約千五百個を來客數百名に交付して之を頒布したるものなり(昭和八、七ノ二七)。

法律に照すに被告人の右所爲は同取締規則第三條、第四條第二項に該當するを以て所定金額の範圍内に於て罰金、圓に處す。

○證券に紛はしき外觀を有するもの、顯出が意匠圖案等の一部に過ぎざるときと雖處罰を免るゝことを得ざるものと解すべし。

○紙幣類似證券取締法、印紙模造取締規則參照。

◎特許法違反（其の一）

被告人甲は兵庫縣、郡、町、番屋敷Aが昭和五年一月五日附を以て特許せられたる特許第、、、の改訂、式電流制度器を應用して作成せる專賣特許、式點滅器應用陳列窓用點滅器の類似品を作成し利得を爲さむことを企て昭和七年、月末日頃右點滅器と構造を同じくする點滅器約二十個を大阪市、區、町、丁目、番地Bをして作製せしめたる上之に右特許物たる點滅器に貼付せしめたる標記板と同形同質の金屬製にして之に專賣特許、式點滅器願陳列廣告用點滅器と表記したる標記板を貼付し以て特許に係らざる前記類似品に特許表記に紛はしき表示を爲したる上其頃中四個を西宮市、町、、、番地、會社外三名に販賣したるものなり。

適條、同法第三百十條第二號第三號。

◎特許法違反（其の二）

被告人甲は明石市、町、番地。。。會社に勤め居る者なるところ同會社販賣に係るタイヤチューブ修

理機は特許に係るものなるに拘らず昭和八年十月初頃同會社に於て右修理機販賣の爲專賣特許第△○○號電熱應用自動車タイヤ修理機云々なる廣告文の起草を爲し。○廣告社を通じて同年同月十二日附大阪、新聞廣告欄に右修理機が特許に係る旨の廣告を爲したるものなり。
適條、同法第三百十條第四號。

○特許權とは登録に依り發生し(第三十四條)、物又は方法の特許發明に付製作、使用、販賣又は擴布の獨占權(第三十五條專用權)を内容とする無體財産權なり(第一條)。

○發明とは工業的にして新規(從來存せざりし)こと、法第四條、第五條、第六條)有用なる技術の現在の程度を超えたる思想なり、物品の外形に非ず(明四五、四ノ一〇。大一〇、六ノ二二參照)。

○一つの實用新案權と他の實用新案權と抵觸するや否は、之に關する物品の形狀、構造又は組合はせを斟酌して定むることを要し、其の效果の同一なりや否を斟酌して定むることを得ず、之に反し甲特許權と乙特許權との抵觸に付きては専ら自然力の利用に依つて生ずる工業的效果の同一なりや否を標準とせざるべからず。

○本法に於ても一發明一特許の原則存在す。

○特許は其の無効事由あるも特許局に於て無効を宣告せられざる限りは效力存し、裁判所は其の效力の有無を判斷することを得ず(明四三、一〇ノ四)、之れ所謂「先決問題の審理」に關する實例の一なり。

○特許法に於ても期間計算には初日を計算せざるを原則とす(大二、六ノ二)。

○特許願濟若は特約分權なる文字は特許標記に紛はしき表示なり(大五、一〇ノ二二)。

○第二百二十九條違反は親告罪なり、故に告訴權を有する者に首服したるときは其の刑を減輕することを得。

○特許權と實用新案權との併存(大四、五ノ七。明四五、四ノ二六)

○工業所有權保護に關する「パリ」同盟條約(昭九、一二ノ一公布)に於ては、工業所有權の保護は發明特許、實用新案、工業的意匠又は雛形、製造標又は商標、商號及原産地の表示又は出所の稱呼並に不正競争の防止を目的とすと定め、尙工業所有權は最廣き意味に之を解すべく、本來の工業及商業のみならず農産業(葡萄酒、穀物、煙草葉、果實、畜類等)及採取産業(礦物、鑛泉等)の範圍に及ぶものとすとせり。

○審決の確定と刑事訴訟手續の中止に付本法第百十八條參照。

◎取引所法違反 (其の一)

被告人兩名は昭和八年二月一日午前、時、分頃大阪市、區、町、丁目、番地A方に於て取引所によらずして取引所の相場により差金の授受を目的とし大阪米穀取引所に於ける同日の前場第九節先物の相場を標準とし被告人甲は買方となり被告人乙は受方にて賣方となり右相場の高低參拾錢の範圍内に於て差金を授受する方に依り被告人甲は被告人乙に對し證據金拾五圓を交付し以て俗に「三十丁張現場落」と稱する玄米相場を爲したるものなり。

適條、同法第三十二條ノ五。

◎取引所法違反 (其の二)

被告人甲は大阪株式取引所の短期取引員として其の本店を大阪市、區、二丁目、番地に置き雇人A並Bを使用して其の業務に従事申工大臣の認可を受けざるに拘らず雇人Bは京都府、郡、町字、C方に滞在し居り昭和七年九月二十五日頃より同年十一月四日頃迄の間右B並Aの兩名は被告人の業務に關し前示C方に於て二、三日に一回位本店より大阪株式取引所の電話を入れしめて之を客に知らしめ且Dより同人宅前に於て大新十株の買建C方に於てCより鐘新十株宛三回の賣建Eより大新十株の買建Fより鐘新二十株宛三回の賣建又は買建Gより大株十株の買建の孰れも短期取引の注文を引受け其の都度右C方の電話を使用して之を被告人本店に取次ぎ其の各建玉に對する證據金又は之が代用株を受取りたる外右各注文の建玉並Dが、町、樓に於てAに注文したる鐘新十株Hが直接被告人本店に注文したる鐘新十株大株十株宛二回Kが右、樓に於てAに注文したる大新十株Gが直接被告人本店に注文したる鐘新十株の賣建又は買建の建玉に對しC方に於て右各注文者より轉賣又は買戻による手仕舞の申込を受け其の都度孰れもC方の電話を使用して之を被告人本店に取次ぎ以て右被告人の本店以外の場所たる前示C方を同一取引所の賣買取引の取扱を爲す場所と爲したるものなり(大二三、三ノ一三。大一一、二ノ二七)。

適條、被告人の雇人A、Bの所爲は同法第十一條の四第一項に違反せるを以て、被告人に對し同法第三十二條の六、第三十二條を適用す。

◎取引所法違反（其の三）

被告人甲は合名會社、商店の代表社員、被告人乙は元合名會社△商店の代表社員、被告人丙は○貿易委託株式會社の専務取締役、被告人丁は合名會社・商會の業務執行社員、被告人戊は米穀委託賣買株式會社の常務取締役として、各其の會社を代表し、被告人己、庚、辛、壬、癸、(甲)、(乙)、(丙)は各個人として昭和七年五月主として××市に店舗を有する重なる米穀肥料商を以て會員として其の會員間に限り米穀肥料の主として先物の賣買取引を目的とする團體、會を組織し其の會員となり、會に役員として委員十名常任委員七名相談役一名を選任し事務所を同市、町米商集會所内に設置し同所に常任事務員一名専屬仲立人十四名を置き取引の先物は主として三ヶ月以内限月勝手渡とし取引の數量は通常米穀は百俵又百俵以上種子粕は三百個以上大豆粕は五百枚以上等最低限度を定め會員に限り會専屬の仲立人の仲立を以て（會専屬の仲立人をして各會員宅を往來し仲立を爲さしむ）賣買の約定を爲し其の品目、出來値段及限月は毎日事務所より穀肥相場として××新聞及、。新聞に之を發表し限月受渡日に至りては事務所に於て轉賣又は買戻を爲したるものに付賣買代金の差金計算を爲し損金の取立益金の支拂方を取扱ひ以て取引を決済し尙會の經費及積立金として會員より毎月一定の會費及賣買手数料を徴收する等差金取引を爲す取引所類似の施設を爲し、爾來同年十二月迄の間該施設に依り取引を爲し被告人(丁)、(戊)、(己)、(丙)は何れも同年六、七月頃前記、會に入會し爾後同年十二月迄の間前記、會の施設に依り取引を爲したるものなり(昭二、三ノ五)。

適條、同法第二十六條の二、第三十二條の三第一項第四號後段、尙被告人甲、乙、丙、丁、戊の所爲に對し第三十二條の七。

◎取引所法違反（其の四）

被告人甲は昭和、年頃より昭和、年十二月頃迄株式會社、株式取引所の理事長の職に在りて其の取引員に對し資金の供與、損益の分配其の他取引員の營業に付特別利害關係を有すること若は其の取引所の取引物件に付取引所に於て賣買取引又は其の委託等を爲すことは固より取引所法の禁ずる所なることを熟知し居たるものなるところ、

一、昭和、年四月頃前記取引所の短期取引員Aより直接に又はAの知人Bを通じてAが其の共同出資者より借受け右取引所に納入し居たる身元保證金の入替の爲に納付すべき同保證金參萬圓の貸與方を懇願せられたるが被告人甲は前述の如く之を貸與するときは取引所法違反と爲ることを熟知し居たるより表面を糊塗する爲其の頃大阪市、居宅に於てBに對し自己の番頭乙に依頼すべき旨を告げて暗に之が承諾を與へ同月十五日同所に於て右保證金代用品として自己の保管に係り且自己の用途に使用を許され居たる母C所有の、電力株式會社の社債券額面五萬六千圓のものを乙をしてBに交付せしめBを介して之をAに貸與して右取引所に納付せしめ以てAの營業に付特別の利害關係を生ずることを目的とする行爲を爲し、

二、昭和、年五月頃代議士D、E兩名の紹介にて當時、刑務所を出所し居たるFなる者より當時多額の債務を負担し取引停止中なりし、株式取引所短期取引員G商店を被告人の後援を以て事實上Fに於て經營せしめ呉れ度き旨懇願せられたるより之を諾し同商店が従來同取引所に納付しありたる身元保證金四萬圓の現金を利用して之が經營の資金に供する目的を以て該保證金の入替を爲さむが爲其の頃被告人甲の自宅に於てFと協議の上G及Fと自己との間に右身元保證金代用品として自己の所有に係る株式會社上海取引所株式二千七百株分の株券時價四萬圓餘のものを右Gに貸與すべくG商店の營業の利益の一部は自己に於て收得すべき等の契約を爲し同年六月四日被告人丙をして大阪市、區、丁目。貿易株式會社に於て前記株券を右Fに交付せしめFを介して之をGに貸與して右取引所に納付せしめ以てGの營業に付特別の利害關係を生ずることを目的とする行爲を爲し、

三、前記Fより同取引物件たる。鑛業株式會社の株式の有望有利にして之が買建は沈滞せる市場の隆盛をも來すべき旨勸説を受けたるより先づ取敢へず買建株數約一萬株を限度として之が賣買を爲すべき旨承諾し茲にFと共謀の上同人をしてH、I、J等の名義を以て同年七月十五日頃より同月二十五日頃迄の間約百回に亘り、株式取引短期取引員K、Nに對し同株式短期清算取引計一萬數千株の買及約一千數百株の賣の委託を爲さしめ、

……………中略……………

たるものなり。

右被告人の所爲は犯意繼續に出でたるものとす(昭三、七ノ二一)。

適條、同法第十七條第二項、第三十一條。

○財界のバロメーターたる取引所は商品又は有價證券を投機取引する市場なれども、法律上の用例は必ずしも一定せず而して投機と賭博とは之を區別せざるべからず、後者は有效なる賣買に非ず。

○一定の場所及設備を供給して多數人の參集及賣買の結合に利便を與へ實質上多數人間の賣買の仲介を爲す事實あれば市場に該當す(回答)、尙市場たるには一定の場所へ現實に集合するを要せず。

○賣買取引の取扱を爲す場所(第十一條ノ四)の意義——委任引受を爲す場所のみならず委任の申込を受くるに過ぎざる場所其他取引に關する一切の事項を取扱ふ場所を汎稱し(大四、一二ノ一一。大七、五ノ三一。大五、一〇ノ七。大一年一三四頁。大一年二〇六頁)、其の設備如何を問ふことなし、故に出張所の如き營業所を設置する要なし、而して之は特別の認可を受けざる限一箇所に限定せらる。

○營業の資金とは單り運轉資金に止らず、取引所に納付すべき身元保證金をも包含す。

○法第十一條ノ四第二項の取次他人の爲に定期取引の委託即ち注文を仲買人に取次ぐ行爲を汎稱す(大八、五ノ二六)。

○第二十五條に所謂賣買取引は民法上無効なる場合をも含み又相手方が取引所外にて取引する意思ありしや否を問はず尙契約を爲したる以上は既遂となる(明三九年七二五頁。四一年三七五頁。大元年一四六頁)。

○空米相場、薄張米相場に關し、取引所に依らずして取引所の相場に依る差金取引を謂ひ非常習者は本法第三十二條ノ五違反となる(大三四、一ノ三二)。

- 合百—米相場を標準として行ふ賭博にして本場合百、早合百等四種あり。
- 取引所外の差金取引は其の性質賭博にして、之に關する(取)第三十二條ノ五の本文は(刑)第八十五條單純賭博罪の特別規定なり(大四、一ノ二八。大四、一ノ三一。大七、一ノ六。大一一、七ノ三參照)。本條違反に問擬するには當初より賣買取引の意思を有せざりし事實を認識するに足るべき事實理由の説明を要す(大一一、四ノ二二)、其の行爲を常習とし又は開帳したる者は同條但書に依り刑法百八十六條第一項第二項を適用すべし。
- 現物屋は問屋營業者なり(商法第三百十三條、大一一、一ノ一三)。
- 被告人の適格に關し、第三十二條ノ七參照(法人にありては其の行爲を爲したる業務執行役員に罰則を適用す)。
- 委託證據金若は代用證券は特約なき限り委託者が取引員に交付すると同時に其の所有權が同人へ移轉するものにあらず、只其の占有を移轉したるに止まるものと解釋するを妥當とす(民大一一四、一ノ三〇)れども反對に解すべき商慣習ありとなす裁判例あることにも注意すべし。而して證據金には本敷、追證、増證、豫納證據金、割増證據金等の種類存す。

◎道路法違反

被告人甲は昭和八年一月二十六日許可なくして西宮市、町、番地先の市道を掘鑿したるものなり。適條、同法第五十六條第一號。

○道路の意義。

- イ、廣義の道路とは一般交通の用に供せらるゝ土地の設備なり。
- ロ、本法に所謂道路とは一般交通の用に供する道路にして且行政廳に於て國道、府縣道、市道又は町村道として路線の認定を爲したるものを謂ひ、私道を含まず(第一條、第八條、第十條乃至第十四條)、耕地整理法、鑛業法、森林法に謂ふ道路には公道及私道を包含す。猶、市街地建築物法に所謂道路の意義に關し同法第二十六條參照。道路は一般人の無償使用を原則とし、私有地内の通行道の如きを含まず、
- ハ、街路の意義に付ては街路構造令第一條參看。
- ニ、「公道とは行政權の主體が交通行政上の設備として一般交通の用に供する道路を謂ひ(丹羽七郎氏)」之には本法の適用あるものと然らざるものとあり。
- 「道路の占用とは道路の特定箇所を有形的固定的に使用するを指稱す(丹羽七郎氏)。
- 道路に關する工事の意義(第五條)。道路の附屬物の意義(第二條)。橋梁にも本法の適用あり(第二條)。
- 他人の往來を妨害する爲、道路管理者の職權を濫用して橋梁の改築を爲す時は往來妨害罪となる(昭二年一四五頁)。
- 道路取締令及道路占用規則(府縣令)、北海道道路令、都市計画法を參照すべし。

◎道路取締令違反 (其の一)

被告人甲は昭和八年五月一日夜(午後七時頃)燈火を用ゐずして自轉車に乗り西宮市、町、番地附近道路を通行したるものなり(大一一、一〇ノ二七)。

適條、同令第八條。

◎道路取締令違反（其の二）

被告人甲は岡山縣、町より、町、間の縣道改修工事を請負ひ昭和九年三月二十日頃より右工事に着手し、村、所屬縣道二ヶ所を掘鑿し一般交通上危険なるに拘らず點燈、張繩其の他危険豫防上必要なる装置を爲さざりしものなり。

適條、同令第十九條、第二十九條。

○私道に對し本令の適用なし（道路法第四十九條參看）。

○本令に關し判例は晝夜の境界は必ずしも曆によらず實際の明暗を考慮に入れ區別すべき旨判示せり、此の點に付狩獵法に所謂日出、日没に關する大一一、六ノ二四判例を參照すべし、後者は全然反對の見解を採用せり。

◎都市計畫法違反

第一、被告人甲同乙兩名は共謀の上昭和八年五月一日西宮市、土地區劃整理組合の經營する土地區劃整理區域内なる同市、町に於て右組合が土地區劃整理施行の爲め豫て同所に設置したる測量標識杭約二十本を擅に拔取りて之を除却し、

第二、被告人甲、丙、丁の三名は共謀の上昭和八年、月、日西宮市、町に於て前同様測量標識杭約五十本を拔取りて之を除却したるものなり。

而して被告人甲の右所爲は犯意繼續に係るものとす。

適條、同法第十二條、耕地整理法第九十條。

○都市計畫とは一定の區域内に於て交通、衛生、保安、經濟等に關し永久に公共の安寧を維持し又は福利を増進する爲の重要施設の計畫を謂ひ、この計畫事業は行政廳之を執行す。

○本法は昭和九年十二月十一日一部改正せらる。

○特別都市計画法、同法施行令、耕地整理法參照。

◎度量衡法違反（其の一）

被告人甲は行政官廳の許可を受けたる者に非ざるに拘らず、昭和八年二月頃より同年十一月頃迄の間西宮市町、自宅に於て同町、A外十數名に對し利益を得て十數本の體溫計を販賣し、以て度量衡器の販賣業を營みたるものなり。

適條、同法第二十條、同法施行令第一條ノ五、度量衡法第六條、第十四條。

◎度量衡法違反（其の二）

被告人甲は西宮市、町、番地に於て味噌醬油の小賣商を営む者なる處、昭和八年五月一日右自宅に於て其の夫Aは右甲の營業に關し同市、町Bに醬油五升を販賣するに際し度量衡器に非ざる一升壺を其の計量に使用したるものなり。

適條、同法第八條ノ二、第十三條、第十六條。

◎度量衡法違反詐欺（其の三）

被告人甲はAの經營する、縣、郡、町、の炭坑に雇はれ坑内係長たるの外檢炭係を兼務し主として坑夫の採炭及其の運搬の監督に従事中、同炭坑に於ては坑夫との間に採炭は先づ混入物の儘計量したる斤數より百分の四の斤數を減じたるものを以て混入物の量斤を差引たる採炭量と看做し該炭量に應じて坑夫に對し一定の賃銀を支給すべく協定せられ居るものなる處販賣又は移出の爲混入物を除去精選したる炭量は常に右採量に比し少量にして缺斤を生ずる處より之が填補を計らんが爲採炭計量用の二千斤臺秤に附屬する一個の五百斤増錘（押第一號）の裏面に穴を穿ち之に鉛を鑄込み真正の五百斤増錘に比し重量九十五匁を増したる錘に變造し昭和八年五月二日より同月十日迄の間右炭坑に於て引續き該變造錘を使用してB外二百餘名の坑夫等の各採炭を計量し其の間犯意繼續して前後數百回に亘り恰も真正の増錘を使用して計量するが如く裝ひ

て右坑夫等を欺き其の都度坑夫等の採炭量千斤に付四十斤の割合の差異を生ぜしめ因て同坑夫等の採炭量總計九十六萬八千四十斤に付三萬八千七百二十一斤の差異を生ぜしめ前記Aをして右坑夫等に支給すべき賃銀合計金七拾七圓六錢五厘の支拂を免れしめて財産上不法の利益を得せしめたるものなり（大一二、一二ノ一一）。

適條、變造したる増錘を證明上に於ける度量衡の計量に使用したる點は度量衡法第八條の二、第十三條第一號に、詐欺の點は刑法第二百四十六條第二項、第五十五條。

◎度量衡法違反（其の四）

被告人甲は農業を營み自己の收穫したる野菜類を市場にて販賣するを業とするものなるところ、昭和八年三月二十二日其の妻Aは兵庫縣、郡、町街路に於て右農業の收穫物たる甘藷を販賣するに際し其の計量の爲錘糸の切斷せるを恣に修覆し其の檢定を受けざる二貫目秤（證第一號）を使用したるものなり（昭四、一〇ノ八）。

適條、度量衡法第八條ノ二、第十三條、第十六條に該當するを以て同法第十八條に則り同法第十三條所定の罰金刑を以て處斷すべき處、其の犯情憫諒すべきものあるを以て刑法第六十六條、第七十一條、第六十八條第四號に依り酌量減輕を爲したる罰金額範圍内に於て被告人を罰金、圓に處す。

○製作者、修繕者、販賣者の意義(施行細則第一條參照)。命令の定むる構造の意義(細則第四十九條)。

○修復して検定を受けざるもの、意義(大六、一一ノ二四)。計量の正確を誤らざる如き程度に修復するも検査を受くべきものなり。

○變造の意義—既に官の検定を経たる度量衡器の計量を定規に反して増減することを謂ひ(明四三年六〇八頁)、榎の底に板片を張付くるが如きは其の一例なり。

○差狂は自然に生じたるものと人為のものとを含み(大四、九ノ二八。大五、二ノ一〇)、法第八條第四號は公差以上の差狂と規定するにより其の差狂の増減孰れにても違反となる(大五、二ノ一〇)。而して單に一回のみの使用により該罪を構成すべきは勿論其の使用を反覆するも其の行爲は包括一罪にして連續犯にあらず(大四、一二ノ二五)。

○法第八條第十三條の違反にも刑法第三十八條の一般原則に依り、意を要す(大五、六ノ一五)。

○醫師が藥劑を患者に授與する爲其の計量に不正の衡器を使用すれば無償交付のときと雖犯罪となり(大三、三ノ一六)農業に従事するものが自作の農産物の販賣に當り之を使用するも亦同様なり(昭四年)。

○此のコップに一杯何錢として賣るときは本法違反とならず(回答)。而して不正の衡器を使用して詐欺を敢行せば牽連關係生ず(大九年。大十二年)。

○度量衡器検査の日時場所に關する告示の不知は犯罪の成立を阻却せざることは禁獵區域の告示に關する場合と同様なり(回答參照)。

○度量衡法及同法施行令の一部改正は昭和九年三月一日より施行。府縣令に度量衡取締規則同施行手續等あり。

○イ、第十六條、第十七條違反の場合には懲役刑を科するを得ざると共に本法は法人の違反をも處罰す、尤も罰則は公

務所に其の適用なし。

ロ、明治三十三年法律第五十二號法人に於て租税及葉煙草專賣に關し事犯ありたる場合の件第一條但書の規定は主刑のみに適用あるに過ぎず、附加刑に關し其の適用なし、第二條は消滅せり。第三條は現在有效なり(昭三、六ノ二九法決)。

◎度量衡法施行細則違反

被告人甲は西宮市、町、番地に於て白米商を営む者なるところ、昭和八年七月一日其の店舗に於てAに販賣する白米三斗を計量するに當り、全量一斗未滿の榼を使用したものなり。

適條、同細則附則十條、第十二條、同細則第五十四條。

◎賭場 參集

被告人甲は昭和九年一月十日A外三名が京都市、區、番地A方に於て骨子等を使用し金錢を賭し俗に丁半と稱する博奕を爲したる際、右賭博場に於て賭博者に飲食物を販賣する爲參集したるものなり(大一一五、八の三)。

適條、京都府警察犯處罰令第一條第九號。

○本罪は犯人が賭博場たることを知りて社會の通念に照らし是認すべき事由なく之に參集するに因りて成立し、參集の目的が賭博を爲すに在ることを必要とせず。

◎トラホーム豫防法違反

被告人甲は神戸市、區、町、丁目、番地に於て旅店業を爲し雇人十數名を雇備し居る者なるところ、昭和九年六月五日同家二階客用便所に共用手拭一筋を備へ宿泊客の使用に供したるものなり。

○結核豫防法違反の項(八二頁)參照。

○トラホーム豫防法施行細則(府縣令)參照。

尙、府縣はトラホームの原因、症狀、經過及豫防方法に付告諭を發し、之が豫防救治の法を講ずるにあらざれば終に濟ふべからざるに至るや必せりとて一般公衆に警告を與へ居れり。

○多衆の集合する場所又は來集を目的とする場所に關し右細則參照。

◎毒物劇物營業取締規則違反 (其の一)

被告人甲は藥劑師にして西宮市、町、番地に於て藥種商を經營するものなるところ、地方長官に毒物劇物營業の届出を爲し居らざるに拘らず昭和八年五月一日より昭和九年二月三日迄の間右店舗に於てA外四十

三名に劇物「留里羽」小壘六個外毒物又は劇物を販賣し以て毒物劇物營業を爲したるものなり。

適條、同法第二條第二項、第十六條。

◎毒物劇物營業取締規則違反 (其の二)

被告人甲は西宮市、町に於て藥種商を營むものなるところ、昭和九年八月十八、九日頃同町Aに同年八月三十日頃同町Bに、同年九月二十日頃同市、町Cに何れも劇物パラフェーレンヂヤミンを含有する染色劑「留里羽」各一個を賣却したるに拘らず同人等より買受の數量、年月日、姓名等を記載したる買受證を徵收せざりしものなり。

適用法令、同規則第八條第四項、第十五條第二項。

○毒物劇物とは醫藥以外の用に供せしむる目的を以て販賣する毒性又は劇性の物品にして別に指定せるものを指稱す

(本規則第一條)。毒物劇物の品目に關しては明治四十五年內務省令第六號參照、尙藥品營業並藥品取扱規則第三十五條に據る毒藥劇藥の品目に付ては昭和七年內務省令第二十三號參照。

○第十六條違反の場合に於ても亦犯意を必要とす。

○第八條ノ二に所謂賣藥部外品に付ては賣藥部外品取締規則違反の項參照。

○本則に違背したる取引を爲すも其の取引は當然無効となるにあらざり刑責を負ふに止まる。

○礬石を調合せる鼠取、蠅取藥賣買は禁止せられ居れり。

○同規則施行細則(府縣令)參照。

◎屠場法違反(其の一)

被告人甲は馬肉販賣業を営むものなるところ、昭和八年一月五日及同年二月十日の二回に亘り屠場に非ざる兵庫縣、郡、町、番地自宅裏に於て食用に供する目的を以て馬合計三頭を屠殺解體したるものにして右所爲は犯意繼續に係るものとす。

適條、同法第三條、第十三條。

◎屠場法違反(其の二)

被告人甲は神戸市、區、町、丁目、番地に化製所を設備し斃獸の解體を業とするものなるところ、昭和八年五月一日頃より同年六月三日頃迄の間五回に亘り犯意を繼續し屠場に非ざる右場所に於て食用に供する目的の下に屠畜検査員の検査を受けざる病斃牛馬合計十二頭を解體し其の肉を販賣したるものなり。

○屠場とは食用に供する目的を以て獸畜(牛、羊、豚及馬)を屠殺する場屋を謂ふ。

○腐敗の肉類其の他健康を害すべき飲食物を營利の用に供したる者の處分に付ては「警」第二條第三十六號參照。

○食肉輸入取締規則施行細則、獸肉販賣營業取締規則、化製場取締規則(府縣令)參照。

◎土木建築請負業規則違反(京都府令)

被告人甲は土木建築業者なるところ、昭和九年四月十日頃京都市下京區、町、番地A方離れ家一棟を二戸建長屋となし且附屬便所並炊事場を改増築するに當り建築認可證又は建築承認證の備付しあることを確認せずして之が工事に着手したるものなり。

適條、同規則第七條、第六條、第一條、第十八條。

○市街地建築物法令の適用を受くべき工事なりや否を確定する要あり(第六條)。

◎盜犯等の防止及處分に關する法律(昭和五年九三五頁、傷害、無罪)

被告人甲はAが昭和八年、月、日午後、時兵庫縣、郡、町被告人居宅の玄關に來り、自分は。の熊と云ふ者にて。組の若者なるが金を借り受けたき旨申出でたるも故なき出金は爲さざる旨答へ之に應ぜざりし處、Aは其の半纏を右玄關の下駄箱の上に脱ぎ棄て被告人の後より同家八疊の座敷に入り其の床前に胡坐し更に被告人に對し金貳拾圓を貸せと云ひ、被告人復之を拒絶したる處Aは今晚勝負に來るから首を洗つて待つて居れと放言し、被告人が之に對し今晚で無くとも今でもよいと答ふるやAは直に屋外に出て其の乾兒Bを呼び同人に託し置きたる日本刀を受取り之を携へて再び右座敷に侵入し來り其の腰巻を床の花器に投げ棄て被告人に對し仕度せよと告げたり、被告人は當時居宅に當十六歳を頭に五歳迄の四人の子供あり而も唯

一の逃口たる表門の方にはAの乾兒の居るあり到底之等を逃避せしむるの途なきを識り且素手にて兇器を有するAに抵抗することの不能なることを觀念しAに對し斬り度くば勝手に斬れと答へたるにAは日本刀の鞘を拂ひ被告人の後方に廻り其の右腕に峰打を爲し全治三日を要する傷害を加へたる後被告人に對し良い度胸だ俺はよう斬らぬから仕うしても交際が出来ねば俺を斬れと云ひ右拔刀を突出したり、茲に於て被告人は自己及子供等の生命身體に對する危険を排除するは正に此の機に在りと感ずると同時に絞上行爲に對し甚だしく興奮し居たるを以て該拔刀を取り其の場に於て直ちにAの左背部及左肩胛骨部に斬付け尙前掲Bの同座敷に侵入するを見るや其の共同攻撃を排除する爲更にAの左膝蓋骨部に斬付け同人に全治二十一日を要する傷害を加へたるものなり。

○常習暴犯竊盜の項参照(二五頁)。

「は」部

◎爆發物取締罰則違反、殺人未遂 (其の一)

被告人甲は友人Aの内縁の妻B女當二十五年と情交關係あり屢同女に對し、墮落又は合意心中を迫りたるも同女が肯ぜざるを以て昭和十年一月十五日夜同人を殺害して自殺せむことを企圖し、豫て自己が兵庫縣、郡、所在三菱鑛山穿岩夫なるより、毎日爆藥ダイナマイトを使用せるを奇貨とし同月十八日同鑛山より出坑の際、ダイナマイト山櫻印二本を同郡、村、の自宅に持ち歸り機會を窺ひ居りしが、同年二月一日午後八時頃、前記B女の夫Aが右の鑛山に入坑不在中なるを知りて同村、番地の同人方に到りB女に對し墮落又は心中の同意を求めたるも肯ぜずして入浴に赴かんとせしより被告人甲は私かに携帶せし、前記ダイナマイト一本に點火し、之を所持しながら同女の背後より抱付きしも、同女が之を振り離して屋外に逃げ出し其の瞬間、右ダイナマイト爆發し爲に同女は右手に治療約一ヶ月を要する裂創を負ひたるのみにて殺害の目的を遂げざりしものなり。

◎爆發物取締罰則違反、殺人及殺人未遂 (其の二)

被告人甲は現下の我國情を以て政黨財閥並に特權階級が相結託して聖明を覆ひ民衆を擄取して國家の大本を誤り國政を紊すものなりとし、之が革正を期するには非常手段に依り、政黨財閥並特權階級を打倒するに如かずと思惟し居りたるものなるが昭和、年、月下旬以來A外二十數名と通謀してA外十名は。官邸、。、。本部等に手榴彈を投擲しB等を暗殺し之を阻止せんとする者は拳銃にて射殺することとし、同時にC等をして△△市内並に其の近郊に電力を供給する主要なる變電所に手榴彈を投擲せしめて、之を襲撃し△市を暗黒化し一般人心を混亂状態に陥れて治安を妨げ、且前記計畫遂行の妨害を爲し居るが如き疑念を抱かれ居りたるDをも併せて暗殺せしめ、以て國家革新の計を回らさんことを企圖し右計畫の用に供する爲、

一、同年、月、日頃神戸市、區、町、丁目、番地のE方に於てFに對し拳銃三挺及實彈若干發を交付し、

二、同月下旬頃西宮市、町、番地のG方に於て右Fに對し拳銃二挺實彈若干發を交付し、

三、同月、日頃同市、町、番地旅館△△館に於て同旅館主人Hの手を介しFに對し拳銃一挺實彈若干發を交付し、

茲に同志共謀して同年、月、日午後、時三十分頃F等は。官邸、。本部、。、。株式會社。銀行並△△銀行に手榴彈を投擲し、。、。官邸に於てはB及同人を護衛し居りたる。、。巡查K外一名を拳銃にて狙撃し遂にB、巡查Kの兩名を死亡せしめ。官邸及。、。に於ては同所に居合せたる。、。巡查M外

二名を拳銃にて狙撃し孰れも重傷を負はしめR等は△△市、區、町、番地所在。電燈株式會社。變電所外四箇所の變電所に到り手榴彈を投擲しSは。市、區、町、番地のD方に於て拳銃にて同人を狙撃し重傷を與へたるものなり。

○所謂爆發物とは化學的その他の原因に依りて急激なる燃焼作用を惹起し以て公共の平和を攪亂し、又は身體若は財産を傷害損壞し得べき藥品その他の資料を調和配合して製出せる固形物又は液體を指稱し、爆發物中に爆發を惹起すべき装置存在することを要す(大七、五ノ二四)。

○爆發物の使用とは之を爆發すべき状態に措くの謂にして、現實に爆發したることを必要とせず(大七、五ノ二四)。

○所謂治安又は人の生命財産とは帝國の治安又は帝國臣民若くは帝國に在る外國人の生命若は財産を指稱す(大四、二ノ二。大一一、三ノ二八)。

○第五條の犯罪者中には將來第一條の犯罪を實行せんとする者をも含む(第二條、第三條、第四條參照)。

○爆發物製造と其の所持とは全然觀念を異にす、所持の行爲は製造行爲の延長にあらず(明四五、四ノ二五)。

○第八條の告知義務は犯罪發覺後と雖尙存す(大六、三ノ一三)。

○本則と殺人罪とは競合す(大七、六ノ五。尙大一一、三ノ二八)。

○不法團結等處罰に關する法律案參照。

◎賣藥法違反(其の一)

被告人甲は西宮市、町、番地に於て賣藥「眼水」を調製販賣する賣藥營業者なるところ、昭和七年六月頃より昭和八年十一月頃迄の間右店舗に於て調製販賣したる右賣藥の被包並に右賣藥に添付して頒布したる效能書に夫々「眼水」は専門大家の臨床上及藥物學上の實驗研究を経て完成せられたる高級眼藥にして、眞に理想的なる最新藥なる旨の虚偽且誇大の文辭を記載し因て醫師其の他の者が效能を保證したるものと世人をして誤解せしむるの虞ある記事の掲載を爲したるものなり。

適條、同法第九條、第十六條。

◎賣藥法違反（其の二）

被告人甲は賣藥、カルクの製造販賣業者にして免許を受けて之を發賣するものなる處、犯意を繼續して昭和、年、月、日及同年、月、日の二回。商業新報に其の頃各一回東京、新聞及△△新聞に同賣藥は皮膚病、外傷等身體外部の疾患は勿論一般内臟諸病に對しても殆ど有能的に靈效あり如何なる難病にても必ず治癒する旨免許を受けたる事項を説明する以外其の效能に關して之を誇張したる新聞廣告を爲したるものなり。

適條、同法第八條、第十六條、刑法第五十五條。

◎賣藥法違反（其の三）

被告人甲は西宮市、町、番地に店舗を有し賣藥百日咳藥「チン」を調製發賣する賣藥營業者なる處、昭和、年、月、日頃より同年、月、日頃迄の間右店舗に於て其の所管地方長官の免許を受けずして右賣藥の方名を「子供咳藥、チン」と變更し、且之が用法・用量・效能等を變更したるものを調製販賣したるものなり。

適條、同法第二條第一項、第十五條。

◎賣藥法違反（其の四）

被告人甲は藥劑師、藥劑師を使用する者又は醫師の何れにも非ずして朝鮮人參、甘草等を原料として調製したる煎藥十數袋を昭和八年、月中旬頃大阪府、郡、町、番地に於てA外一名の者に合計四圓五十錢にて販賣したるものなり。

適條、同法第六條、第十五條。

◎賣藥法違反（其の五）

被告人甲は昭和八年七月頃より同九年一月十八日頃に至る迄西宮市、町、番地の居宅を營業所とし、松の實を精選乾燥して「松の實」なる賣藥を調製發賣し居りたるに拘らず原料品其の他所定の事項を記載して

營業所所在地の地方長官に届出て免許を受けざりしものなり。

適條、同法第一條、第二條、第十五條。

○賣藥の意義——賣藥とは醫師又は醫師の指揮に依らざる一般世人の需要に應ずるが爲に一種若は一種以上の疾病の治療に效驗ありとし其の可能性を有する或る藥品を以て調製發賣する藥劑を指稱す(昭九、三ノ一二)效能書を添付するが如きは其の特質に屬する事項に非ず、又賣藥品は人工たることを要すと限定すべき理由なし(大八、四ノ二九。大ニ、三ノ二九)。天然產出物(松の實)と雖其の儘賣藥と爲し得べし(法第一條第二項及大七、一ノ二七)。尙豫め之を調製し置きたるものなると否とを問ふことなし(明四三。大七、二ノ六)。賣藥と醫藥との區別は結局發賣方法如何に歸着す。尙高麗人蔘、朝鮮人蔘エキス、瓶詰蜂蜜が賣藥なりや否に關する回答參照。

○新藥とは在來の藥品に非ざる藥品を指稱す。

○新製劑とは在來の藥品及製劑を特別の方法に依り調製したるものを謂ふ。

○同法第十二條第十三條に所謂販賣とは純然たる賣買の形式に依る有價的讓渡行爲のみならず交換の如き他の有價的讓渡行爲又は代物辨濟に依る物の給付等有價的に所有權を移轉する行爲を包含す、入質は含まず(大三、二ノ二七)。

○賣藥營業者(第二十四條)が單に藥劑師の名義を借りて藥劑を調合販賣するときは本法違反として處分すべし。

○血精及ベエリスリンは賣藥類似品なり(大七、四ノ二五。大一〇、四ノ二九及賣藥稅法施行規則第十一條)。

○輸出又は移出する賣藥の取締に關する件(勅令)、賣藥法施行細則(府縣令)參照。

◎賣藥部外品取締規則違反

被告人甲は制規の免許を受けずして昭和八年一月十日猿の油に白臘を混入したるもの約二百匁を皮膚障害の豫防藥なりとして神戸市、區、町道路上に於て通行人に對し發賣し居たるものなり。

適條、同規則第十條第一號、第二條。

○賣藥部外品の意義(第一條)。

○賣藥部外品として指定せられたるものは蠅、蚊、蛋の類の驅除用撒布劑又は燻蒸劑なり(告示)。

○賣藥法又は藥品營業並藥品取扱規則の適用ある藥物に付ては賣藥部外品たる效能を有するも本令の適用なし(第十二條)。

○賣藥部外品取締細則(府縣令)參照。

◎花蔴検査規則違反

被告人甲は輸出用花蔴の販賣業を営むものなるところ、昭和八年五月十一日神戸市神戸區、通、丁目、番屋敷貿易商、洋行事Aより輸出用花蔴四十碼もの四十八本の買注文を受けたるを奇貨とし、花蔴検査所の検査に合格したる花蔴に非ざれば輸出することを得ざるを知悉し乍ら、合格品十七本中に同検査所の検査に合格せざる花蔴三十一本を混包し全部を合格品として同人に賣却し因て情を知らざる同人をして前示不合格の花蔴を神戸税關構内に搬入の上シンガポールに輸出の申告を爲さしめたるも同検査所係官の爲發見せら

れ輸出の目的を遂げざりしものなり。
適條、同規則第一條、第四條。

◎馬匹去勢法施行規則違反

被告人甲は兵庫縣、郡、村なる被告人方に於て飼養せる被告人所有の牡馬岩月號（當時六歳）に付正當の理由なく其の去勢施行を免れ居たる處昭和八年八月六日地方長官より同年九月末日迄に自費を以て右牡馬に對し去勢を行ふべき旨の命令ありたるに拘らず之に應ぜざりしものなり（大一三、一二ノ一五）。
適條、同規則第二十七條、第三十九條。

○牡馬去勢の時期に關する本法第三條第二項は、一般的原則を規定したるものにして本件の場合には必ずしも之に據ることを要せず（大一三）。

○馬匹法、馬匹去勢法施行細則（府縣令）、馬籍法參照。

「ろ」部

◎肥料取締法違反

被告會社は神戸市、區、町、丁目、番地に於て肥料營業を爲すものなるところ同所に於て地方長官の許可又は免許を受けずして、

一、昭和八年五月一日より米糠、ホツブ粕、皮屑を原料とし「**、**、粕入、皮粉」なる肥料約千五百貫を製造し其の頃之を調合肥料の原料に使用し昭和八年、月、日及同年、月、日の二回に亘り石灰窒素過磷酸石灰、米糠、カラメル粉又は酒屋粕を原料とし「**H**原料」なる調合肥料約一萬二千三百六十貫を製造し其の頃之を調合肥料の原料に使用し昭和八年、月、日より同年、月、日迄の間十數回に亘り米糠、小麥虫喰粉、カラメル粕又は酒屋粕を原料とし「**推積糠**」なる調合肥料約十萬七千四百九十三貫を製造し其の頃之を尼ヶ崎市、肥料株式會社に賣渡し、

二、昭和八年、月、日より同年、月、日迄の間に許可又は免許を受けざる製造方法により大和肥料國産五等外八種の肥料五千四百四十叭を製造し其の頃之を三重縣、郡、町、**A**外十名に販賣したるものなり。

被告會社の右所爲は犯意繼續に係るものとす。

○肥料とは植物の營養に供用する物料を謂ひ、自然に發生存在するものたるを製造加工したるものたるを問ふことなし。

○「肥料に他物を混和す」とは廣く免許又は認可を受け製造する肥料中に他物を混入する場合を謂ひ、製造中の肥料に

他物を混入することをも包含す(明四三)。

○行商とは營業所外に於て爲す肥料販賣行爲の一切を包含す、故に即時賣買の場合は勿論販賣の約束を爲す場合をも行商と認むべし(大六、九ノ二二法決)。

○本法違反の成立に犯意を要するは勿論なり。

○肥料法施行細則(府縣令)參照。

◎氷雪營業取締規則違反

被告人甲は所轄警察署より氷雪卸賣の認可を受けずして昭和八年五月二十七日頃より同年七月上旬迄の間兵庫縣、郡、村、番地被告人居宅に氷雪貯藏所を設け同村打出食料品市場其の他の得意先に氷約二千貫の卸賣を爲したるものなり。

適條、同規則第二條第一項、第八條。

○氷雪の意義(第一條第一項)。販賣の用に供する氷及雪を謂ふ。

○氷雪營業者の意義(第一條第二項)氷雪を採取製造して販賣し又は其の卸賣若は請賣を爲す者を指稱す。

○氷雪營業取締規則施行細則(府縣令)參照。

◎廣島縣令音戸海峽取締規則違反

被告人甲は昭和八年八月十四日午後五時三十分頃發動機船。丸に船長として乗組み音戸海峽を南方に向つて航行する際安藝郡音戸町戸田本店沖合に於て同海峽を同方向に向つて航行せる發動機船△△丸を超越さんとし其の左舷を並航したるものなり(昭五、二ノ二四)。

適條、同規則第四條第一項、第九條。

○並航は瞬間的のものをも包含す(昭五)。

「ふ」部

◎船鑑札規則違反

被告人甲は船鑑札を受有する總噸數十七噸の機帆船△△丸を所有し西宮市、町、番地に於て海運業を營むものなるところ、昭和八年五月一日頃より同年十月下旬迄同船の船首、兩舷に所定の方法に依る船名の表示を明瞭に現さずして神戸港等に於て之を使用し居りたるものなり。

適條、同法第四條ノ二、第十五條。

○本則は原則として總噸數二十噸未満の船舶に對し其の適用あり、之より大なる船舶には船舶法を適用すべし(船舶法

第二十條參照。

三一六

○第十五條の法定刑は貳拾圓以上貳拾五圓以下の罰金刑（新刑法の罰金）なり（昭四、七ノ五法決）。

○船鑑札取扱規則、同取扱手續（府縣令、同訓令）參照。

◎風致地區規則違反（京都府令）

被告人甲は知事の許可を受けずして昭和九年四月十日頃より同月二十日頃迄の間、風致地區内なる京都市右京區宇多野芝橋町内二箇所に杭を打込み棧敷を設置し以て其の現状を變更すべき行爲を爲したるものなり。適條、同規則第八條、第二條。

○都市計畫法、市街地建築物法、廣告物取締規則（京都府令）參照。

「」部

◎兵役法違反（其の一）

被告人甲は大正二年、月、日生にして昭和八年度徴兵適齡者なるところ、同年、月、日神戸、區役所に開設せられたる徴兵署に於て、正當の事由なく徴兵検査を受けざりしものなり。

適條、同法第七十六條。

◎兵役法施行規則違反（其の二）

被告人甲は昭和五年徵集補充兵役陸軍歩兵なるところ、昭和八年二月頃以來本籍地神戸市葺合區を離れ居たるに拘らず、常に自己の所在其の他必要なる事項を家事擔當者なるAに詳知せしめざりし爲、昭和九年五月一日簡閱點呼に參集すべき旨の令狀を受領すること能はざりしものなり。

適條、兵役法施行規則第六十三條、第四百九條。

◎兵役法施行規則違反（其の三）

被告人甲は昭和五年徵集補充兵役陸軍歩兵にして昭和八年二月五日頃以來本籍地神戸市、區を離れ居る者なるところ、本籍地に家族なき爲軍衛の命を傳達すべき者を同區内に於て定め連署を以て豫め同區長に届置き且其の者に自己の所在を詳知せしむべきに拘らず、正當の事由なく右手續を爲さざりし爲、昭和九年二月一日同區、小學校にて施行の簡閱點呼に參集すべき旨の軍衛の命を通報することを得ざるに至らしめたるもの、通報することを遅延するに至らしめたるものなり。

適條、同法施行規則第四百九條第一號、第六十三條。

三一七

○イ、第七十四條違反の罪は兵役を免るゝ目的あれば足り、其の目的を達したることを必要とするものに非ず（大四、九ノ一三）。而して「兵役を免れんが爲」とは詐偽の手段を用ひて絶対的免除、徴集の延期又は其の猶豫を得んとする場合を網羅す（明三九、五ノ二二）。而して適齢に達したる時に始て犯罪成立す（大三、七ノ二一）。

ロ、徴兵適齢者を補助すれば補助者の身分如何を問はず従犯となる、正犯とならず（明三七）。

○法第十四條に所謂在學の意義—學籍のみを學校に置き通學せざるものを包含せず（明三四、一〇ノ一一。明三九、五ノ二二）。在學の實なきに拘らず徴集延期を爲す者に對しては其の取締に特段の留意を爲す要あり。

始めて徴集延期を願出する年に於ては當然徴兵検査を受くることを要す故に検査通達書を交付せざるべからず。

○同規則第六十四條第一項に所謂在留の意義（大二〇、三ノ一五參照）。

○召集通報人の定義（陸軍召集規則第五條）。

○第七十六條の罪は破産の結果一家が所在を晦まし本人も検査を受けざるに至る場合にも、或は検査を受くることを忘れ居たる場合にも成立す。

○無届旅行の違反は軍衛の命を通報することを得ざるに至らしめたる時に成立し、其の時より時効を起算すべし、本籍地に歸りたるときより起算すべきものにあらず（參考大二、一一ノ一三回答）。

○召集と徴集とは其の意義を異にす、召集とは軍隊を編成する爲兵役に在る者を召集集める行政作用にして、徴集とは現役又は補充兵役に編入就役せしむる作用を指稱す（中井良太郎氏）。

○船舶国籍證書を有する船舶の船員が就職届を爲したるときは旅行等届出不要の特別規定あり（第六十五條ノ二第五項、兵役法第六十一條第四號、第五號參照）。

○兵役法施行令一部改正（昭九、三、二八）。同施行規則一部改正（昭九、七ノ二）。

○陸軍召集規則參照。

「ほ」部

◎暴力行爲等處罰に關する法律違反（其の一）

被告人甲は労働組合、委員として労働運動に従事するものなるところ、昭和八年五月一日大阪府、郡、町。乗合自動車株式会社と従業員との間に労働争議勃發し従業員より其の應援を求めらるゝや多數の威力を示して該争議を解決せんことを企て同年五月二日午後九時頃従業員等約九十名の者と共に前記會社に掛け行き多衆の威力を示し同會社事務所及自動車の各窓硝子を叩き以て硝子數枚を破壊したるものなり。適條、同法律第一條。

◎暴力行爲等處罰に關する法律違反（其の二）

被告人甲は、民組合員なるところ、實兄Aより同人の數年來小作し居りたるB所有の兵庫縣、郡、村字、小字、の田地をCが買取りたるより同人との間に爾後引續き該田地を小作するや否に付交渉中なる旨

聞知し居りたる折柄昭和八年五月十日Dが右Cの依頼に基き前記田地を耕作せんとするを發見し憤慨の餘同人に對し荒き言語を以て「此の田地は未だ話付き居らざるに小作すれば自分は、民組合に加入せる故後日大事に至るも知れぬぞ又兄は斯る者故如何なることを爲すや計られず自分も汝が他村の者ならば殴り倒すべし」と申聞け、民組合なる團體の威力を示し同人の身體に危害の及ぶべきことを通告し以て同人を脅迫したるものなり(大一五、一一ノ二二)。

◎恐喝暴力行爲等處罰に關する法律違反 (其の三)

被告人等は孰れも兵庫縣、郡、村字、の壯年團員にして被告人甲は其の團長なるところ該團は嘗て數年前居村Dが不徳の行爲を爲し戸主連との間に紛擾を醸したることあるに基き同人を除名したることあり、而して右戸主連との紛擾は其の後和解せられ從て壯年團に於ても除名繼續の理由なきに至れるに拘らず團員等は依然として右Dを除外し團員等之と交通するを禁じ居りしが偶昭和八年九月二十九日同壯年團員A、B、Cの三名が前記Dに雇はれ同人の爲藥草採取に従事したることあるや團長たる被告人甲は右A、B、Cに對し相當の處置を爲すの要ありと爲し同年十月九日被告人乙、丙、丁等六十餘名の團員を同字なる、壯年俱樂部に集合せしめ、

第一、被告人甲、乙、丙、丁の四名は共謀の上右席上に於て前記三名を團長被告人甲の面前に引出し午後六

時頃より其の翌十日午前二時迄の間同人等を庭敷上に正坐せしめ交々前記三名がDの爲雇はれ以て同人と交際したるを難詰し同人等を前記壯年團員より除名し且團員との一切の交際を斷つべき旨脅付けたる後團則に違背したりとして前記A、Cに對し各金五圓Bに對し金貳圓を同壯年團に出捐すべきことを承諾せしめ之が爲同人等をして同月二十日右金員を被告人甲に交付せしめ以て同人等を恐喝し、

第二、被告人甲、乙、丙、丁の四名は共謀の上同月十日午前三時頃前記壯年團集合の席上に於て同團員Mを正坐せしめ同人がDの許に藥草を搬入せる事實並に同日集會に出席せざりし事實を難詰しMをして壯年團員より除名の上他の團員との交際を一切斷つべき旨申告せしめて同人を脅迫したるものなり(昭三、八ノ二二)。

◎暴力行爲等處罰に關する法律違反 (其の四)

被告人兩名はA方に同居中偶右AがBより兵庫縣、郡、町、番地Cに對する債權取立の委任を受け居りたることを聞知するや別段の委任を受けずして右C方に到り之が取立の目的を達せむことを相協り昭和八年八月十七日午後一時頃同居者なるDを伴ひ右C方に至り同人妻Eに對し右Aの代理なりと告げ該債務の支拂を求めたるも同人に於て目下主人旅行中なれば主人歸宅まで待たれ度き旨答ふるや被告人等は共同して「主人不在にても判らぬ筈なし吾々は命知らずだ同類が二十人や三十人は迎へに行けば直ぐやつて來る今直

ぐ金を寄越さねば家でも何でも叩き壊す旨」の言を弄し且孰れも腕捲りを爲し以て右Eが直に其の債務を辨濟せざるに於ては同人の身體等に何等かの危害を加ふべき態度を示して之を脅迫し更に同月二十四日午後六時半頃被告人兩名は豫て知合なるGを伴ひ再び右C方に至り同人に對し前記債務の支拂を求めたるも同人が之に應ぜざるや被告人等は共同して前回同様の言を發し孰れも腕捲りを爲して右Cが直に債務辨濟の要求に應ぜざるときは同人の身體に危害を加ふべき態度を示し以て同人を脅迫したるものなり。

而して被告人等の右所爲は何れも犯意繼續に出でたるものとす(昭五、五ノ二六)。

適條、同法律第一條第一項。

◎暴力行爲等處罰に關する法律違反 (其の五)

被告人四名は昭和、年六月十日頃存在したる政黨たる△△黨に加入したるものなる處被告人甲は昭和八年四月十日同黨員たるAが△△縣、郡、町、番地Bより貸借し來りたるB所有に係る同大字内の水田二段九畝餘に關し兩名間に紛争を生じEより同田地の立入禁止假處分手續に及びたるを聞知し其の後該紛争の調停解決の爲假處分取消其他の事項に付屢Bに勸告したるも同人に於て之に應ぜざるや同年五月十八日同縣、郡、村、C方に於て△△黨△△縣支部聯合會書記たる被告人乙と協議の上附近在住の同黨員を誘ひて示威運動を行ひ之に依りて右Aの有利に解決を遂げんことを企て先づ被告人甲は同日午後同縣、郡、

町、番地被告人丙方に於て同人に其の附近道路上に於て被告人丁に孰れも△△黨△△縣聯合。支部地域内の同黨員に右示威運動に参加すべく勸誘するやう申入れ丙及丁は之を應諾し丁は同日及其翌十九日に互り右支部員に該趣意を傳達し被告人乙は右十八、十九日同會、支部地域内の同黨員に同様運動参加を勸め廻り而して翌十九日午後五時頃被告人甲は右勸誘に因りて來集したる同黨員數名と共に先づ右B方を出發し前示B方數町附近の山に稍遅れて到着したる丙、丁其の他の黨員と會合して總數二十餘名となり茲に於て被告人甲より他の一同の者に對しそれより直に右B方門前に赴きて大聲を發し且門戸、雨戸等を叩きて成るべく地主を脅すやう努むべく之が爲には未だ棒を所持せざるものは之を用意するやう申聞け且自ら音頭をとりて「メーデー」歌を唱へ一同之に和して同所を發し同日午後八時五十分頃右B方表門前に到り右被告人甲、丙、丁は他の一同と共に「立禁などされてたまるものか酷い地主だ」「立禁などされて小作人は死んで仕舞ふではないか悪地主出てこい」「強慾地主」「馬鹿野郎出て來い」「打ちのめす」「萬歳」「ワツシヨイワツシヨイ」等大聲を擧げ且所持したる棒等を以て右門扉及之に連接せる隱居家の雨戸等を打叩き數分間にして同所を立去りたるが間もなく同門前に人聲の接近するを感じるや復た同所に引返して前同様叫び又は打叩く等の所爲に及び其處を立去らんとしたる折柄同所に到りたる被告人乙外數名の△△黨員と會合し同被告人をも加へたる一同は更に復た同日午後九時三十分頃同門前に引返して前同様の所爲に及び其の都度恰も其の住宅を損壞し身體に危害を加ふべき氣勢を示し以て多數共同して右B及其の家人を脅迫したるものなり(昭六、一

○本法に所謂團體とは一定の共同目的を有する多數人の社會的結合體を謂ひ、單純なる多數人の機械的集合を包含せず、多數人とは二人以上を指稱す。この團體は暴力團のみを謂ふにあらず(大一一五、一一ノ二二)、即ち其の目的の不法なることを要せず、尙繼續的の性質あるものたるを要件とせず。

○多衆とは團體の如き結合に非ずして多數の自然人の現實なる集合狀態を謂ひ、其の集合の目的の適否を問はず。騷擾罪(刑法第六條、第七條)、「選」第二百十條、第二百四條「治警」第八條、第十二條、第二十六條等の多衆とは其の間に多少量的差異あらむ。

○所謂威力とは刑法第二百三十四條と異り人の意思を制壓するに足る無形的勢力のみを指稱し、相手方をして之を認識せしむる方法を問ふことなし。

○兇器とは用法の性質上人を殺傷する器具即ち武器は勿論、用法に依り人を殺傷するを得べき器具(例、鋸、庖丁、ハンマー、棍棒)をも包含す(明三六、三ノ六。明三九、九ノ四。明三九、四ノ一二)手拭、濡紙、繩、極めて小なるナイフ、ステッキの如きは壯士が之を所持するも兇器に屬せず。蓋し兇器たるには社會通念上相當の威力を有すること必要とすればなり。爆發物は兇器中に含まる。毒劇物、ペスト菌の如きは之に屬せず。

而して兇器を示すとは相手方をして現に兇器を所持することを認識せしむる一切の行爲を謂ふ、音により兇器たることを知らしむるも可なり、然れども兇器を所持するが如く詐稱する場合を包含せず、尙模擬物は除外せらる。

○暴行とは他人の身體に對し不法なる有形力を加ふるを謂ひ、無形力の行使を包含せず。

○數人共同とは必ずしも事前に豫め通謀するを要せず、二人以上共通の意思にて同時に共同暴行を演ずれば足る(回答)。

○脅迫罪は苟も他人を畏怖せしむる意思を以て刑法第二百二十二條の法益に對し其の人をして畏怖せしむべき害悪(村八分)人の名譽に對する害惡の通告の如きは其の一例なり)を加ふべきことを通告するに依り成立し、イ、害惡を發せしむる眞意あるを要せず、ロ、他人に畏怖心を生ぜしめたることを要せず、ハ、條件附害惡の通告と雖畏怖心を生ぜしむる可能性あれば足る、ニ、尙通告の方法を問はざるが故に言語、書面によると間接に告知するとを區別することなし。

○所謂村八分(町省き、組外づしとも稱す)の處分を爲すに當り絶交の特約あるも通告にして違法性あれば罪となる(大二年九六九頁)、團體の自衛上當然の措置(除名の如し)なるときは犯罪を構成せず。

○財産上の利益中には財物を含む、「治維」第五條、「選」第一百十二條第一號も同様なり。

○第一條第一項と第二項の罪は同一罪名に該る犯罪と稱すべきに非ず。

○所謂不正とは刑法第二百三十六條第二項に在る不法と異り、單純なる違法性を示すに止まらず不相當性を意味す、「警」第二條第六號の不正も之と同一なり。

○強談とは他人に對し言語を以て強て自己の要求に應ずべきことを迫る行爲にして威迫とは他人に對し言語舉動を以て氣勢を示し不安困惑の念を生ぜしむる行爲を指稱す。

○本罪と騷擾罪、公務執行妨害罪との關係(後の罪のみ成立す、蓋し前者は後者に包含せらるゝが故なり)。

○不法團結等處罰に關する法律案參照。

◎北海道漁業取締規則違反

被告人甲は漁業権を有せず又特に採捕若は漁業の許可を受けざるに拘らず水産動物保護期間内なる昭和九年九月二十一日午前五時頃旭川市南六條十五丁目神樂橋附近の保護河川石狩川支流忠別川に於て長さ約四尺の四分天蠶糸に長さ約二寸五分の釣針を五、六寸置きに一本宛計五本を取付け且其の兩端に鉛錘を結付けたるものを八十撚澁糸に結纏し之を約二間の車竿にて鮭の群居せる箇所投入し之を手許にしやくり寄せ又は右澁糸を繰寄せる方法に依り鮭の胴體に右釣針を引かけ以て長さ約二尺二、三寸の鮭一尾を採捕したるものなり(判例)。

適條、同規則第三十五條第一項第九號、第五十七條第一項前段。

○釣とは餌料又は之に擬似のものを用ひ生物を漁具に誘致し主として其の口腔に漁具をかゝらしめ又は生物自體が運動して其の體の一部を漁具にかゝらしめて漁獲するを謂ひ、釣とは釣の受動的なるに反し能動的に生物に漁具を引かけて漁獲するを謂ふ(判例)。

「ま」部

◎麻薬取締規則違反 (其の一)

被告人甲は薬種商にして、昭和五年十一月八日神戸地方裁判所に於て「モルヒネ」「コカイン」及其の鹽類取締に關する件違反の罪に依り懲役二月に處せられ三年間其の刑の執行を猶豫せられ目下該刑の執行猶豫中のものなるところ、茲に復支那上海より汽船長崎丸に自己所有の粗製モルヒネ二包約七十五(證第一號)を携帯して乗船し昭和八年六月十三日神戸港に於て所轄地方長官を経由の上内務大臣の許可を受けずして右麻薬を陸揚し以て其の密輸入を遂げたるものなり(昭六、一ノ一九)。
適條、同規則第一條、第九條第一項、第二十一條。

◎麻薬取締規則違反 (其の二)

被告人甲、乙は何れも鹽酸チアセチール、モルヒネ、コカイン等の輸出に付相當官廳の許可を受けず又營業免許者にも非ざるに拘らず、
第一、被告人甲はA、B、C等と共に謀の上昭和八年九月上旬鹽酸チアセチール、モルヒネ二十五オンス入二十罐を他より買入れ同月九日之を長崎港より支那上海に密輸出を爲し、
第二、被告人乙はA、Cと共に謀の上同年十一月二十一日頃他より買入れたる鹽酸チアセチール、モルヒネ二十五オンス入二十五罐を神戸港より支那上海に密輸出を爲したるものなり(昭七、二ノ一五)。

適條、同規則第二十二條第一項、第十條第一項。

三二八

◎麻藥取締規則違反幫助（其の三）

被告人甲は西宮市、町、番地の自宅店舗に於て藥種商を營む者なるところ、昭和七年十月中旬より同年十一月下旬迄の間三回に亘りAが内務大臣の許可を受けずして支那方面に密輸出するの情を知りながら同人に對し前示店舗に於てコカイン七百瓦入五罐三千五百瓦を賣却し因て同人が其の都度内務大臣の許可を受けずして右コカインを自ら又はBの手を経て孰れも神戸港より長崎丸又は上海丸にて上海に携行陸揚げして爲したる密輸出を容易ならしめて幫助したるものにして、右は意思繼續に係るものとす（昭九、三ノ七）。
適條、同規則第二十一條第一項、第十條第一項、刑法第六十二條第一項、第五十五條、第六十三條、第六十八條。

◎麻藥取締規則違反（其の四）

被告人甲は西宮市、町に於て藥品販賣業を營む者なるところ、昭和九年二月中旬無免許醫なる兵庫縣武庫郡、村、二十四番地Aに對し警察署長の與へたる業態證明書を徴するに非ざれば讓渡することを得ざる麻藥注射用鹽酸モルヒネ一プロセントを右證明書を徴せずして販賣讓渡したるものなり。

適條、同規則第十七條、第二十二條。

○輸入

イ、輸入とは陸上に在りては我國境線を越え、海上に在りては陸揚して其の目的物を我國内に入る、行爲を謂ひ（明三七、一ノ一八。明四〇、九ノ二七。明四五、四ノ九。大二三、一〇ノ二八）、輸入の目的の如何を問はず、化學實驗の爲なるも犯罪となる。

ロ、輸入は貨物の陸揚行爲に依りて完了し、其の通關手續は輸入後の別箇の行爲に屬す。

ハ、日本國租借地（大連）より支那國內地へ搬入すれば、支那國へ輸入したるものとなる（昭五、一ノ二〇）。

○「麻」第九條第一項と「關」第七十五條とは併合罪にして、手段結果の關係なし（昭七）。

○鹽賣捌人の鹽の密賣を幫助したるときは鹽專賣法違反の從犯となるとの判例（明四二）も本則に應用せらる。

○本則は昭和九年十一月三十日一部改正、同十年一月一日より施行。

○指定麻藥に關する昭和六年内務省告示第二百十二號參照。

「み」部

◎明治三十九年三重縣令第二十五號違反

被告人甲は辯護士又は法令の規定に依り特に權能を有するものに非ざるに拘らず昭和八年八月頃より同年十

二月頃に互り犯意を繼續し三重縣、郡、町、番地其の他に於て自己の利益を圖る目的を以て利害の關係なき左記民事紛議に關係したり、

- 一、昭和八年八月頃三重縣、郡、町、番地、A外四名の世話人なる。會と稱する頼母子講の爲同世話人より取立金の約一割の報酬を受くる約の下に同講員Bに對する延滞講金取立方の依頼を受け其の頃Bに對し該延滞講金支拂方の催告を爲し且同人に對し抵當不動産競賣の申立を爲し其の後Bより該競賣の延期又は取下方交渉を受くるに際し右延滞金の外競賣費用及自己の手數料として金貳百圓を請求し因て同年十月中同町C方に於てBより其の内金として金百圓の交付を受け、
- 二、同年十二月中同町Dの幹事なる、十講と稱する頼母子講の爲同幹事より同講員Eに對し該延滞講金支拂方の催告を爲し其の後同人より示談の交渉を受くるや同人に對し自己の手數料として金拾五圓を要求したるものなり(昭四、二ノ四)。

適條、同號及明治四十一年勅令第二百十七號。

○此の種の行爲は昭和十一年四月一日以後は「法律事務取扱の取締に關する法律」の違反となる(同法參照)。
○京都府警察犯處罰令第一條第二號參照。

「む」部

◎無盡業法違反 (其の一)

被告人等は孰れも主務大臣の免許を受けずして被告人甲は昭和七年十二月十八日よりA等と共に西宮市、町、番地に於て△△△會を組織し自ら其の會の事務を主宰し爾來昭和八年一月末日に至る迄の間西宮、尼ヶ崎兩市に於て約六十名の會員を募集し之を甲、乙二組に區別し甲種は一口毎に毎日金拾錢宛乙種は一口毎に毎日金五錢宛孰れも三十箇月間拂込ましめ甲、乙二種とも各三十口を一組と爲し毎月一回各組毎に入札(同額の入札者二名以上ある場合は抽籤に依る)の方法に依り甲種は六拾圓乃至九拾圓、乙種は參拾圓乃至四拾五圓の範圍内に於て落札者又は當籤者に金錢を融通し其の金融を受くる者より手數料名義の下に融通金額の五分に相當する金員第一回には掛金總額と融通金額との差額全部を徴收し更に其の後被告人乙は昭和八年二月一日右△△△會の會長に就任し被告人甲と共同して之を營むこととなり爾來同年四月上旬に至る迄被告人等は共謀の上前記兩市に於て勸誘員集金人等を使用して約二百五十名の會員を募集し之を特甲、特乙の二種に區別し特甲は一口毎に毎日金貳拾錢宛、特乙は一口毎に毎日金拾錢宛孰れも十箇月間拂込ましめ特甲、特乙共各十口を以て一組と爲し各組毎に豫め初回到抽籤の方法に依り金融を受くる者の順位を定め特甲は初

同四拾九圓より順次六拾貳圓迄、特乙は初回貳拾四圓五拾錢より順次參拾壹圓迄の範圍内に於て一定の金員を毎月當籤の順位に従ひ融通し其の金融を受くる者より手数料名義の下に掛金總額と融通金額との差額を徴收し以て無盡業を営みたるものなり(昭九、三ノ一)。

適條、同法第三十六條。

◎無盡業法違反 (其の二)

被告人甲は主務大臣の免許を受けず昭和七年七月より昭和九年二月迄の間毎月二回開會一回掛金參圓乃至五圓、五十口乃至百口を一組となす頼母子講四十二組を組織し入札の方法に依り掛金者に對し金錢の給付を爲す無盡營業を爲したるものなり。

適條、同法第二十三條。

○現代に於ては頼母子講と無盡とは同意義に使用せられ居れども之には組合講と營業講との區別ありて講金の所有權の歸屬に付大なる差異存することに注意せざるべからず。頼母子講取締令「山口縣令」に關する大三年三〇一頁及び大ニ、一〇ノ一一判例參照の要あり。

○所謂無盡とは一定の口數(昭九、三ノ七)と給付金額とを定め定期に掛金を掛込ましめ一口毎に抽籤、入札其他類似の方法に依り掛金者に對し金錢の給付を爲すを謂ひ(第一條參照)、無盡業者の目的如何を問ふことなし。

○本法には法人處罰の規定なし、故に法人の事業に關し事實上第二十三條違反行爲を爲したる者を處罰すべし。此の場

合に關しては猶會社が無免許にて銀行業を營める場合に於ける刑罰主體に付ての昭四、二ノ二六の回答を參照すべし。更に大一二、一二ノ一の判例を通讀する要あり。

○營業區域外に於て無盡業を營むも無盡契約其のものは當然無効にはあらず。

○無盡業取扱規則(府縣令)銀行法、貯蓄銀行法、講會取締規則(府縣令)參照。

◎無線電信法違反 (其の一)

被告人甲は尋常小學校第五學年の頃より無線電信電話に興味を持ち爾來之が研究に熱中する傍昭和二年五月頃より西宮市、町、橋西詰ラヂオ商、商會のラヂオ受信機組立の下請仕事を爲し來りたる者なるところ昭和七年二月上旬逓信大臣の許可を受けずして同市、町、番地の自宅奥四疊半の間に於て短波長無線電信送信機を組立て同所に備付け且豫て大阪逓信局長より放送無線電話(ラヂオ)聽取の目的の爲施設を許可せられたる聽取無線電話(ラヂオ)受信機を各種コイルの差替により隨時且容易に右目的外なる短波長無線電信受信の目的に併用し得る様改装し以て許可なくして無線電信を施設し其の頃より同年六月十五日に至る間前同所に於て右無線電信により。市在住の呼出符號 JSCG なる A 外本邦及海外各地(アメリカ、フィンランド、スペイン、エチプト、シンガポール、フィリッピン、グアム、ニュージーランド、佛領印度支那、ウラヂホストック、モスコ、中華民國等)の各素人實驗用無線電信と實驗交通を爲し以て許可なくして施設したる無線電信を使用すると共に私設の無線電話を其の施設の目的以外に使用したるものなり。

適條、同法第十六條第一項、第十七條第一項、刑法第五十四條第一項前段、第十條。

◎無線電信法違反（其の二）

被告人甲は犯意繼續して大阪逓信局の許可を受けずして昭和七年七月十二日頃兵庫縣、郡、村△△、番地自宅に聴取無線電話器を備付け架空線を張り以て無線電話を施設し其の翌日頃より同月二十三日頃迄之を使用したるものなり（大一五、三ノ四）。

適條、同法第十六條。

○本法は航空機に施設する無線電信及無線電話に準用あり、其の内容は電信法と大同小異に付同法の解説欄参照。

○刑法第三百三十三條、放送用私設無線電話規則参照。

「め」部

◎メチールアルコール（木精）取締規則違反

被告人甲は西宮市、町、番地に於て香水製造業を営むものなるところ、昭和八年五月一日頃より同年七月頃迄の間右店舗に於てメチール、アルコール（木精）二割半を混和したるゴールデンと稱する頭髮用香水を

製造し之が容器にメチールアルコール（木精）混和の文字を明記せずして其の頃大阪市、理髮店外二十餘名に合計約一石五斗を販賣したるものなり。

適條、同規則第二條、第七條。

「も」部

◎木炭検査規則違反（兵庫縣令）

被告人甲、乙兩名は木炭製造業被告人丙は木炭仲買業を夫々営むものなるところ、昭和九年四月二十日兵庫縣城崎郡、村、に於て、

第一、イ、被告人甲は同村山林に於て製造せる其の所有木炭三俵を、

ロ、被告人乙は同村山林に於て製造せる其の所有木炭五俵を

何れも制規の検査を受けずして被告人丙に賣却引渡を爲し、

第二、被告人丙は其の情を知りながら之を買入れて受取りたるものなり。

適條、同規則第一條第一項、第二十六條第一號。

◎藥劑師法違反（其の一）

被告人甲は藥劑師に非ざるに拘らず昭和九年二月頃大阪市、區、町、丁目、番地自宅に於てA外一名に販賣の目的を以てクエン酸カフェーアンチピリン及ピラミドン並乳糖を混合して風邪藥合計六日分を調製したるものなり。

適條、同法第五條第一項、第十七條。

◎藥劑師法違反（其の二）

被告人甲はAの開設に係る西宮市、町、番地大衆藥局の管理藥劑師として調劑に従事中所に於て、第一、醫師Bの作成に係る患者Cに對する劇藥アカプルミンアルメニカを配伍したる處方箋に基きて昭和八年一月二十五日、同月二十七日、同月二十九日及同月三十一日の四回に亘り患者Cの爲に調劑を爲したるが右處方箋には使用期間に付當分持長と記載しありて以上の調劑を以てしては未だ該處方箋に指定する使用期間に對する調劑の全部を了りたるものに非ざるに拘らず被告人は故なく其の都度處方箋に遲滯

なく調劑の年月日及調劑量を記入して記名捺印することを怠り、

第二、醫師Dの作成に係る患者Eに對する劇藥スコポエキスを配伍したる處方箋に基きて昭和八年二月二日同月四日及同月六日の三回に亘り患者Eの爲に調劑を爲したるが右處方箋には使用期間に付數日持長約五日後ウロトロピン及スコポエキスを除外する旨の記載あり而して該處方箋所定（スコポエキスの配伍を含む）の使用期間に對する調劑の全部を了らざる間に於て被告人は故なく處方箋に遲滯なく調劑の年月日及調劑量を記入して記名捺印することを怠りたるものにして、以上の各所爲は犯意繼續に係るものとす（昭四、一ノ二五）。

適條、同法第十一條第二項第一項、第十八條。

◎藥劑師法並毒物劇物營業取締規則違反（其の三）

被告人甲は藥劑師にして神戸市、區、町、丁目、番屋敷に。藥局を開設せるものなる處、

第一、昭和八年六月下旬より同年七月上旬に至る迄の間に前示店舗に於て前後五回に涉り同市A外三名の依頼に基き同人等の爲醫學博士B處方に係る劇藥ロートエキス等配伍の調劑を爲し遣りたるに拘らず該處方箋に檢印せず、

第二、尙其の頃右店舗備付に係る毒物劇物在中の容器に毒物又は劇物の文字を明記し居らざりしものなり。

適條、同法第十一條第一項、第十八條、同規則第六條、第十七條。

○藥劑師の意義(法第一條)。藥劑師とは内務大臣の免許を受け藥劑師名簿に登録せられて醫師、齒科醫師又は獸醫の處方箋に依り調劑を爲す者を謂ふ。而して無免許醫師が診斷投藥を爲すも本法の違反とはならず。

○藥種商に使用せらるゝ藥劑師の範圍(明四〇年内務省令第二十七號第六條)。

○藥品營業並藥品取扱規則第三十七條ノ三の藥劑師は之を使用する藥種商に於て地方長官に其の届出を爲したる者なることを要し、この藥劑師が其の藥種商の營業所以外に於て藥品取扱に従事せば罪と爲る。

○醫師の處方箋に準ずべき電話處方により調劑するも罪と爲らざる場合あり(昭六、二二ノ二〇)。

○處方の意義に就ては藥品營業並藥品取扱規則違反の註(三三九頁)を参照すべし。

◎藥品營業並藥品取扱規則違反 (其の一)

被告人甲は西宮市、町、番地に於て醫院を開設せる醫師なるところ、昭和八年四月五日右醫院藥局に於て鎖鑰を備へざる場所に毒藥鹽酸モルヒネ及昇汞錠を貯藏し居りたるものなり。
適條、同法第二十九條、第四十條。

◎藥品營業並藥品取扱規則違反 (其の二)

被告人甲は昭和七年十二月上旬より昭和八年五月上旬に至る迄の間に兵庫縣、郡、村、番地の居室に

於て藥種商の免許を受けずして他人に對し重碳酸曹達、グリセリン、アルコール、酸軟、アスピリン、ブロンチン等の藥品を販賣し因て無免許にて藥種商の營業を爲したるものなり。
適條、同規則第三十九條ノ四第一號。

○藥種商とは藥品の販賣を爲す者を謂ふ(第二十條)。

○製藥者とは單に藥品を製造し自製の藥品を販賣する者を謂ふ(第二十三條)。

○所謂處方とは特定人の特定の疾病に對する藥劑に依る治療の處置方法に關する意見を謂ふ(大六、二ノ九)。處方箋の記載事項に付ては醫師法施行規則第九條ノ三參照。

○所謂藥品とは(工業用のもの及賣藥を包含せず)人又は動物の疾病の治療、輕減若は豫防の爲に主として醫師又は其の指揮を受けたる者に使用せしむる目的を以て販賣せらるゝ物質を謂ふ。所謂藥品と工業用藥品との區別は販賣者の目的により抽象的に定まると説く人あり。

○藥品の製造と調劑とは全然其の意義を異にす、藥品の製造とは一般の需要に應ずる爲一定の作業に依り日本藥局方又は外國藥局方所載の藥品又は何れの藥局方にも記載せざる藥品を製出するを謂ひ(大六、三ノ九)、調劑即ち藥劑の調劑とは一定の處方に從ひて一種以上の藥品を配合し若くは一種の藥品を使用し特定の分量に從ひ特定の用法に適合する如く特定人の特定の疾病に對する藥劑を調劑するを謂ふ(大六、三ノ一九)、故に特定疾病が現實に存在せざるときは調劑と云ふを得ず(大八、二ノ一五)。

○第三十條に所謂職業上必要と認めたる者とは汎く該藥品を使用することを必要とする業務に従事する者を指稱す、果樹園の經營者に害虫驅除用として亞砒酸を賣渡すも罪とならず(大七、二ノ一〇)。

○本則中醫師に關する規定は齒科醫師及獸醫にも適用せらるゝことに注意するを要す(第四十六條ノ四)。

○醫師が買受けたる液體デフテリア血精を一年經過して貯藏するも直に犯罪とはならず(大九、九ノ二五法決及本則第二十八條、第二十六條、第三十九條參照)。

○藥劑師法參照の要あり。

○藥種商等の阿片賣買に關する事項に付ては明治十一年第二十一號布告に據る(明四五)。

○日本藥局方は昭和八年十二月改正せらる。

○藥種商並製藥者取締細則(府縣令)參照。

◎雇仲居取締規則違反 (京都府令)

被告人甲同乙は昭和九年五月十四日午後八時三十分頃京都市下京區、、、席貸旅館A方二階奥六疊の客室に於て酒席に招かれ警察署長の許可を受けずして女配膳名義の下に客に對し酒間の斡旋を爲し雇仲居行爲を爲したるものなり。

適條、同規則第一條、第八條。

「ゆ」部

◎郵便法違反 (其の一)

被告人甲は昭和八年二月一日神戸市。郵便局に郵便禁制品なる爆發性雷管紙約五十枚を大垣市内A宛書留小包郵便物として差出したるものなり。

適條、同法第四十六條。

◎郵便法違反 (其の二)

被告人甲は昭和八年六月二十一日郵便係として神戸郵便局に宿直し翌二十二日朝同局夜間投函に多數の郵便物の投入せられ居ることを認知したるに拘らず取扱の煩を厭ひ故らに之を開函せず其の儘に放置して退廳し以て該郵便物の取扱を爲さざりしものなり(大一一、一一ノ一〇)。

適條、郵 法第五十三條第一項。

◎郵便法違反 (其の三)

被告人甲は犯意繼續し昭和七年十二月六日西宮市、町、番地の自宅に於て。區裁判所より被告人に宛てたる郵便料完納の書留郵便物一通の受領を正當の事由なくして拒みたる外居宅に於て司法省刑事局長並被告人より夫々被告人に宛てたる郵便料完納の書留郵便物計三通の受領を孰れも正當の事由なくして拒みたるものなり(昭八、六ノ八)。

適條、郵便法第二十三條、第四十三條。

○信書とは特定の人に對し自己の意思の傳達を媒介すべき文書を汎稱し(明四〇、九ノ二六)。開封の書狀、郵便葉書を
含む。

○書狀とは全部又は幾部を筆記したると印刷したるとに關せず特定の人に對する通信文にして郵便葉書に記載せざるものを謂ふ(大五、二ノ二四)、(郵便規則第十四條ノ一参照)。

○郵便禁制品(同規則第一條ノ二)。

○添狀とは小包郵便物の内部に添付する書面にして郵便規則第十條に依り認許せる事項の記載あるものを謂ふ。

○同法第三十三條は民法不法行為の原則に對する制限規定なり(大一一、三ノ一六)。

○郵便物の内部に在る爲替券を抜取れば同法第五十二條の不法開披と刑法第二百三十五條、同第五十四條となる(大九、六ノ二二)。

○通貨を價格表記の方法に依らずして書留郵便として差出すも本法第四十七條の犯罪を構成せず(回答)。

○無免許にて郵便切手類の賣捌に従事する者より定價以下にて販賣したる場合に其の情を知り乍ら之を買受ければ郵便

切手類及收入印紙賣捌規則第三十條違反となる(回答)。

○刑法第三百三十二條、第二百六十三條、刑訴第四百十條、第四百四十一條、第四百五十七條、郵便規則、郵便切手類及收入印紙賣捌規則参照。

◎輸出絹織物取締法違反

被告人甲は。貿易商會なる名稱の下に桐生産絹織物の販賣を業とせるものなるところ、昭和八年八月頃桐生市。商會外二店より販賣委託を受け神戸市に於て保管中桐生輸出絹織物検査所にて不合格となれる検査番號一、〇〇〇號長二、五ヤール幅二七吋の本絹紋襦子一疋の不合格印章を商用見本を作るに當り店員をして壇に切斷除却せしめたる外同様紋襦子二疋の不合格印章を切斷除却したるものなり。

適條、同法第七條、第八條。

○輸出絹織物とは絹糸を以て製織したる輸已向織物及絹糸と絹糸以外の糸類とを交織したる輸已向織物にして其の絹糸の數總經緯糸の三分ノ一以上を占むる幅一八吋以上長一二碼半以上のものを謂ひ、之に三種類あり。

○絹糸の範圍(施行規則第二條)。

○本法の一部は輸出入造絹織物に準用せらる(第十二條)。

○輸出組合法は昭和九年六月一日施行。

◎有價證券割賦販賣業法違反

被告人甲は主務大臣の免許を受けずして昭和八年二月頃より西宮市、町、番地の住居に營業所を設け復興貯蓄現物△部なる商號の下に勸業債券復興貯蓄債券を組合せて三枚、六枚、十二枚、十八枚、二十四枚、三十枚、六十枚、百二十枚、百八十枚を各一組として之が購買者を募集し賣買契約締結と同時に總券面額の一割乃至一割五分の證據金を徴收し表面總券面額より右證據金を控除したる殘額を其後一年乃至三年内に拂込むときは一組の債券全部を一時に交付すべきことを約し(大口契約と稱す)其の實契約締結と同時に購買者に小口契約用紙なるものを交付し置き之を利用し爾後數回に總券面額より證據金を控除したる殘額を一組の枚數を以て除したる金額を分割拂込ましめ其の拂込ある毎に拂込額に應ずる枚數の債券を給付する方法に依り多數外交員を使用し同九年一月下旬に至る迄中國、四國、九州、朝鮮、臺灣の各地に於て有價證券割賦販賣業を営みたるものなり(昭八、七ノ一三)。

適條、同法第十七條。

○有價證券割賦販賣とは代金を分割して數回に受入れ或は之と同一の目的を達すべき方法に依り有價證券給付を爲すを謂ひ(第一條)、債券の授受が不可分的なると否とを問ふことなし。

○契約の際申込證據金として代金の一割を受入れ後其の殘額を一時に拂込ましめ既に受入たる證據金を代金の一部に充當し證券を引渡す方法を採るものは本法の販賣に該當せず(回答)。

◎有害避妊用器具取締規則違反

被告人甲は昭和七年一月中旬より昭和八年六月下旬に至る迄の間神戸市灘區、通、丁目、番地の自宅に於て醫療用器具として醫師の用に供する目的を以てするに非ずして避妊用子宮注入器を門司市A外二十一名に對し販賣又は授與したるものなり。

適條、同規則第一條、第四條。

◎有害性着色料取締規則違反

被告人甲は京都市、區、番地に於て小兒玩弄用人形の製造販賣業を営む者なるところ、昭和九年六月二十七日頃有害性着色料鉛を含有し居る黃粉にて着色せる小兒玩弄用陶器製玩具(名稱初花姫)百廿個を製造し之を氏名不詳者に一個四錢にて販賣し殘八個を販賣の目的にて同年十二月十四日迄右店頭に陳列し居りたるものなり。

適條、同規則第四條、第十一條、第六條、第九條。

○本規則は昭和九年十二月八日一部改正。

◎豫約出版法違反（其の一）

被告會社は「書籍。の歴史と實際」と題する定價參圓八拾錢の出版物の發行人なるところ、昭和八年三月頃同月末迄に部數並一部に對する金貳圓八拾錢の送金あるに於ては出版物出來次第申込順により送本する旨の内容を有する豫約出版の方法を執り之が募集を爲したるものなるが豫約出版法第二條所定の内務大臣に對する届出を爲さざりしものなり。

適條、同法第二條、第十一條。

◎豫約出版法違反（其の二）

被告人甲は「本邦、界第一線の人々」と題する書物を豫約出版物として發行せんことを企て昭和八年八月中旬神戸市、區、通、丁目A外一名より後に出版さるべき書物十五部代の半額として合計金參拾圓を受領し同人等と右書物の賣買を豫約し同年十二月中旬右書物出版の準備に着手したるに拘らず内務大臣に對し豫約出版物に關する制規の届出を爲さざりしものなり。

適條、同法第十一條、第二條。

○豫約出版とは發行者が代金の全部又は一部を前收して文書圖畫を頒布するの豫約を以て爲す出版を謂ふ。
○第十三條に於て本法の適用なき新聞雜誌等に付規定せり。

◎要塞地帯法違反（其の一）

被告人甲は昭和八年一月十五日午前九時頃要塞司令官の許可を受けずして關門連絡船。丸船尾甲板上にて要塞地帯たる下關港附近水陸の形狀を所携の小型活動寫眞機を以て撮影し同日午前九時四十分頃門司市、附近にて右同所を同様撮影したるものなり、但し以上は犯意繼續に係るものとす。

適條、同法第七條、第二十二條。

◎要塞地帯法違反（其の二）

被告人甲は昭和九年四月十八日福良港發撫養港行。丸に乗船し同日午後二時頃徳島縣、郡、村、島を隔ること約三百メートル北を航行の際由良要塞司令官の許可を得ずして同船上より要塞地帯法に依り第二區として指定せられたる區域内の地點に在る前記、島を背景とし自己所有のイーストマンコダック寫眞機を以て其の景色を撮影したるものなり。

適條、同法第二十二條、第七條。

○要塞地帯とは國防の爲建設したる諸般の防禦營造物の周圍の區域を謂ひ(第一條)、陸地と海面とを問はず、之を三區に別ち各區の幅員は陸軍大臣之を定めて告示す、この告示は本法と同一の效力あり(明三五)。

○摸寫とは現物の實見に(依る記憶に)基き水陸の形狀を描寫する行爲を謂ふ。

○第七條違反に當り使用したる寫真機は犯罪供用物件にして犯罪組成物件にあらず。

○地名に付認識あれば違反となる、要塞地帯たることを知るの要なし。

○要塞地名は左の如し、

佐世保、舞鶴、對馬、長崎、下關、由良、大湊、奄美大島、父島、壹岐、東京灣、吳、津輕、豐豫、鎮海灣、永興灣、基隆、澎湖島。

○字品港域軍事取締法、關東州防禦營造物地帯令、軍港要港に關する件、軍港要港規則、刑法第八十五條、陸軍刑法第二十七條參照。

「リ」部

◎陸軍召集規則違反

被告人甲は後備兵役陸軍歩兵二等兵なるところ、昭和八年五月一日西宮市、町、小學校に於ける點呼場

に簡閱點呼の爲參會を命ぜられながら正當の事由なく之に應ぜざりしものなり。

適條、同規則第二百十九條。

○正當の事由の有無。

點呼に應ずべき者が所在不明にして點呼の日時場所を知ること能はざりし爲不參となりしときは、正當の事由ありしこととなり第二百十九條違反とならず(明四〇、六ノ一五法決參照)、所謂正當の事由なしとは點呼に參會せざりしこと自體に於て正當なる理由なき場合を指稱するものなればなり。

○病氣の爲不參せば、第二百十八條、第四十九條第一號違反となることあり。

○通報人を定め置かず其の他自己の所在を通知し置かざれば他の犯罪を構成すべし。

○兵役法施行細則は昭和八年十一月一部改正。

○陸軍召集規則は昭和九年二月及同年十一月五日一部改正。

◎理髮營業取締規則違反

被告人甲は大阪市、區、町、番地に於て理髮營業を爲し居る者なるところ、昭和九年三月二十八日右店舗に於て該營業に従事中理髮用器具なる鋏及剃刀を客に對し使用しながら其の使用直後に之が消毒を怠りたるものなり(昭七、二二ノ五)。

適條、同規則第十八條、第五條第一號。

「ろ」部

◎労働者募集取締令違反

被告人等は西宮市、町、番地に居住するものにして孰れも右住所地所轄地方長官の許可を受けずして昭和八年五月八日より同月十日迄、市、町、驛より、縣、郡、驛に至る迄の間同郡、鐵道工事施行者△△組が雇主となり同鐵道工事に従事せしむべき應募労働者A外七十四名を引率し労働者の募集に従事したるものなり(昭四、一〇ノ二二)。

適條、同令第二十一條、第四條。

○募集主、募集従事者の意義(第一條)。

○本令に於ける労働者とは職工、鑛夫又は土工其他の人夫を指稱す。

○應募労働者を引率して就業地に赴く行爲は労働者の募集なり。

○労働者募集取締令施行規則(府縣令)参照。

犯罪捜査管見

畏友堀部君其の力作に成る「取締法規違反實例集」を上梓して敢て同學の士に問はんとするに方り私の舊稿「犯罪捜査管見」を求めらる。勿論欣んで之れを捧ぐるが若干の躊躇がないではない氣恥しくもあり又見苦しいとも思ふ、然し私の常に言ふ彼の天才家の靈感的捜査法に對する私の低能者の徃徧的捜査法は好個のコントラストである、君の苦心の勞作を引立てるには却つて此の様な私の愚劣なる繰言が役立つのかも知れぬ。

瀧川秀雄

冒頭言

犯罪捜査を全面的に取扱ふには自ら其人あるべし、本來學者にあらず亦斯道の専門家にもあらず、單なる一實務家に過ぎざる自分の如きの與る限にあらざるべく、以下に録する處は捜査の一面に付既往に於て見聞したる所、將親しく味ひたる所の經驗事項に止まる。而して之に斯くもあらんかとの私見を加へたるに外ならず、殊に我等の捜査は學理にあらずして實行なり、之を學習すべきにあらずして、體得すべきものなり、注入すべきものにあらずして、須らく各自好むが儘に其の境地を開拓すべきものに屬せり。此の故に余の私見を記する所以のものは大方諸氏斯道研究の捨石たるの役割を努むるを以て満足す、到底理論學說の如き體を具へ居らざる點は豫め諒恕を希ふ。

第一 捜査の意義

捜査とは檢察、警察の職司に在る者、犯罪事實及犯人發見の必要に出で嫌疑者、關係人、物又は場所に就き取調を爲すを謂ふ。此の結果として、

- (1) 捜査は職務權限ある者の行爲ならざるべからず。捜査機關の何たるやは刑事訴訟法、司法警察職務規範に譲る、彼の私立探偵社員、新聞記者の爲す處の調査は實質に同じきものありと雖茲に所謂捜査には非ら

す。

(2) 捜査の目的とする所は犯罪事實及犯人を明白ならしむるに在り、則ち苟も犯罪なる以上之を明確にし其の如何なる種類の犯罪なるか其の手段方法は如何、被害の程度、外界に及ぼす影響如何等に互りて解決する處なかるべからざると共に、何人が犯人なるやを詳にし其の所在を察知して逮捕の目的を達するを要するは論を俟たざる所なるが之と共に一般より疑問視せらるゝ事實の犯罪に非ざること、犯人と目さるゝ者の犯人に非ざらざることを決定するも亦捜査の重要な一部面なる事を忘るべからず、蓋し社會の事象は複雑多岐に亘り必ずしも其の内より一目直に犯罪事實を認定抽出し得る場合のみを期待し得ざるべし、斯かれば捜査の取扱ふ範圍は獨り當面の犯罪事實に止まらず、社會に於ける凡百の事象は孰れも捜査の對象たざざるを得ずと言はざるべからず、殊に或行爲が犯罪なりや否を決定せむが爲には其の社會に於ける各般の事象と對比し吾人の日常生活に於ける常軌を逸したるの行爲たる事を明かにし始めて之を犯罪の範圍に繰入るゝと云ふが如き場合に在つては犯罪事實に非らざる社會事象も捜査の對象として當然之に手を染めざるべからざるものとす、以上の意味よりすれば社會上萬般の事象は捜査の圈内に屬するものと謂はざるべからざるなり。例之一の屍體に接して其の死因が疾病に依るか自殺なるか將た他殺なりやは特に顯著なる痕跡の存せざる以上、素人の一瞥のみを以てしては易く之を判別し難き場合あるべし、従つて結果は病死たるに歸し犯罪事相たるに適せざるに至ることありとも捜査は犯罪關係なき病症の糺究を避くべきに非ざ

るなり、此の場合に於ては其の死が病氣に因する事を明かにして罪と爲るべき事實に非ざることと斷定し得て茲に捜査の目的は十分達成せられたるものなればなり。

又一の行爲の犯罪なりや否を検出せんが爲には其の地方の風俗、習慣儀禮、商慣習の如きを調査するに非ずんば確定するを得ざる場合もあるべし、かの嫁入の場合に郷侶の若者相倚り新郎新婦に向つて水を浴せ掛け或は打擲を加ふるが如きは暴力行爲等處罰に關する法律違反を敢てするに非ずして却つて兩人の將來に慶幸あれとの好意に出づるとか或は神社、寺院の式典に氏子檀徒等裸體の儘町村内を練廻はるは以て非禮と爲さず風俗を紊るの罪と目し難きものあるべし、又約束手形の如きが現金に代はる有價證券としての職能を有せず當事者間には却つて借用證書として授受せらるゝの異例を認めざるを得ざるが如き其の類例と言ふを得べきか、又犯人を明かにせんが爲には容疑の節ある數人を査察して其の内より眞犯人を検出し得る場合もあるべく、被疑者と看做さるゝ本人の然らざる事を明かにして始めて眞犯人を尋ね得る事もあるべし。

(3) 取調を爲すべき對象は人、物並に所に及び、人に付ては被疑者本人は勿論被害者、證人、參考人等を網羅す、物に付ては被害物件、犯罪供用物件、犯罪組成物件等より被害者或は犯人の所有物、携帶品等を包含すべし、處に付ては屋内たると屋外たると將た水中、地上、空中たるとに論無く、場合に依りては國境外たる事も之れあるべく、一地より他地へ移動中の船車中なることも亦有之べし。

(4) 捜査は實際上の行爲ならざるべからず。捜査を行ふには思索、推理、實驗、判斷等の心的諸作用を要すれども現實に則せざる空想、偏見、臆測、妄斷等は捜査に非ずして寧ろ創作の領域に屬すべし、犯罪の捜査は探偵小説の如き創作は之を許さざるなり、捜査たらんには宜しく机上を離れて親しく人の言を聴き物件を手にし、其の場所に臨みて一に事實に依據し、探究を進めざるべからざるなり。

第二 捜査係官に必要な素質

捜査に關する外國の書籍中に捜査係官の素質として

- 一、熱心
- 二、根氣
- 三、忍耐
- 四、熟慮
- 五、推理
- 六、反省
- 七、常識
- 八、用意
- 九、活氣
- 十、敏捷
- 十一、銳感
- 十二、果斷
- 十三、勇氣
- 十四、強壯
- 十五、明察
- 十六、協同
- 十七、親切
- 十八、研究心
- 十九、興味
- 二十、想像力
- 二十一、禮讓
- 二十二、眞率

等を擧げたるものあり儲に其の孰れを見るも捜査遂行上必要缺くべからざる心的要素たることに争なし、唯超々非凡の士に非ずして何んぞ良く此の全部を具備し得ん、依つて以上の内孰れかを有すれば以て捜査係官たるを得ば敢て不可なかるべきなり。

るの素質ありと言ふを得べしと余は解す、若し夫れ修養に依りて此の種の性能を増殖し得るものなりとせば各人は大に之に努めざるべからずと云ふに止れり、不幸にして如上の各要素を缺くものありとも請ふ按ずるを止めよ、余等の如き天稟に缺くる處最も甚しく特技能一も有する處無く、平凡極まる一人なるも、幸に檢事局の一角に在つて職分の幾分を盡すを得るやに感ぜらる、要は唯何人にも通有なる、根氣あるのみ熱心あるのみ、優越者流の一日にて爲す處を二日三日五日を要するの煩あるを忍ばば則ち足る、結果に於て同一に歸着するを得ば敢て不可なかるべきなり。

古歌に

分け登る麓の道は多けれど同じ高嶺の月を見る哉

と、以て自を慰むるに足るべしと爲す。

第三 捜査十則

凡そ捜査に當つては普ねく採用せらるゝ定型の方針あり、吾人亦此の方針を捨て、敢て新機軸を出さんとするものにあらず、定型あるもの元より夫れに依るべきは論を俟たず、唯余が數多き苦き失敗の經驗より得たる余一個の座右の銘を頒たんとするに外ならず、從來各場合に試み來れる捜査の方針は、事案を異にするに従ひ敢て一樣ならざりしと雖、常に此の心得を樞軸とし、之を經緯として編組したるに過ぎざるなり。

捜査は自然に従はざるべからず

其の意は彼の治水を築するに良く水の性能を詳にし之に従はざるべからずと言ふが如く、犯罪の捜査に當りても自然に逆ふ事無く、克く之と順應して其の歩を進むべしと言ふに外ならず、古來諺あり以て味ふべし。

角を矯めて牛を殺す

柳に雪折なし、

急がば廻れ

以上は言簡なりと雖、内に無限の妙味を藏せずんば非らず。

凡そ宇宙の森羅萬象は、時と所の二理法に支配せられざるものなし、而して之に配するに更に人を以てす。依て捜査も亦従つて之等三者の自然に順應せずんばあるべからず。之が一端を例示すれば

(イ) 時の捜査 に於ては天候、氣象、曆の自然に依らざるべからず。降雨時の犯罪捜査は雨を中心とし之に因みて進むべく、夏は夏の氣分を以て、朝は朝の、夜は夜の夫々心得を以てすべしと謂ふに在りて、以下少しく之を解説せん、

犯罪日時の記憶を喚起せしむるに方り被疑者、被害者、證人等に天候氣象の方面より想を辿らしむる場合に便宜多し。例へば大震災の直前、メーデーの頃、セルを着し居たる頃、蚊帳を釣り居たりし、大雪にて北越地

方列車不通の時なりし、降雨後にて道路泥濘甚しかりし、祭禮の翌日、縁日の前晚なりしと言ふが如し。是等の點に付本人の記憶浮み出でたりとせば、日誌に依り或は氣象臺等に問合はせ、容易に日時を確定し得る事あるべし。是其の應用の例なり。又身體危害罪の案件に在りては犯人夏季なりし爲血痕附着の浴衣を洗濯したるの事實あり、冬季綿入着にして洗濯に適せず引解きたる上表地を川に沈めたるが、然かも偶々重ね着し居たる胴着に血潮の飛沫點在せるを見落し其の儘に過ぎて好個の證據となりたる事實もあり、雨後の惡路に護謨靴を穿ち、他家に押上り兇行を演じたる事件に於て、疊面の足跡判明するに至らず、且血痕犯人の側に飛散したる形跡少かりしを以て、履物に多くの注意を拂はざりしが、犯人を得て着衣を検するも顯著なる血痕無く、却て穿ち居たる靴に微細なる數個の血點を見るを得、且附着の泥土は濡ひ居りて犯行の狀況と一々符合し事態明瞭したる事あり。結果は怨恨にして尊族殺人なりしが、被害者は孤獨にして相當の財産を有し、屋内箆筒其他破壊或は開け放ちありて、一見物取の態を装ひありたり。

次は日時の認定なり。捜査は一日一刻の誤差を忽にする事能はず、又時の連續を斷つ事を許さず、此間十年を經過したりとは活動寫眞の幕合に於てこそ之が適用を見る。

裁判事例を以て説明すれば、單なる窃盜事案に犯行日時の認定誤まり居たる結果、公判に移るに及び或は控訴審に至りて「被告人の現場不在證明」(alibi) 立ちて無罪の結果を見たる事必ずしも四、五に止まらざりし。是は被害者に於て盜難を覺知せず、後より推測したる處を申出たるに、充分の考察を加へずして其の儘採用し

て認定し、贓物の現在するを根據として、被告人否認に拘はらず事件を送致したるに端を發するものにして、偶々被告人其の當日遠隔の地に在りたりとか、某家に籍居したりとかの證明ありたる場合、其の以外の日時に於て被告人の窃取したるに相違無かるべしとの心證は相當強きものありとも、如何にせん證據上は別個の日時を以て犯行ありたるものと認定替を試みる餘地無くして、遂に無罪の裁決に甘んぜざるを得ざるに立ち至りたることあり。被告人は斯かる反證を提出すると共に、贓品に付ては前科を有する何某、或は未知の者（孰れも住居不詳）より買受け又は貸金の擔保として引受けたりと言ふが如き陳述を以て、如何にも他に犯人存したるやの疑惑を投ずる場合もありたり。其の始に當り必ずしも確定のものに非らざる日時は、何月何日より何月何日迄の間、或は何日頃と不明なるは不明の儘に認定したらんには、此の結果を避け得たりしなるべし。或は進んで諸多の方法に依り眞の日時を發見し得ば蓋し論無き處なり。況んや被告人の、爲めにする處あらんとして虚偽の自白を爲したるに煩ひせられ、被害者の所信に迄混亂を來さしめ、延いて誤られたる認定に走り無罪となりたる特例もありたり。

(ロ) 所の捜査に際しては一に現實に依らざるべからず。山あれば則ち分け登るの勞を惜む事勿れ、麓を廻りて山嶺を窺めたりと做すべからず、川あらば渡船を求めよ、橋を尋ねよ、煩を厭ひて一擧にして對岸に渡りたりと做すが如きの捜査方法は之を排す。取調室内に於ける訊問に依り事理を盡せりと爲し、現場を確めずして送致したる事案、公判檢證の結果、被害者方を全然取違へ居たるの實例もあり、失火事件に於ける發火點送

致の夫れと異なるが如き、或は傷害罪の鬭争の場所相違せるが如きの事例必ずしも勘しとせず、想ふに之れ現場踏査の暇無かりしに因るなるべし、心せざるべからず、後述重罪事件の足取捜査に於ては此戒を特に留意せんことを望む。

往年A殺人事件の捜査に參與し某縣に赴きたる際、屍體處置の跡を訊ねて或る大川を下りたる際、特に同じ時刻を擇み同様の小舟を一艘し同一の船頭に托して川筋を辿りたるに得る處極めて多かりき。沈床より重りの石を引抜きたる所は依然其の痕跡を遺し、水深を考へてトランクを沈めたる部位は突堤の鼻より對岸人家に及ぶの一線上河心を右に何程と云ふが如く歴々指點するを得、此邊を通過したる頃は暮色既に深く江岸の人影を辨せざりしとか、某渡船場の上手に舟を止めたるは此頃なりしと云ふが如き、今猶當時を追想するに十分なり。

(ハ) 人の取調に當りては自然に依るの要特に多かるべし。男女老幼夫々其の宜敷を採り心易く眞實の陳述を爲すに至らしむるには其の自然に従ふの一途あるのみ。

怖るゝが爲に言はしむべからず

怒るが爲に言はしむべからず

誘ふが爲に言はしむべからず

求むる所あるが爲に言はしむべからず

若し夫れ自然に従はざる陳述の如き、到底永續する事無く害ありとも益無きなり。

第一に考ふべきは捜査官自身の態度なり。取調室に就いては爲し得べくんば入室者をして肅然襟を正さしむる底の装置望まし。然かれども現下の切詰めたる設備に於ては求むべくも非らず、只其の範圍に於て輕侮を買はざる程度の心掛を必要とす室内亂雜に取散されたるは見苦し、服裝態度整はざるも同様なり。相手方の輕侮嘲笑を買ひては自然の儘の取調を行ひ得ざること云ふ迄も無し。

用語に付ては對者の年齢、職業、經歷、教育の程度、男女の別に従ひ自ら異らざるを得ざるべし。法律用語に親む吾人は心付かずして通俗語より離るゝ機會多きの虞あり、只先方の地位身分に依り態度を二三にし輕視と尊重の使ひ分けを爲すが如きは、人をして不快の念を懷かしむるのみには止まらざるべし。職務上拂ひ得べき敬意は何人にも之を惜む事勿れ、而して守るべき職務の限界は飽迄之を支持すべきなり。彼の身分卑しき者なりとて之に接するに倨傲尊大なるは官廳の威嚴を添ふる所以の途に非らず、富貴權勢の人に徒らに禮を厚うし、諒解を求むるに急なるは公署の民衆化を示すものに非らざるべし。後者の如きは捜査官の職司の如何なるものたるやは夙に熟知し居りて誤解を招くの虞萬無之と信ず。余些感ずる處ありて數年來檢察事務上の用語を一律にせんと志し今日に至る迄實行に努めたり。即ち告訴人、告發人たると被告人たると將關係人たると男子たると女子たると、身分地位の差異如何は措いて問はず、等しく普通未見の人に對する場合に用ひらるゝと信ずる程度の敬語を以てする用語に依りたるなり。事の可否は知らず、各見る人に依り別異の意見あるを疑はず、敢て之を他に勤めんと欲するものに非らざるも、若し同感の士あらば試みるも亦一興なるべし、余として

は之を以て特に輕んぜられ、欺かれ、或は要なき否認を蒙りたりとは信ぜず、従つて職務遂行上有害、不利、不便ありとは毫も感ぜざりし、寧ろ對質取調の際に甲乙兩者と語を改むるの必要も無く利便を感じるものありたり。

猶用語と相俟つて捜査官は接する人々に對し温かさや奥床しさを味はしめ度きものなり。嚴格峻烈、勇猛果敢なるが捜査官の典型のみにはあらざるべし。其の半面には泣く子も懷く底の温容と慈愛とを湛へよ、罪の人をも敬愛せよ、彼も人の子なり。只社會上の弱者たるが故に茲に至りたるのみ。殊に刑罰のみを以て改悛せしめんと企圖する勿れ。個々の取調の間にも幾度か悔悟の時機來ることを思へば、輕々に徒過するは惜むべきの限なり。學校の自由教育と刑罰による強制教育との間に猶警察、檢察、裁判の手續中に於ける半自由、半強制の教育存する事を忘るべからず。

氣付きたる例としては取調の對者の兇暴なるか、或は激昂憤怒し氣勢荒く抗言し來る場合に、更に夫以上の意氣込を以て應酬し、壓服し去らんとするの事例を見る事あり。斯くて對者を取鎮め得たりとするも、傍人には係官と民衆の喧嘩とよりは受取れず、此の場合に柔克く剛を制すの策あるに非らざるか。余は謹んで承り最早申す事無しと云ふに及びて、おもむろに之に對するの途に出でたり。

召喚取調を爲すに公用なればとて權柄づくの物言を爲すは避け度し。家宅搜索の場合に公權の發動なればとて、室内取亂したる儘後は可然處置せよと立去るが如きも不得止場合の外は慎み度し。先方の迷惑を最少限度

に止めんことは捜査上の極意たるべし。獨り搜索の場合に限らず一度民衆の怨嗟反感を買はんか、他日再捜査を行ふ場合に其の影響を蒙るべきや必せり。心せざるべからず。反之對者公務を蔑如し、妄りに公職の領域を犯すあらば斷じて假借する事勿れ、斷々乎として職司を固守するの概あらざるべからず

次に取調の相手方が優越せる場合の覺悟なり。此際に於ては吾人は特殊方面に亘りて智識經驗皆無なるは誠に不得止次第なれば、夫等は潔く教を請ひ、我背後には法規の守あり、苟も事捜査の範圍に於ては自己の獨占壇場なりとの信念の下に對等の立場に在りと自覺せば足るやに思考せらる。余の如き炭鑛船舶等に對する智識皆無にして某背任事件の捜査を命ぜられ、算數簿記の初歩だも辨へずして或る會社事件の捜査を命ぜられたる場合の如き、只如上の方針に依りて終始したるのみなり。

被害者の自白を得る場合に心すべきの信條は上に敘したり、本人の感情の高潮したる際に認むる處は、兎もすれば自暴自棄の結果に依るか極度の責任感に依るかの憂ありて、共に正鵠を得難かるべし、若し夫れ負ふべきの限に非らざる罪責を引受くるが如きに至るあらば刑政の前途殆うし、又本人をして安心を得せしむるが爲なりとも氣安めの慰撫は誘ふに庶し。況や被疑者に於て求むる處ありて、或は罪の過當の輕減を希ひ、又は免責の處置を望むが爲の迎合的の陳述の如きは、眞に恐怖に値す。眞に懺悔し罪の告白を爲し得る者は至純なる性格の所有者か將た勇者なるべし、常人の情としては告白するに怯なるか、或は一應の遁避を策せんとして否認するに至ること敢て心意の良否の問題に非らずして、實に自然の勢なるべし、此際に於て過を深からざらし

むるが爲に「訓戒」し反省を求むるは將に捜査官の徳義なりと見るを得べし、然れども其の機熟せざるに早急に自白を求むるは宜しく避けざるべからず、後に至り否認に立戻る事稀ならざればなり、依て否認可なり、辯解可なり、欺かるゝ事ありとも其の主張する處を採用して須らく捜査を試むべし、其の主張の遂に立つべからざる所以を感得せしめて徐々に其の自發的告白を待つべきのみ、斯かれば其の者遂に刀折れ矢盡きて後陣門に降るの想ありて、未練、執着を遺すの憂も無く受くべき法の制裁をも甘するに至るべし、茲に於てか最後に來るべき行刑の効果を十分に收め得て、再生の其の人を社會に迎ふるの悦歡あるべし。自然に従はざるの陳述の如きは到底永續する事無く、檢事局に至りて早く已に之を翻すあり、裁判所に移るや否哉變更するものあり、斯くの如き畢竟自白としての權威を疑はしむる事ともなり寧ろ初めより否認の儘に進み他に有力なる傍證を伴ふ案件に劣る事數等なり。何となれば假りに自白ありたる結果として自ら傍證に關する捜査閉却省略せらるゝ虞あるを以てなり。自白を確保するの途に付ては後に項を改めて述ぶる處あるべし。

心得 其二

失敗を轉用せよ

余は失敗の専門家にして而も之を以て不名譽なりとも亦自己の無能表白なりとも心得ざる鐵面皮者流なり、蓋し失敗せざるに勝る事なしと雖、神ならぬ身の失敗無きを得ざるは、是れ實に免るべからざる數なればなり、只失敗を失敗に終らしむる事勿れ、之を教訓とせよ、而して之を再びする事勿れと叫ぶものなり。

由來何等變化無くして過ぎたる道程は、遂に何等の印象をも残す事なし。然るに危かりし事共怖しかりし事共は、永く／＼腦裡に刻して忘れんとするも容易に忘れ得るものに非らざるは皆人の知る所なり、故に失敗は貴重の寶物なりと謂ふべきなり。

望むらくは諸氏次第に其の地位進み多數の後進部下を率ゆるの時、部下の失敗を責むるに心せよ。本人に於て失敗なりと心付かざる事あらば、之を自覺せしむる程度に叱責するも亦可なり、然れども本人に於て其の失敗たる事を充分覺知し居れる上は、強て追求罵詈を加ふるが如きは心無き業なり、自身既に失敗と氣付たる以上、先輩上官の前に出づれば全く屠所の羊なり、一言の叱責無くとも重々痛み入り居れるなり叱責を受くるは寧ろ當然の次第なれば、敢て之を苦痛とするには非らざれども、決して深く自ら省みるの念無きに非らざるなり、此の場合に於て若し笑つて其の過を寛容せられたりとせば、負責減するに反比して、心中謝罪の念愈々増すものあり、如何にかして失ひたるを回復せざるべからずとの奮發心を咬らるゝの想あり、如斯は恐らくは余一己の感のみにはあらざるべし。

心得 其三

反覆を厭ふべからず

蓋し一度尋ねて得ざれば再び尋ねよ。再して猶得ざれば更に三度尋ねよとの謂なり。云はずや「上手の手より水が漏る」と、以て味ふべきなり。之を旅行に例へんに、未見の地に足を一度踏入れなば、山川風物の眼底に

印するもの少からざるべしと雖も、更に再び其地に行を累ねたりとせば如何、曩に一度見聞したる物象は度を重ねて其色彩愈々鮮かなるものと共に、前回遂に視界に入るを得ざりし事物も亦之を看取するを得べく、而も之が爲に要する時間と努力とは却て著しく減する事を得べきは旅行家の等しく口にする處たり。故に一度試みて達せずとも輕々しく捨て去るべきに非らざるなり。

實例に徴するに、往年某殺人事件迷宮入りとなりたるに付所轄署は勿論の事なるが本廳に於ても數次捜査を繰返し、殊に捜査係主任更替の都度其の捜査を反覆したり、斯く屢々此種の試みあるは敬服措かざる處なり。

某縣下の山中に於て少女強姦致死の事件ありて、裁判醫は屍體より採取し來りたる汚染物に付實に二十餘回の檢鏡試験を行ひたる結果、漸くにして姦淫の事實を證明するを得たりと聞く。該犯人は後に逮捕を見たるが同人は又東京に於ても或る貯炭場附近に於て通行中の一婦人を強姦死に致したる事あり、其際に於ては未だ犯人の何人なるや全然明かならず、此事件の捜査に際し、余は同所より某驛方面に出づる只一の人家續きの道路に付足取捜査を行はんことを求めたり。第一回は所轄署と本廳より各一名宛を出して二人一組としたる足取隊數組を出動せしめたり。然るに何等得る處無かりし故に、次には余に於て兇行時刻と認めらるゝ夜十時頃を期し該道路を踏査し、猶眠り居らざる各戸を見定め來りて、所轄署のみより數組の足取隊を借受け再び同一の捜査を行ひたるが亦得る處なく更に本廳員のみを以て數組を作り最後の捜査を行ひたり。此結果も亦何等得る處なかりし。後に犯人の逮捕を見、此點は三回の捜査に依て犯人の痕跡だも得られざりしは當然にして、犯人